# 第2章

# 協定等

## [2-1] 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、山口県内において災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害が発生し、被災した市町が応急措置を実施するため必要があると認めるときは、山口県(以下「県」という。)及び県内市町に対して災対法第67条第1項及び同法第68条第1項に基づく応援の要請を行うものとし、県及び県内市町は応援を迅速かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

- 第2条 応援の内容は次のとおりとする。
  - (1) 災害応援に必要な職員の派遣
  - (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
  - (4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
  - (5) 遺体の火葬のための施設の提供
  - (6) ゴミ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
  - (7) 災害応援措置に必要な車両等及び資機材の提供
  - (8) ボランティアの調整
  - (9) その他、特に要請のあった事項

(応援の要請)

- 第3条 応援を受けようとする被災市町(以下「受援市町」という。)は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、事態が切迫している場合は、電話、ファクシミリ等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
  - (1) 被害の状況
  - (2) 前条第1号及び第8号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
  - (3) 前条第2号から第7号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資の品名・数量等
  - (4) 応援の場所及びその場所への経路
  - (5) 応援を必要とする期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も 含めた応援計画を作成し、応援を行う市町(以下「応援市町」という。)及び受援市町に、応援計 画を通知するものとする。
- 3 県及び応援市町は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、受援市町から各応援市町に対して応援の要請があったものとみなす。 (市町を指定した応援要請)
- 第4条 受援市町は、あらかじめ指定した県内の市町(以下「応援指定市町」という。)に、応援を 要請することができる。
- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
- 4 受援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。 なお、この場合において、受援市町は事後必ずその旨連絡する。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、 自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による 被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うものとする。

- 2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。
- (経費の負担)
- 第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を 除き、原則として受援市町の負担とする。
- 2 受援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を 行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

- 第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。 (平時の活動)
- 第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。
  - (1) 情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催する。
  - (2) 県及び他の市町主催の防災訓練に相互に参加する。
  - (3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。 2 この協定に定めがない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとす る。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成24年1月12日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本協定書を20通作成し、山口県知事及び各市町長が記名押 印の上、各1部を所持する。

#### 平成24年1月12日

山口県	山口県知事	$\vec{-}$	井	関	成	柳	]	井	市	柳井市長	井	原	健力	大郎
下関市	下関市長	中	尾	友	昭	美	1	袮	市	美祢市長	村	田	弘	司
宇部市	宇部市長	久佳	2日	后	子	唐	j	南	市	周南市長	木	村	健-	一郎
山口市	山口市長	渡	辺	純	忠	山	陽	小里	予田市	山陽小野田市長	白	井	博	文
萩 市	萩市長	野	村	興	兒	唐	防	大島	島町	周防大島町長	椎	木	ľ	5
防府市	防府市長	松	浦	正	人	和	]	木	町	和木町長	古	木	哲	夫
下松市	下松市長	井	Ш	成	正	上	:	関	町	上関町長	柏	原	重	海
岩国市	岩国市長	福	田	良	彦	圧	布	施町	Ţ	田布施町長	長	信	正	治
光 市	光 市 長	市	Ш	Ņ	魠	1	-	生	町	平生町長	Щ	田	健	_
長門市	長門市長	大	西	倉	雄	β <del>□</del>	ſ	武	町	阿武町長	中	村	秀	明

## [2-2] 山口県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、山口県内において災害が発生した場合に、山口県内の市町、消防の一部事務組合(以下「市町等」という。)が、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の実施区域)

- 第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町等(以下「協定市町等」という。)の全域とする。 (対象とする災害)
- 第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害 (以下「災害」という。)で、消防に関して協定市町等の応援を必要とするものとする。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長は、県に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

- 第5条 この協定に基づく応援要請は、次の各号いずれかに該当する場合に、応援を受けようとする 発災市町等(以下「受援市町等」という。)の長が、他の協定市町等の長に対して行うものとする。
  - (1) 災害が他の協定市町等に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合
  - (2) 発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合
  - (3) その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町等が保有する車両資機材等 を必要と認める場合
- 2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。また、県への通報は、応援 要請に準じ電話等で行うものとする
- (1) 災害の状況(災害の種別、発生日時、場所等)及び応援を要請する理由
- (2) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
- (3) 応援隊の活動内容
- (4) 応援隊の到着希望日時及び終結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

- 第6条 前条の規定により、応援要請を受けた市町等(以下「応援市町等」という。)の長は、特別な理由がない限り、応援市町等区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。
- 2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員その他必要な事項を遅滞なく受援 市町等の長及び県に通報するものとする。
- 3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、この旨を速やかに要請市町等の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣の中断)

第7条 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生 じた場合、受援市町等の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長(消防業務を委託している町にあっては、当該町を管轄する消防本部の消防長)が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報 告)

- 第9条 応援市町等の長は、応援の結果を応援活動終了後速やかに受援市町等の長に報告するものと する。
- 2 受援市町等の長は、災害の概要を災害活動終了後速やかに応援市町等の長に報告するものとする。 (経費の負担)
- 第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。
  - (1) 応援市町等が負担する経費
    - ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費
    - イ 応援の消防職員、消防団員(以下、「応援隊員」という。)が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
    - ウ 応援隊員が受援市町等への往復途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費
    - エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
  - (2) 受援市町等が負担する経費
    - ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費
    - イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費
    - ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費
- (3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

(実施細目)

- 第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、協定市町等が協議して別に定めるものとする。 (協 議)
- 第12条 この協定に定めのない事項または疑義が生じたときは、その都度協定市町等で協議の上、 決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の証として、協定市町等の長は、記名押印の上各自1通を保管する。

附即

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県内広域消防相互応援協定書(平成22年4月14日締結)は、この協定の効力発生 の日をもって廃止する。

## [2-3]消防相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、山口県周南市及び島根県吉賀町(以下「市町村」という。)管内において災害が発生した場合に、市町村相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するため、消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の実施区域)

- 第2条 この協定書の実施区域は、協定を締結した市町村(以下「協定市町村」という。)の全域とする。 (対象とする災害)
- 第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害 (以下「災害」という。)で、消防に関して協定市町村の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

- 第4条 この協定に基づく応援要請は、次の各号いずれかに該当する場合に、応援を受けようとする 災害が発生した市町村(以下「発災市町村」という。)の長が、他の協定市町村の長に対して行う ものとする。
- (1) 災害が他の協定市町村に拡大し、又は影響を与える恐れがあると認める場合
- (2) 発災市町村の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合
- (3) その他、災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の協定市町村が保有する車両資機材等を必要と認める場合
- 2 前項に規定する応援要請は、次の事項を明確にして行うものとする。
  - (1) 災害の状況(災害の種別、発生日時、場所等)及び応援を要する理由
- (2) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量
- (3) 応援隊の活動内容
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

- 第5条 前条の規定により、応援要請を受けた市町村(以下「応援市町村」という。)の長は、特別 の理由がない限り、応援市町村区域内の消防業務に支障のない範囲において応援を行うものとする。
- 2 応援市町村の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時、人員、その他必要な事項を遅滞なく要請した市町村の長に通報するものとする。
- 3 第1項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村の長に通報するものとする。

(応援隊の派遣の中断)

第6条 応援市町村の長は、応援隊を当該市町村の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、要請市町村の長と協議の上、派遣を中断することができる。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請市町村の消防長(消防本部を設置していない市町村にあっては市町村長)が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

- 第8条 応援市町村の長は、応援の結果を応援活動終了後、速やかに要請市町村の長に対して行うものとする。
- 2 要請市町村の長は、災害の概要を災害活動終了後、速やかに応援市町村の長に報告するのもとする。

(経費の負担)

- 第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担については、次の各号により負担するものとする。
  - (1) 応援市町村が負担する経費
    - ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費
    - イ 応援の消防職員、消防団員(以下「応援隊員」という。)が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費
    - ウ 応援隊員が、要請市町村への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費
    - エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
  - (2) 要請市町村が負担する経費
    - ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費
    - イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費
    - ウ 応援隊員が、応援活動中第三者に損害を与えた場合の賠償費
  - (3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町村と要請市町村が協議して定めることとする。

(協 議)

第10条 この協定の実施に関し、疑義を生じたときは、その都度協定市町村で協議の上、決定する ものとする。

(協定書の保管)

第11条 この協定の証として、本協定書2通を作成し、協定市町村の長は、記名押印の上、各自1 通を保管するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 これまでの消防相互応援協定(平成 15 年4月21日締結)は、この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成17年10月1日

山口県周南市 市 長 河 村 和 登

島根県吉賀町 町長職務執行者 三 浦 秀 史

## [2-4] 緊急の事態における相互援助協力に関する協定書

(目的)

- 第1条 この協定は、周南市と周南警察署及び光警察署が緊急の事態に際し、市民の生命、身体、財産等の安全を確保するため、消防及び警察が相互に援助協力することを目的に定めるものとする。 (援助協力の基本)
- 第2条 この協定によって行う援助協力は、消防と警察の相互理解と相互扶助の精神により行うものとする。

(対象とする緊急の事態)

- 第3条 この協定における緊急の事態とは、火災、地震、台風等の天災、その他事変、各種事故等に おいて市民の生命、身体、財産等に重大な被害を及ぼすおそれがあり、通常の態勢では対処できな い事態をいう。
- 2 この協定により援助協力すべき事項は、次の各号に定める。
- (1) 情報の提供に関すること。
- (2) 専門的な技術援助に関すること。
- (3) 任務遂行上の連絡協調に関すること。
- (4) 補助的な支援活動に関すること。
- (5) その他援助協力を遂行するために必要な事項

(援助協力要請)

- 第4条 この協定に基づく援助協力要請は、緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認め られる場合において要請側の長が応援側の長に対して行うものとする。
- 2 前項に規定する援助協力要請は、次の事項を明確にして行うものとする。
- (1) 緊急事態の概要(種別、発生日時、場所等)及び応援を要する理由
- (2) 要請する人員、車両、資機材等の種別、数量
- (3) 応援員の活動内容
- (4) 応援員の集結日時、場所
- (5) その他必要な事項

(応援員の派遣)

第5条 前条の規定により、協力要請を受けた長は、消防及び警察業務の目的を逸脱しない範囲内で、 それぞれの任務遂行に支障のない範囲において応援員を派遣するものとする。

(通報連絡)

第6条 警察、消防は緊急の事態に相当すると認められる事態が発生し、また、発生のおそれがある ときは、知り得た必要な情報を遅滞なく相互に連絡するものとする。

(応援員の指揮)

- 第7条 応援員の指揮は、要請側の指揮者が応援側の指揮者を通じて行うものとする。ただし、緊急 の場合は直接応援側の隊員に対して行うことができる。
- 2 消防が警察を応援する場合の運営管理は警察が留保し、消防職員及び消防団員は警察権を行使してはならない。

(通 知)

第8条 活動終了後、要請側の長は緊急事態の概要を、応援側の長は活動結果をそれぞれ必要に応じて相手側の長に通知するものとする。

(緊急事態対策連絡協議会)

第9条 消防と警察は、この協定の趣旨に基づく援助協力を円滑に推進するため、緊急事態対策連絡 協議会を設置するものとする。

(守秘義務)

第10条 この協定に基づく援助協力に関し、知り得た情報は漏らしてはならない。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度両者が協議の上決定するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定締結の証として協定書3通を作成し、記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成24年3月1日から効力を発生する。
- 2 緊急の事態における相互援助協力に関する協定書(平成15年4月21日締結)は、この協定 の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年3月1日

周南市長 木村健一郎

周南警察署長 佐伯 悟

光警察署長 塩谷正幸

## [2-5] 大規模災害時の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第12号の規程に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市及び箕面市(以下「協定市」という。)において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では十分に被災者の救護等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電 話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

(応援の要請)

- 第3条 協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。
  - (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
  - (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
  - (4) 災害応急活動に必要な職員(以下「応援職員」という。)の派遣及び車両の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。 (応援の経費)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

(災害補償等)

- 第6条 応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号) の定めるところによる。
- 2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、 応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたも のについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年1回地域防災計画その他参考 資料を相互に交換するものとする。

(協 議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を17通作成し、協定市は、記名押印のうえ各自その 1通を保有する。

附則

この協定は、平成19年4月2日から施行する

平成19年4月	2 日								
伊丹市長	藤	原	保	幸	津 市	長 松	田	直	久
青梅市長	竹	内	俊	夫	常滑市	長 石	橋	誠	晃
大竹市長	入	山	欣	郎	戸田市	長 神	保	国	男
岡崎市長	柴	田	紘	_	鳴門市	.長	井	俊	明
唐津市長	坂	井	俊	之	府中市	長 野		忠	直
蒲郡市長	金	原	久	雄	丸亀市	長 新	井	哲	
桐生市長	大	澤	善	隆	坂井市	長 坂	本	憲	男
倉敷市長	古	市	健	三	箕面市	.長 藤	沢	純	_
周南市長	河	村	和	登					

## [2-6] 山口県周南市及び鹿児島県出水市の災害応援協定書

山口県周南市と鹿児島県出水市(以下「協定都市」という。)は、いずれかの行政区域において 災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生し、被害を受けた協定都市の一方(以下「被害都市」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被害都市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない協定都市の一方 (以下「応援都市という。」)が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被害都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

#### (応援の種類)

- 第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。
- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出及び救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助に必要な車両等の提供
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供及び被災者の受入
- (5) 救援、救助その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (6) ホームページ等による対外的情報の提供に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

#### (応援の要請手続)

- 第2条 応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部署を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災都市は、必要事項を記載した書面を後日、速やかに応援都市に送付しなければならない。
- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人数及び活動内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び集結地等
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 一時収容する被災者の人数等
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### (応援の実施)

第3条 応援都市は、前条の規定による応援の要請を受けた場合は、誠意をもってこれに応じるものとする。

#### (自主的な応援の実施)

- 第4条 甚大な被害が予想される災害発生時において、通信途絶等により被災都市から第2条の規 定による応援の要請がない場合は、応援都市は、速やかにその被災状況について情報収集を行う ものとする。
- 2 応援都市は、前項の情報収集の結果、被害が甚大であると判断し、かつ、被災都市と連絡ができない場合は、自主的に応援を行うことができる。
- 3 前項の応援については、第2条の規定による応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、協定都市が協議して別に定める。

(連絡担当部署)

第6条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速 やかに情報を相互に交換するものとする。

(体制の整備)

第7条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(資料の交換)

第8条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他資料を相互 に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定は、協定都市が別に締結した災害時の相互応援に関する協定等に基づく応援を排除 するものではない。

(協議)

第10条 この協定の締結に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定都市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成24年1月20日から発効するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月20日

山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市

代表者 市 長 木 村 健一郎

鹿児島県出水市緑町1番3号 出水市

代表者 市 長 渋 谷 俊 彦

## [2-7] 災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と周南市長(以下「乙」という。)は、周南市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

#### (目 的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、周南市民の生命、及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

#### (協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行 えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

#### (現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、周南市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

#### (平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

#### (その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

### 平成24年3月26日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸 田 和 彦

乙 周 南 市 周 南 市 長 木 村 健一郎

## [2-8] 山口県消防防災へリコプター応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、山口県、山口県内の市町及び消防の一部事務組合(以下「市町等」という。) が、災害による被害を最小限に防止するため、山口県が所有する消防防災へリコプター(以下「消 防防災へリ」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災へりの応援を求めることができる区域は、市町等(以下「協定市町」という。)の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第1条に規定する 災害をいう。

(応援要請)

- 第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町等(以下「要請市町等」という。)の 長が、次の各号の一に該当し、消防防災へリの活動が必要と判断する場合に、山口県知事(以下 「知事」という。)に対して行うものとする。
- (1) 災害が他の協定市町に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- (2) 要請市町等の消防力によっては防御が困難な場合、又は消防防災へりによる活動が有効と 判断される場合
- (3) その他救急救助活動等において、消防防災ヘリによる活動が有効と判断される場合 (応援要請の方法)
- 第5条 応援要請は、山口県消防防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行う ものとする。
- (1) 災害の種別及び状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) 救急搬送の場合は同乗する医師等の氏名
- (8) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

- 第6条 知事は、前条の規定による応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の 上、消防防災航空隊を派遣するものとする。
- 2 知事は、前条の規定による応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市 町等の長に通知するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき、消防防災航空隊が消防活動に従事する場合には、要請市町等の長から、 消防防災航空隊員を派遣している市町等の長に対し、山口県内広域消防相互応援協定(平成 22 年4月14日締結。以下「相互応援協定」という。)第6条の規定に基づく応援要請があったもの とみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運行経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、 原則として山口県が負担するものとする。 (協 議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、山口県及び市町等が協議の上、 決定するものとする。

(協定書の保管)

第10条 この協定締結の証として、知事及び市町等の長は、記名押印の上、各自1通を保管する。

附則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 山口県消防防災へリコプター応援協定(平成22年4月14日締結)は、この協定の効力発生 の日をもって廃止する。

## 平成24年4月1日

山口県知事、下関市長、宇部市長、山口市長、萩市長、防府市長、下松市長、岩国市長、

光市長、長門市長、柳井市長、美祢市長、周南市長、山陽小野田市長、周防大島町長、

和木町長、上関町長、田布施町長、平生町長、阿武町長

柳井地区広域消防組合管理者、光地区消防組合管理者、岩国地区消防組合管理者

宇部・山陽小野田消防組合管理者

## [2-9] 山口県消防防災へリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山口県消防防災へリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第14 条第4項の規定により、山口県消防防災へリコプター(以下「消防防災へリ」という。)の緊急 運航に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2条 緊急運航については、要綱及び山口県消防防災へリコプター応援協定(以下「応援協定」 という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

- 第3条 緊急運航基準は次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 災害応急活動
  - ア 被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害、又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故 等が発生又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動 を行うとともにその状況を監視する必要があるとき。

イ 救援物資等の緊急搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品・復 旧資機材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に搬送する必要がある場合。

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等 を迅速かつ正確に伝達するため必要がある場合。

エ その他

消防防災ヘリによる災害応急活動が有効と認められる場合。

- (2) 火災防御活動
  - ア 林野火災等における空中からの消火活動

消防防災ヘリによる消火がより効果的である場合。

イ 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、広範囲に わたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要がある場合。

ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、消防防災へりによる人員、資機材等の搬送がより有効である場合。

エ その他

消防防災ヘリによる火災防御活動が有効と認められる場合。

- (3) 救急活動(必要により医師の搭乗)
  - ア 事故又は急病等による搬送

事故又は急病等に起因して重症が疑われ、又は離島、山村等から緊急に傷病者の搬送を 行う必要がある場合で、覚知から病院搬送までの時間を短縮できる場合。

イ 傷病発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要がある場合。

ウ 高度医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認める場合。

エ その他

消防防災へリによる救急活動が有効と認められる場合。

- (4) 救助活動
  - ア 河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助 水難事故又は山岳遭難事故等において、消防防災へりによる対応がより有効な場合。
  - イ 中高層建築物火災による救助
    - 中高層建物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要な場合。
  - ウ 山崩れ等の災害において、陸上から接近できない被害者等の救出 大雨による山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要な場合。
  - エ その他

消防防災へリによる救助活動が有効と認められる場合。

(5) 広域航空消防防災応援活動

消防組織法第44条(昭和22年法律第226号)、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱(昭和61年5月30日付け消防救第61号)、中国5県の相互応援協定(平成7年7月締結)、中国・四国9県の相互応援協定(平成7年12月締結)、九州・山口9県の相互応援協定(平成7年11月締結)等に基づく要請があった場合。

2 前項の場合において、前項(1)アと前項(1)ア以外の各号いずれにも該当する場合及び前項(1)アの活動中に前項(1)ア以外の各号に該当すること

となった場合については、前項(1)ア以外の各号に該当する場合を優先するものとする。

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町、消防本部(局)又はその他の 関係機関(以下「市町等」という。)の長が、山口県防災危機管理課長(以下「運航責任者」と いう。)に対し行うものとする。

(緊急運航要請の手続き)

第5条 前条の緊急運航の要請は、航空センター(特別な場合は山口県防災危機管理課)に対して 電話で要請の後、山口県消防防災へリコプター緊急運航要請書(様式第1号)をFAXで提出す るものとする

なお、要請者は電話での要請時に次の情報を報告するものとする。

- (1) 災害発生場所
- (2) 災害等の内容
- (3) その他必要と判断する情報

(緊急運航の決定)

- 第6条 運航責任者は、第5条の規定による緊急運航の要請を受けたときは、緊急運航を要する事態の状況及び気象状況等を確認の上、出動の可否を決定するとともに、運航責任補助者(防災危機管理課長及び消防防災へリ運航委託業者のうち運航責任者が指定する職員)又は隊長若しくは副隊長(以下「運航責任補助者等」という。)に対し、緊急運航の可否及びその他必要な事項を指示するものとする。
- 2 運航責任補助者等が前項の指示を受けたときは、直ちに緊急運航を要請した市町等の長(以下「要請者」という。)に対し、緊急運航の可否を連絡するとともに、速やかに要請内容に対応する出動体制を行うものとする。

(受入体制)

第7条 要請者は、航空センターと緊密な連絡を図るとともに、当該要請者の定める災害現場等の 最高指揮者に消防防災へりの航空消防活動指揮者と緊密な連絡を取らせるものとする。

また、要請者は、必要に応じ次の体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場の確保及び安全対策
- (2) 傷病者の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配

- (3) 空中消火を必要とする場合は、給水場所の確保
- (4) その他必要な事項

(情報連絡及び報告)

- 第8条 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリの搭乗中に得た情報等を運航責任者に報告するとと もに、帰還後、緊急運航報告書(様式第2号)を作成し、速やかに防災危機管理課長に報告しな ければならない。
- 2 防災危機管理課長は、緊急運航を行った場合及びその他重要事項について、直ちに総括管理者 に報告するものとする。
- 3 防災危機管理課長が災害等の状況を把握する必要があると認めるときは、災害等が収束した後、 要請者に対して、災害等状況報告書(様式第3号)により報告を求めることができるものとする。 (運航不能時)
- 第9条 防災危機管理課長は消防防災へリの運航不能時等の場合は、隣接県市の消防防災へリコプター若しくは自衛隊に派遣を要請するものとする。

なお、この場合において、本要領中の消防防災へりは応援へリコプターと読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成12年5月24日から施行する。

附即

この要領は、平成14年5月27日から施行する。

附 則

- この要領は、平成18年3月20日から施行する。ただし、組織の改編により「消防防災課」
- を「防災危機管理課」と改称した箇所は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 目

この要領は、平成26年11月17日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

様式第2号は略

### 様式第1号

## 山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

	要	請市町	市町・本部名 発信者
1		防本部(局)	電話 FAX
2	発	生 日 時	年 月 日( ) 時 分頃
3	緊	急 運 航 種 別	(1)火災(2)救助(3)救急(4)災害応急(5)その他())
4	要	請 内 容	(1)消火(2)救助(3)救急(4)物資輸送(5)その他( )
5		発生場所	
6	出	事故概要	
			名 称 ( ) GPS コード (Y )
7		離着陸場	名 称 (    ) GPS コード (Y — — — )      場 所 (    市・町)
	動		消防本部名
8	到	诵信手段	通信手段(統制波1・2・3・主運用波・その他) MH z
0		<b>世</b> 旧 于	呼び出し名称 ( )・通信手段なし
			天 候 (晴れ) (曇り) (雨) (不明)
	状		雲の状態 (雲はあるが山にかかっていない)(中腹に雲あり)
9		気象状態	(山頂に雲あり) (雲なし) (不明)
			風の状況 (無風) (弱い) (強い) (不明)
10	況	現場指揮者	所属 職名 氏名
	,,	本サマウ	消防隊員( )名 救命士( )名
11		搭乗予定	医 師( )名 看護師( )名 その他( )名
19		<b>注動隊</b>	消防隊(現場着・ 出動中) 救助隊(現場着・ 出動中)
12 活動隊			救急隊(現場着・ 出動中) その他(現場着・ 出動中)
			航空センター受信者

※地図(目標)を添付して下さい。

次については、航空センターから連絡します。

10 IC	. フいては、加生ピング	かり連桁しま	. 9 0					
13	航空消防活動指揮者	指揮者名	出動者数	(内隊員	名)			
14	通 信 手 段	(統制波1,	2,3・主運用波・その他) コールサイ	ン				
15	要請元到達予定時間		年 月 日()	時	分			
16	活動予定時間		時間 分					
	山口県消防防災航空センター 電話 0836-37-6422 FAX 0836-37-6423							

第号年月日

山口県総務部防災危機管理課長 様

要請機関の長

印

## 災 害 等 状 況 報 告 書

山口県消防防災へリコプター緊急運航要領第8条3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

発	生	日	時		年	月	日 ( )		時	分
発	生	場	所							
災:	害 等	の概	要							
活	動	内	容							
事	故	種	別	火災 ·	救急 救助	<b>h</b> • ?	その他(			)
		連携	活動	(出動隊)		傷病和	星度及び行	方不明	活動内	容チェック
	防災~			隊	名	死 亡		名	消火	
	ターイ			隊	名	重 篤		名	救 助	
	ターフ			隊	名	重 症		名	救 急	
救	急	隊		隊	名	中等症		名	転院搬送	
救	助	隊		隊	名	軽 症		名	人員搬送	
消	防	隊		隊	名	その他		名	医師搬送	
	他(		)	隊	名	行方不明	月	名	物資輸送	
<u>合</u>		計		隊	<u>名</u>	<u>合 計</u>		<u>名</u>	その他	
そと	の 化なる		考項							

## [2-10] 周南市消防本部と徳山海上保安部との業務協定書

(目的)

第1条 この協定は、周南市行政区域の海域及び離島における災害が発生した場合における周南市消防本部(以下「甲」という。)と徳山海上保安部(以下「乙」という。)の業務責任を明らかにするとともに、相互に協力し、迅速かつ円滑な消防活動を行うことを目的とする。

(対象とする災害)

- 第2条 この協定の対象とする災害は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 船舶火災、離島における火災及び救急業務で乙の応援を必要とするもの。
  - (2) 海上保安庁法第2条の規定による海難救助及び海洋汚染で甲の応援を必要とするもの。

(船舶火災)

- 第3条 次に掲げる船舶(消防法第2条に規定する「舟」を含む。)の消火活動は主として甲が担任 するものとする。乙はこれに協力するものとする。
  - (1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶
- 2 前項にかかげる以外の船舶の消火活動は乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。
- 3 甲の担任にかかる船舶を火災発生後ふ頭又は岸壁から離す場合、及び乙の担任にかかる船舶を火 災発生後ふ頭又は岸壁にけい留する場合は事前に両者が協議の上実施し、相互に協力して消火活動 を行うものとする。

(消防隊の海上輸送)

- 第4条 乙は大津島、馬島、仙島、黒髪島等離島の火災及び救急業務に際し、甲より消防隊及び救急 隊の海上輸送について要請があった場合は、特別の事情のない限りこれに協力するものとする。 (応援要請)
- 第5条 甲の長は、当該消防行政区域のうち、海岸線付近に災害が発生し、特に必要があると認めるときは、乙の長に対し応援を要請をすることができる。この場合乙の出動範囲は巡視船艇の行動可能な水域とする。
- 2 乙の長は、前項の行政区域のうち海域において、海難救助及び海洋汚染の事態が生じ必要がある と認めるときは甲の長に対し応援の要請をすることができる。この場合甲の出動範囲は消防隊の活 動可能な水域とする。

(経費の負担)

第6条 第3条、第4条、第5条による出動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費が要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。

(火災の通報)

- 第7条 甲又は乙は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。 (火災原因の調査)
- 第8条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議してこれを行 うものとする。

(消防てん末の通報)

第9条 甲又は乙は、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を連絡する ものとする。

(救急業務)

第10条 離島において発生した事故等による傷病者を医療機関その他の場所に緊急に搬送する必要が生じた場合の巡視船艇での傷病者は、甲の管理の下に搬送するものとする。

(資機材の借用)

- 第11条 甲の長は当該行政区域内における油防除活動において、油処理剤等を補給する必要が請じた場合は、乙が保有する油処理剤を借用することができるものとする。
- 2 乙の長は消火活動において、消火薬剤を補給する必要が生じた場合は、甲の保有する消火薬剤を 借用することができるものとする。

(情報の交換)

第12条 法令に定めるものの他、入港船舶の危険物積載の状況、消火剤薬剤の備蓄状況等消火活動 上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するもの とする。

(大型タンカー対策)

- 第13条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は周南市地域防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。
  - (1) 情報及び資料の交換
  - (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(雑 則)

第14条 この協定で定めるものの他必要な事項は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成15年4月21日から実施する。
- 2 この協定の発効に伴い、「昭和44年5月15日付の徳山市消防本部と徳山海上保安部との業務協定書」及び「昭和44年5月15日付の新南陽市消防本部(南陽町消防本部)と徳山海上保安部との業務協定」は廃止する。
- 3 この協定書は、2通作成し、各機関の長が記名押印して各自1通所持する。

平成15年4月21日

徳山海上保安部長 葛 西 珩

周南市消防長 南 克 彦

## [2-11] 周防地区海上安全対策協議会会則

(名称)

第1条 本会は、周防地区海上安全対策協議会と称する。

(目的)

- 第2条 本会は、周防地区(徳山海上保安部管轄区域の地先海域をいう。)及びその周辺海域における海難の防止を図るとともに、大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議することを目的とする。
- 2 本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条 の6第1項の協議会として活動する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第3条 本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、 会員の協議により必要と認める場合は、瀬戸内海中部海域に係る同法律第43条の5第1項の排 出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(業務)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。
  - (1) 海難防止に関すること。
  - (2) 航路標識の整備促進に関すること。
  - (3) 排出油等の防除活動に関すること。
  - (4) 研修・訓練に関すること。
  - (5) その他必要な事項。

(構成)

第5条 本会は、周防地区において海難の防止及び排出油等の防除活動に関係する官公庁、会社及 び団体(以下「会員機関」という。)をもって構成する。

(部会)

第6条 本会の目的を達成するため、次の部会を置く。

海難防止対策部会

排出油等防除部会

2 部会の規約は別に定める。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名部会長2名幹事若干

- 2 会長は、徳山海上保安部長とする。
- 3 会長を除く役員の任期は2年とする。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長は、各部会を代表し、その調整に当たる。
- 6 幹事は、会長及び対策部会長を補佐する。

(会議)

- 第8条 本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。
- 第9条 会議は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会
    - イ業務の企画に関すること。
    - ロ 会則の改正に関すること。

- ハ 役員の選出に関すること。
- ニ その他会長が必要と認める事項。
- (2) 役員会
  - イ 総会に付議する事項に関すること。
  - ロ その他部会長が必要と認める事項。
- (3) 部会

別に定める規約による。

- 第10条 総会は、毎年1回会長がこれを招集する。
- 第11条 役員会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。
- 第12条 部会は、会長又は部会長が必要と認めたとき、これを招集する。
- 第13条 総会及び役員会の議長は、会長とする。
- 2 部会の議長は、部会長とする。
- 第14条 会員機関は、会長に対し会議の招集を求めることができる。
- 第15条 緊急に処理を必要とする事項については、役員会又は部会の決議をもって、総会の決議 に代えることができる。

(経費)

- 第16条 本会の運営に必要な経費は、原則として公益財団法人海上保安協会徳山支部の助成による。
- 2 特に経費が必要なときは、その調達の方法を役員会において決定する。

(その他)

第17条 本会の事務は、徳山海上保安部において行う。

附則

- 1 この会則は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 周南地区外国船舶安全対策連絡協議会会則(昭和58年1月)、周南地区大量流出油災害対策 協議会会則(昭和49年12月)及び徳山港船舶災害防止対策協議会会則(昭和40年6月)は、 昭和63年6月1日をもって廃止する。
- 3 平成8年5月16日一部改正
- 4 平成10年5月22日一部改正
- 5 平成17年5月20日一部改正
- 6 平成20年5月27日一部改正
- 7 令和3年6月28日一部改正

## [2-12] 周防地区海上安全対策協議会海難防止対策部会規約

(趣旨)

第1条 本部会は、周防地区の主要港湾及びその周辺海域における海上交通の安全確保について必要な事項を協議し、もって海難を防止することを目的とする。

#### (業務)

- 第2条 本部会は次の業務を行う。
  - (1) 港湾整備の要望・改善に関すること。
  - (2) 航路標識の整備促進に関すること。
  - (3) 日本船舶・外国船舶の海難防止に関する調査・研究及び協議に関すること。
  - (4) 日本船舶・外国船舶の航行安全に関する資料・情報の収集及び周知に関すること。
  - (5) その他海上交通の安全を確保するために必要な事項。

#### (審議事項)

- 第3条 本部会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 第2条に掲げる業務に関すること。
  - (3) その他部会長が必要と認める事項。

#### (区域の設定等)

- 第4条 本部会の活動を円滑、かつ、効果的に実施するため周防地区を次のとおり区分する。
  - (1) 熊毛区 山口県熊毛郡の地先海域をいう。
  - (2) 光・下松区 山口県光市、下松市の地先海域をいう。
  - (3) 周南区 山口県周南市の地先海域をいう。
  - (4) 山口・防府地区 山口県山口市、防府市の地先海域をいう。
- 2 幹事は、各区を代表してその調整を行う。
- 3 各区固有の問題については各区において協議する。

#### (専門委員会)

第5条 本部会の下に、次の専門委員会を置く。

仙島水道航行安全対策委員会 外国船舶安全対策検討委員会 台風·津波等対策検討委員会

- 2 専門委員会に会則を設けることができる。
- 3 部会への報告は、年1回以上行う。

#### 附則

- 1 この規約は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 平成15年6月24日一部改正
- 3 平成16年7月 9日一部改正
- 4 平成17年2月21日一部改正
- 5 平成18年5月17日一部改正
- 6 令和3年6月28日一部改正

## ●仙島水道航行安全対策委員会会則

#### 第1条(名称)

本会は、仙島水道航行安全対策委員会という。

#### 第2条(事務所)

本会の事務所は、2年交代で、周南市野村1丁目23番15号東ソー物流株式会社事務部と周南市 築港町2-18トクヤマ海陸運送株式会社事務部に置く。

#### 第3条(目的)

本会は、船舶の航行が過密になっている徳山下松港仙島水道及びこれに関連する海域において 船舶の航行及び大型船の離接岸操船に対する安全の確保、事故の防止を図るため必要な対策及び方 法を協議することを目的とする。

#### 第4条(事業)

本会は、当該海域における船舶航行の状況の調査、操船上の問題点等を分析し、安全対策の確立 のため、仙島水道航行安全規約の維持運営を行い、関係各企業にその実施を推進するものとする。 第5条(委員等)

委員会は、委員及び顧問からなる。

- (1)委員は、仙島水道を利用する工場、船舶代理店、船社、曳船業者、通船、無線局及びこれら に関連ある企業で別添に示す。
- (2) 顧問は、徳山海上保安部、内海水先区水先人会、山口県周南港湾管理事務所とする。

#### 第6条(意見聴取)

委員長は、学識経験者等に委員会の会議に陪席を要請し、必要に応じ本会の協議及び運営に対し、適切な助言を求めることができる。

#### 第7条(役員)

本会に次の役員を置く。

- (1)委員長 1名
- (2)副委員長 1名

#### 第8条(役員の選任)

役員は会員の互選によるものとする。

#### 第9条(役員の職務)

役員の職務は次のとおりとする。

- (1)委員長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を行う。

#### 第10条(役員の任期)

役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

- (1) 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- (2)役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

#### 第11条(会議)

会議は委員会とする。

- (1)会議は委員長が必要と認めたとき招集する。
- (2) 委員長は委員の5分の1以上の要請があったとき招集する。

#### 第12条(会議の招集)

会議の招集は、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面により開催日の2週間前までに委員に通知しなければならない。

#### 第13条 (会議の定足数)

委員はそれぞれ1個の表決権を有する。

- (1) 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- (2) 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (3) 委任状により表決権を委任された場合は、出席とみなす。

#### 第14条 (議事録)

委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- (1) 議事録は事務局が作成し、議長が指名した2名以上の出席委員がこれに署名捺印するものとする。
- (2) 議事録は事務局において保管することとする。

#### 第15条(事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第16条(経費の精算)

委員会運営上発生した通常経費については、事務局において随時取りまとめ、計算書添付のうえ、 実費を精算することとする。

#### 第17条(特別経費)

調査費、研究費等、委員長が必要と認める特別費目の経費については、該当臨海企業(トクヤマ、東ソー、日鉄ステンレス)においてその目的に基づき協議のうえ、分担を決定することとする。

#### 第18条(特別会費)

委員会運営上必要が発生する場合は、委員会の協議により、特別会費を徴収することができる。 第19条(細則)

この会則に定めるもののほか、委員会の事業の運営上必要な細則は、委員会の議決を得て委員長が別に定める。

- 附則1 本会は平成5年9月20日より施行する。
  - 2 平成16年7月9日から施行する。
  - 3 平成21年7月16日から施行する。
  - 4 令和 4年6月24日から施行する。

## ●外国船舶安全対策検討委員会会則

#### 第1条(名称)

本会は、外国船舶安全対策検討委員会と称する。

#### 第2条(事務局)

本会の事務局は、徳山海上保安部に置く。

#### 第3条(目的)

本会は、外国船舶による事故を防止するための必要な対策及び方法について協議することを目的とする。

#### 第4条(委員等)

委員会は、委員及び顧問からなる。

- (1)委員は、周防地区において、外国船舶を扱う企業、代理店等で別添に示す周防地区海上安全 対策協議会(以下「海安協」という。)会員名簿に記す会員とする。
- (2) 顧問は、中国運輸局山口運輸支局及び徳山海上保安部とする。

#### 第5条 (意見聴取)

委員長は、学識経験者等に委員会の会議に陪席を要請し、必要に応じ本会の協議及び運営に対し、 適切な助言を求めることができる。

#### 第6条(委員長)

委員長は、委員の互選によるものとし、任期は2年とする。

#### 第7条(会議)

会議は委員会とする。

- (1)会議は委員長が招集し、その議長を務める。
- (2)会議は委員長若しくは顧問が必要と認めたとき招集する。

#### 第8条 (議事録の作成及び海難防止対策部会長への報告)

委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- (1) 議事録は事務局が作成し、保管するものとする。
- (2) 当該議事は、原則として、委員長が海安協総会開催時において海難防止対策部会長に報告するものとする。

#### 第9条(情報連絡)

本会における委員間の連絡は、原則として、委員長の指示を受けて行う事務局からの一斉同報ファックスによるものとする。

#### 第10条(経費)

本会の運営に必要な経費は、海安協会則第16条の規定による。ただし、同条に定める方法以外による場合は、本会において決定する。

#### 第11条(細則)

この会則に定めるもののほか、委員会の事業の運営上必要な細則は、委員会の議決を得て委員長が別に定める。

- 附則1 本会は平成17年2月21日より施行する。
  - 2 令和3年6月28日一部改正

## [2-13] 周防地区海上安全対策協議会排出油等防除部会規約

(趣旨)

第1条 本部会は、周防地区及びその周辺海域において大量の油又は有害液体物質(以下「油等」という。)の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつその活動を推進することを目的とする。

#### (業務)

- 第2条 本部会は、次の業務を行う。
  - (1) 排出油等防除マニュアルの作成に関すること。
    - イ 情報の共有
    - ロ 人員・施設・機材の動員、輸送
    - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
    - ニ その他必要事項
  - (2) 排出油等防除に必要な施設・機材の整備に関すること。
  - (3) 排出油等防除の調整に関すること。
  - (4) 排出油等防除に関する研修及び訓練に関すること。
  - (5) その他排出油等防除に必要な事項。

#### (審議事項)

- 第3条 本部会は、次の事項を審議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 第2条に掲げる業務に関すること。
  - (3) その他部会長が必要と認める事項。

#### (資料の提出)

- 第4条 会員機関は、毎年3月31日現在の次の資料をすみやかに部会長に提出するものとする。
  - (1) 施設・機材の整備・保有状況
  - (2) 情報連絡体制
  - (3) その他参考事項

(訓練)

第5条 排出油等事故発生時における会員機関の防止活動の技術向上を図るため、毎年1回以上 訓練を行うものとする。

(区域の設定等)

- 第6条 本部会の活動を円滑、かつ、効果的に実施するため周防地区を次のとおり区分する。
  - (1) 熊毛区 山口県熊毛郡の地先海域をいう。
  - (2) 光・下松区 山口県光市、下松市の地先海域をいう。
  - (3) 周南区 山口県周南市の地先海域をいう。
  - (4) 山口・防府区 山口県山口市、防府市の地先海域をいう。
- 2 幹事は、各区を代表してその調整を行う。

(情報共有)

- 第7条 会長は、油等が排出され、又は輩出のおそれがある場合、会員に対し、速やかに事故に関する情報を通知する。
- 2 情報提供は、原則として一斉同報ファックスにより行うものとする。

(調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 会長は、油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、直ちに調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

(排出油等防除活動の実施)

- 第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者 又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。
- 2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は、海防法第41条の2の規定 による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、二次災害防止の対策を実施するものとする。
- 4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(防除支援協定及び相互応援協定)

- 第10条 会長は、本対策部会の活動を円滑、かつ、効果的に実施するため、防災関係機関との 防除支援協定及び隣接の排出油等の防除に関する協議会との相互応援協定を締結することがで きる。
- 2 前項に係る支援協力及び相互応援に係る要請等は、会長が決定するものとする。

(求償事務)

第11条 会員機関の防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として各会員機関が処理するものとする。ただし、部会長が必要と認めた場合は、本部会により調整を図るものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり又は重度 障害になった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるほか、当該被災した 者が所属する会員機関が当たるものとする。

附則

- 1 この規約は、昭和63年6月1日から施行する。
- 2 平成10年5月22日一部改正
- 3 平成15年6月24日一部改正
- 4 平成17年3月28日一部改正
- 5 平成18年5月17日一部改正
- 6 平成20年4月18日一部改正
- 7 平成24年3月 5日一部改正
- 8 令和 3年7月 1日一部改正

## ●台風·津波等対策検討委員会会則

#### 第1条(名称)

本会は、台風・津波等対策検討委員会と称する。

#### 第2条(事務局)

本会の事務局は、徳山海上保安部に置く。

#### 第3条(目的)

本会は、台風、津波等異常な自然現象による乗揚げ、転覆等の海難を防止するための必要な対策及び方法について協議することを目的とする。

#### 第4条(分科会)

本会に次の分科会を置く。

徳山下松港分科会

三田尻中関港分科会

#### 第5条(委員等)

委員会は、委員及び顧問からなる。

- 2 委員及び顧問(地方自治体その他関係行政機関をいう。)は、徳山下松港及び三田尻中関 港ごとに、周防地区海上安全対策協議会(以下「海安協」という。)会員名簿に記す会員と する。
- 3 委員長及び顧問は、第4条に定めるそれぞれの分科会において活動する。

#### 第6条(意見聴取)

委員長及び分科会長は、学識経験者等に会議に陪席を要請し、必要に応じ本会の協議及び運営に対し、適切な助言を求めることができる。

#### 第7条(委員長及び分科会長)

委員長は分科会長の、また、分科会長は分科会員のそれぞれ互選によるものとし、任期は2年とする。 第8条(会議)

会議は委員会及び分科会とする。

- (1)会議は委員長又は分科会長が招集し、その議長を務める。
- (2)会議は委員長若しくは分科会長又は顧問が必要と認めたとき招集する。

#### 第9条(議事録の作成及び海難防止対策部会長への報告)

会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は事務局が作成し、保管するものとする。
- 3 当該議事は、原則として、委員長が海安協総会開催時において海難防止対策部会長に報告するものとする。

#### 第10条(情報連絡)

本会における委員・顧問間の連絡は、原則として、委員長又は分科会長の指示を受けて行う 事務局からの一斉同報ファックスによるものとする。

#### 第11条(経費)

本会の運営に必要な経費は、海安協会則第16条の規定による。ただし、同条に定める方法 以外による場合は、委員会又は分科会において決定する。

#### 第12条(細則)

この会則に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、それぞれ委員会の議決を得て委員長が別に定める。

- 附則1 本会は平成17年3月28日より施行する。
  - 2 令和3年6月28日一部改正

## [2-14] 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定に基づき下関市、美祢市、山陽小野田市、宇部市、宇部・山陽小野田消防組合、山口市、防府市、周南市、下松市、光市、光地区消防組合、岩国市及び岩国地区消防組合(以下「協定市町等」という。)の長は、中国自動車道及び山陽自動車道における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目 的)

- 第1条 この協定は、中国自動車道(付属施設を含む。)の下関インターチェンジから鹿野インターチェンジまでの間並びに山陽自動車道(付属施設を含む。)の山口ジャンクションから岩国インターチェンジまでの間及び下関ジャンクションから宇部ジャンクションまでの間(以下「協定区域」という。)において、次に掲げる災害等が発生した場合、協定市町等の消防力を相互に活用して被害を最小限に防止することを目的とする。
  - (1) 火災
  - (2) 救急事故
  - (3) 救助事故
  - (4) その他の災害
- 2 本協定の対象施設は、協定区域における次に掲げる施設とする。
  - (1) 車両通行路(本線)及びその築堤部
  - (2) インターチェンジ、サービスエリア、パーキングエリア及びバスストップ

(出動区分)

- 第2条 協定市町等の消防機関が担当する協定区域の路線を別表のとおりとし、当該協定区域内の災害等を覚知した場合は、同表の区分に従い出動し消防活動を行うものとする。
- 2 前項の規定により第1出動する場合において、災害の発生場所が管轄行政区域外であるときは、 当該行政区域を管轄する協定市町等の長から応援要請があったものとみなして出動する。
- 3 第1項の規定により第2出動を必要とする場合においては、災害発生場所を管轄する協定市町等 の長の要請により出動するものとする。
- 4 第2項の規定により出動した消防機関の長は、当該行政区域を管轄する消防機関の長に対し、すみやかに災害の発生について通報するものとする。

(指 揮)

第3条 協定市町等が前条第3項の規定により第2出動した場合の消防活動の指揮は、災害発生場所 を管轄する消防機関の長があたるものとする。

(費用の負担)

- 第4条 応援に要した費用の負担は、次の区分によるものとする。
  - (1) 出動手当、旅費、燃料、機械器具の消耗、軽微な破損等についての諸経費は、応援を行った協定市町等(以下「応援市町等」)の負担とする。ただし、応援が長時間のわたる場合等により食糧・燃料等の補給を要する場合の諸経費は、応援を受けた協定市町等(以下「受援市町等」という。)の負担とする。
  - (2) 応援市町等の消防職員及び消防団員(以下「消防職員等」という。)が、応援活動によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、応援市町等がその災害を補償する。
  - (3) 応援市町等の消防職員等が現場において活動中、第三者に損害を与えた場合は、受援市町等がその損害額に相当する経費を負担する。ただし、応援市町等の消防職員等の重大な過失による場合又は災害現場への出動途中、若しくは帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援市町等がその損害を賠償する。

(災害の調査報告書等)

- 第5条 災害の調査は、出動消防機関において行うものとする。
- 2 前項の場合において、災害発生場所が管轄行政区域外である場合は、調査にあたった消防機関は、 調査の内容を管轄消防機関に提供するものとする。
- 3 「火災報告取扱要領」又は「救急事故等報告要領」に基づく報告については、それぞれの報告義 務協定市町等において行うものとする。

(協 議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときは、その都度、協定市町等間で協議の上決定するものとする。

(協定書の保管)

第7条 この協定の証として、13通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を発生する。
- 2 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書(平成23年4月1日締結)は、 この協定の効力発生の日をもって廃止する。

平成24年4月1日

## 出 動 区 分

	出動区域	出動市町等			
	山 虭 凸 呶	第一出動	第二出動		
中	下関ICから美祢西ICまでの上り線 小月ICから下関ICまでの下り線	下関市	下関市		
国自	美祢西ICから小郡ICまでの上り線 美祢東JCTから小月ICまでの下り線	美祢市	美 袮 市山陽小野田市		
動車	小郡ICから鹿野ICまでの上り線 徳地ICから美祢東JCTまでの下り線	山口市	字 部 市 字部・山陽小野田消防組合		
道	鹿野ICから 徳地ICまでの下り線	周南市	山   口   市     防   府   市		
	山口JCTから防府東ICまでの上り線 山口南ICから山口JCTまでの下り線	山口市	周   南   市     下   松   市		
山陽	防府東ICから徳山西ICまでの上り線 防府西ICから山口南ICまでの下り線	防府市	光 市		
自動	徳山西ICから熊毛ICまでの上り線 徳山東ICから防府西ICまでの下り線	周南市	岩 国 市 岩国地区消防組合		
車道	熊毛ICから玖珂ICまでの上り線 熊毛ICから徳山東ICまでの下り線	光地区消防組合			
	玖珂ICから岩国ICまでの上り線 岩国ICから熊毛ICまでの下り線	岩国地区消防組合			
	下関JCTのうち中国自動車道上り線から 埴生ICまでの上り線	下関市			
	埴生ICから宇部JCTまでの上り線 宇部JCTのうち県道山口宇部線上り線から 下関JCTまでの下り線	宇部・山陽小野田 消防組合			
	宇部JCTのうち県道山口宇部線下り線から 山陽自動車道下り線口まで	山口市			
	下関JCTのうち中国自動車道下り線から 山陽自動車道上り線口まで	美祢市			

備考:美祢東JCTと美祢東料金所の間の路線(小郡萩道路)については、中国道下り線から美祢料金所までの区域を山口市消防本部が管轄し、その他の区域については、美祢市消防本部が管轄する。

## [2-15] 中国自動車道における消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき中国自動車道 (附帯施設等を含む。)における災害出動に関する相互応援について必要な事項を定めることを目 的とする。

(協定団体)

- 第2条 この協定は、次に掲げる団体相互間において行うものとする。
  - (1) 益田地区広域市町村圏事務組合
  - (2) 岩国地区消防組合
  - (3) 周南市
  - (4) 広島市

(応援の対象となる災害)

第3条 この協定による応援の対象となる災害は、火災その他の災害とする。

(担当路線区域)

- 第4条 第2条の協定団体の消防機関が担当する中国自動車道の路線は別表のとおりとし、当該担当 区域内にかかる災害を覚知した場合は、同表の区分に従い出動し、消防活動を行うものとする。
- 2 前項の場合において災害の発生場所が別表の区分に応じて出動した消防機関(以下「出動消防機 関」という。)の管轄行政区域外であるときは、当該行政区域を管轄する消防機関の長から応援要 請があったものとみなして、出動するものとする。
- 3 前項の規定により出動した出動消防機関の長は、当該行政区域を管轄する消防機関の長に対し、 速やかに災害の発生について通報するものとする。

(応援要請)

- 第5条 出動消防機関が消防活動を行うにあたって応援の要請が必要であると認めたときは、当該出動消防機関の長は原則として、隣接の消防機関の長に対し、応援要請するものとする。ただし、災害の種別によっては、別表右欄に掲げる消防機関の長に対し、直接に要請することができるものとする。
- 2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害状況
- (3) 要請する車両の種別、台数、人員、資器材の数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた消防機関の長は、特別の理由がある場合を除き、応援隊 を派遣するものとする。

(指 揮)

第7条 第5条の規定により応援隊が派遣された場合の応援隊の指揮は、出動消防機関の長が行うものとする。ただし、災害の状況によっては応援隊を派遣した消防機関の長が指揮することができるものとする。

(出動に要する経費)

- 第8条 応援(第4条第2項の規定により出動した場合も含む。以下同じ。)に要した経費は、次の 各号に定めるところによりそれぞれ負担するものとする。
  - (1) 出動手当、旅費、燃料、機械器具の消耗、軽微な破損等についての諸経費は、応援隊を派遣した団体(以下「応援団体」という。)の負担するものとする。

ただし、応援が長時間にわたる場合等で応援隊の食糧、燃料等の補給を要する場合は、当該 災害が発生した場所の属する行政区域を管轄する団体(以下「災害発生団体」という。)の負 担とする。

(2) 応援隊の隊員が応援業務に従事中、第三者に損害を与えた場合は当該第三者に対する補償に要する経費は災害発生団体の負担とする。ただし、応援隊の隊員の故意又は重大な過失よる場合又は応援の往復途上において生じた交通事故等によるものについては、応援団体の負担とする。

(公務災害補償)

第9条 応援隊の隊員が応援活動によって、災害を受けた場合における公務災害補償は、応援団体が 行うものとする。

(その他の経費)

第10条 前2条に規定する経費以外の応援にかかる経費については、その都度、当事者間で協議の 上負担区分を定めるものとする。

(調査・統計報告等)

- 第11条 災害の調査は、出動消防機関において行うものとする。ただし、火災の原因等の調査は、 当該行政区域を管轄する消防機関において行うものとする。
- 2 前項の場合において、災害発生場所が出動消防機関の管轄行政区域外である場合には、出動消防 機関の長は、調査の内容を災害発生団体の消防機関の長に対し提供するものとする。
- 3 火災報告取扱要領等に基づく報告については、報告義務団体において行うものとする。 (消防団の出動)
- 第12条 本協定の実施に際し、消防団の出動を要請する場合には、当該消防団の属する団体の出動 方法によるものとする。

(疑 義)

第13条 この協定の実施に関し、疑義が生じたときは、その都度当事者間において協議し決定する ものとする。

(協定書の保管)

第14条 この協定を証するため、本協定書4通を作成し協定団体がそれぞれ1通を保管するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 益田地区広域市町村圏事務組合、山県西部消防組合、岩国地区消防組合及び周南市との間で 平成15年4月21日付けで締結した「中国自動車道における消防相互応援協定」は平成19年3 月31日をもって廃止する。

平成19年3月29日

益田地区広域市町村圏事務組合

代表理事 益田市長 牛尾 郁 夫

岩国地区消防組合

管理者 岩国市長 井 原 勝 介

周南市

市長河村和登

広島市

市長職務代理者 広島市助役 山 田 康

## 別 表

加			
高速道路の路線	区域	左記の路線区域を担当	要請に基づき応援出動
		する消防機関	する消防機関
吉和ICから	上り線	益田広域消防本部	
六日市ICまで			益田広域消防本部
	下り線	広島市消防局	広島市消防局
			周南市消防本部
六日市ICから	上り線	周南市消防本部	
鹿野ICまで			
			岩国地区消防組合消防本部
	下り線	益田広域消防本部	

# [2-16] 石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、消防の相互応援について、岩国地区消防組合、下松市、周南市、宇部・山陽小野田消防組合及び下関市(以下、「協定市等」という。)とは、次の条項により協定した。

(目 的)

第1条 協定市等は、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域において、同法第2条第3号に掲げる災害が大規模に発生した場合は、応援要請に基づき応援隊を派遣し、その防御にあたるものとする。

#### (応援要請)

- 第2条 応援要請は、協定市等のうち災害が発生した市又は組合(以下、「受援市等」という。)の長が、次のいずれかに該当すると認める場合に他の協定市等(以下「応援市等」という。) の長に行うものとする。
  - (1) 受援市等のみの消防力によっては、防御が著しく困難と認める場合
  - (2) その災害を防除するため、協定市等が保有する防災資機材等を必要と認める場合
- (3) その災害が、他の市町に拡大し又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。
- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 要請する防災資機材等の品名、数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

(通 報)

第3条 応援市等の長は、応援隊を派遣したときは、直ちに出発時刻、出動人員、防災資機材等の品 名及び数量並びに到着予定時刻を受援市等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、受援市等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合 は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(経費の負担)

- 第5条 応援隊に要した経費については、次の区分により負担するものとする。
  - (1) 応援に要した経費は、原則として受援市等の負担とする。
  - (2) 応援隊員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、応援市等がその災害補償をする。
  - (3) 応援隊員が第三者に損害を与えた場合は、受援市等がその損害額に相当する経費を負担する。 ただし、災害現場への出動途中又は帰路途中において第三者に損害を与えた場合は、応援市等 がその損害を賠償する。

(協議)

第6条 この協定に定めない事項又は疑義を生じたときは、その都度関係の協定市等が協議の上決定するものとする。

(連絡会議)

- 第7条 この協定の円滑な推進を図るため、随時連絡会議を開くものとする。
  - この協定締結の証として協定書5通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

附則

- 1 この協定は、昭和24年4月1日から効力を発生する。
- 2 石油コンビナート等特別防災区域に係る消防相互応援協定書(平成17年5月19日締結)は、 この協定の効力発生の日をもって廃止する。

## 平成24年4月1日

岩国地区消防組合

管 理 者 福 田 良 彦

下松市

下松市長 井川成正

周南市

周南市長 木村健一郎

宇部 • 山陽小野田消防組合

管理者 久保田后子

下関市

下関市長 中尾友昭

## [2-17]消防応援協定書

(目 的)

第1条 この協定は、株式会社トクヤマ徳山製造所(以下「事業所」という。)が周南市において発生した災害に消防応援出動する場合の必要事項を定め、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する水火災又は地震等の災害(以下「災害」という。)で災害による被害の拡大を防止するため事業所の消防力の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

- 第3条 周南市長(以下「市長」という。)は、周南市内に災害が発生し、事業所の自衛消防隊 の応援を必要とするときは、株式会社トクヤマ徳山製造所常務取締役所長(以下「事業所長」 という。)に応援出動を要請することができるものとする。
- 2 前項に規定する応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして応援要請をするものとする。
  - (1) 災害の概要(発生日時、場所等)及び応援を要請する理由
  - (2) 応援を必要とする人員、車両及び資機材等
  - (3) 自衛消防隊の終結日時及び場所
  - (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

- 第4条 前条の規定により応援要請を受けた事業所長は、可能な範囲内において応援を行うものとする。
- 2 事業所長は応援要請に備え、応援可能な人員、車両及び資機材等をあらかじめ市長に通知しておくものとする。
- 3 事業所長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等その他必要な事項を速やかに市長に通報 するものとする。
- 4 事業所長は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、周南市消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は応援隊の隊員に対して直接行うことができる。

(報告)

- 第6条 事業所長は、応援活動終了後速やかに、応援の結果を市長に報告するものとする。 (経費の負担)
- 第7条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - (1) 人件費、燃料費、車両及び資機材の消耗並びに軽微な破損についての諸経費は事業所 の負担とする。ただし、消化薬剤等の使用に伴う経費は周南市の負担とする。
  - (2) 応援隊員が現場活動中に第三者に損害を与えた場合は、その損害に相当する経費を負担する。ただし、応援隊員の故意、若しくは重大な過失による場合又は損害現場への往復途上における交通事故により発生した損害は、事業所がその損害に要する経費を負担する
  - (3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度事業所と周南市が協議して定めるものとする。

(損害の補償)

第8条 応援隊員が応援活動によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の対象となるものを除き、周南市消防団員等公務災害補償条例(平成15年周南市条例第606号)により補償する。

(委 任)

第9条 市長は、応援要請の権限を周南市消防長に委任することができる。

(その他)

- 第10条 この協定に関して必要な事項は、別に定めるものとする。
- 2 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に ついて疑義が生じたとき若しくはこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度 両者が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月21日から施行する。
- 2 徳山市と事業所が平成13年6月18日に締結した消防応援協定は、この協定の効力発行の日をもって廃止する。
- 3 この協定の証として2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成15年4月21日

協定締結事業所長名 山口県周南市御影町1番1号 株式会社トクヤマ徳山製造所

常務取締役所長 谷本 壽己

周南市長職務執行者 吉村 德昌

- ※ 同じ協定を次の9事業所と締結している。
  - 1 日本精蠟株式会社徳山工場
  - 2 出光興産株式会社徳山事業所(平成26年4月1日再締結)
  - 3 日本ゼオン株式会社徳山工場
  - 4 三井化学 SKC ポ リウレタン株式会社徳山工場(平成 21 年 4 月 23 日 再締結)
  - 5 東ソー株式会社南陽事業所
  - 6 昭和電工株式会社徳山事業所
  - 7 東ソー・ファインケム株式会社
  - 8 日新製鋼株式会社周南製鋼所

# [2-18]消防応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、周南市と株式会社トクヤマ徳山製造所とが締結した消防応援協定書(以下「協定書」という。)第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援を必要とする災害)

- 第2条 協定書第2条に規定する応援を必要とするものとは、次の各号のいずれかに該当する場合に 事業所長に対して行うものとする。
  - (1) 周南市の消防力では、災害による被害の拡大防止が著しく困難と認められる場合。
  - (2) 災害を防ぎょするため、事業所の保有する車両及び資機材等が必要と認められる場合。 (応援の特例)
- 第3条 応援要請がない場合であっても、災害を覚知し、災害の内容から判断して応援の必要がある と認められる場合、事業所長は応援隊を派遣し、応援することができる。
- 2 事業所敷地外の場所で、事業所の関係する防火対象物等に係る災害で必要があると認められる場合、事業所長は応援隊を派遣し、応援することができる。
- 3 事業所長は必要により、協力事業所に応援要請を行うことができる。また、事業所長の要請に基づき、協力事業所長は応援隊を派遣し、応援することができる。
- 4 前各号に規定する応援は、協定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援要請)

- 第4条 協定第3条第1項に規定する応援要請を迅速に行うため、あらかじめ協議した連絡先に電話等により要請し、速やかに別記様式第1号による応援要請書を事業所長に送付するものとする。 (応援隊等の通知)
- 第5条 協定第4条第2号の規定に基づく応援隊等の通知は、別記様式第2号により通知するものとする。 なお、通知事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく市長に届け出るものとする。

(応援隊の活動等)

第6条 周南市消防長は、応援隊を効率的に運用するため、所属の消防職員又は消防団員をして応援 隊の現場誘導及び消防活動の任務分担等の指示を行わせるとともに、必要に応じて応援活動上必要 な資機材等を応援隊に貸与するものとする。

(活動)

- 第7条 協定第6条に規定する報告は、次により行うものとする。
  - 事業所長は、別記様式第3号の応援活動結果報告書により行うものとする。
- 2 前項に定めるほか応援隊の長は、応援活動開始前及び応援活動終了後、現場指揮本部の指揮者に 対して次の事項を口頭で報告するものとする。
  - (1) 応援活動開始前の報告
    - ア 応援隊の現場到着時分
    - イ 応援隊の人員、車両及び資機材等
  - (2) 応援活動終了後の報告
    - ア 応援活動の要請
    - イ 応援隊員の負傷の有無及び車両、資機材等の損傷の有無
    - ウ 応援隊の現場引揚げ時分

(経費の請求)

第8条 事業所長は、協定第7条により応援に要した経費を請求するときは、別記様式第4号により 市長に請求するものとする。 (その他)

第9条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、両者が協議して運用する。

附則

この実施細目は、協定施行の日から実施する。

- ※ 同じ協定及び実施細目を次の9事業所と締結している。
  - 1 日本精蠟株式会社徳山工場
  - 2 出光興産株式会社徳山事業所(平成26年4月1日再締結)
  - 3 日本ゼオン株式会社徳山工場
  - 4 三井化学 SKC ポリウレタン株式会社徳山工場(平成 21 年 4 月 23 日 再締結)
  - 5 東ソー株式会社南陽事業所
  - 6 昭和電工株式会社徳山事業所
  - 7 東ソー・ファインケム株式会社
  - 8 日新製鋼株式会社周南製鋼所

第号年月日

様

周南市長

## 応 援 要 請 書

消防応援協定書第3条の規定により、応援を次の通り要請します。

項目		内			容	
災害の種別						
災害発生場所	周南市					
災害発生日時	年	月	Ħ	時	分頃	
災 害 の 状 況						
応援を必要とする人員 ・車両及び資機材等						
応援隊の活動内容						
応援隊の集結日時及び	年	月	日	時	分	
集結場所	周南市					
その他必要な事項						
連絡担当者 職・氏名						

年 月 日

周 南 市 長 様

# 事業所名 代表者氏名

# 応援隊等の登録(新規・変更)通知書

連絡	体制	昼	間 (	時	分~	· 時	分)	休日	<ul> <li>夜間</li> </ul>	f (	時	分~	時	分)
連絡担	当部所名											-		
連絡担	当者職名													
	設置場所													
指定電話	電話番号													
	FAX 番号													
その他	必要事項													
			応	援 可	能	人 員	•	資 機	材	等				
₩ <del>[] +</del> +	放っ任団													
	等の種別 災要員)													
									(ß	5災要	員		名)	
防災船	等の種別													
(防災	災要員)		T						(\$	5災要	員		名)	
可 搬 式	放 水 銃	等												
空 気	呼 吸 器	等			ı									
		7	たんÉ	日系(30	%)									
泡消火	薬剤(L)	) ]	アル	コホー	- A									
		!	界面	系(3%	%)									
粉末消	肖 火 剤(1	(g)												
オイルフョ	ェンス (1	n)												
油処型	里 剤 (I	ر)												
油吸着	<b></b>	(g)												
その他	の 資 機	材												

年 月 日

周 南 市 長 様

# 事業所名 代表者氏名

## 応援隊等活動結果報告書

消防応援協定書第6条の規定により、応援活動結果を次の通り報告します。

項	目				内				容	
災害の	種	別								
災 害 発 生	場	所	周南市							
災 害 発 生	目	時		年	月	目	時	分頃		
応援要請受	報日	時		年	月	日	時	分		
	出	動		年	月	目	時	分		
内 極 浜 <b>卦</b> 則 45	到	着		年	月	目	時	分		
応援活動開始 及び終了日時	活動開	開始		年	月	目	時	分		
及い於「口时」	活動絲	終了		年	月	目	時	分		
	場	所		年	月	目	時	分		
応援車両及び	じ 資 機	材								
( 防 災 要	員	)					(防	が災要員		名)
応 援 活 動	概	要								
応援活動に起する事故の概	因	人的								
	要物	勿的								
その他特記事項										

年 月 日

周南市長様

事業所名 代表者氏名

## 応援に要した経費の請求について

このことについて、 年 月 日 時 分頃 で発生した災害に応援出動したので、消防応援協定書第7条の規定により、下記のとおり応援に要した経費を請求します。

記

請求金額 金

円

請求金額の内訳は次のとおり

経費の区分	請求金額	摘	要
	111 W TO 1115	1160	<u> </u>

## [2-19] 山口県衛星通信ネットワーク衛星通信地球局の管理運営に関する協定書

山口県(以下「甲」という。)と周南市(以下「乙」とは、甲及び乙とが共同して設置する山口県衛星通信ネットワーク衛星通信周南市地球局(以下「地球局」という。)の管理及び運営に関して、次のとおり協定した。

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策に係る事務、一般行政事務及び映像発進事業に係る事務の効率的な伝達を図るため、地球局の管理及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(乙の施設の提供)

第2条 乙は、地球局の設置に必要とする乙の庁舎施設及びその付属設備を無償で提供するものとする。 また、乙の所有する土地又は施設以外の場所に地球局設備を設置する場合は、乙の責任において当 該土地又は施設の使用許可等地球局の設置に必要な権原を取得するものとする。

(地球局設備)

第3条 この協定に定める地球局設備とは、甲及び乙が山口県衛星通信ネットワーク設備事業で設置 した設備機器をいう。

(地球局の職員)

- 第4条 地球局の管理運営のために必要とする職員は、乙の長が任命するものとする。
- 2 地球局の職員の費用弁償は、一切乙の負担とする。
- 3 地球局の職員の服務については、乙の関係規定を適用する。ただし、甲が別に定める山口県防災 行政無線の取扱等に関する規程(以下「無線取扱規程」という。)に規定するものについては、当 該規程の定めるところによるものとする。

(地球局の利用)

第5条 乙は、地球局を利用するに当たっては、電波法(昭和25年法律第131号)、無線取扱規定、 地域衛星通信ネットワーク契約約款及び地域衛星通信ネットワーク運用管理規程の定めるところ により運用するものとする。

(地球局の経費の負担)

- 第6条 地球局の管理及び運営に要する経費については、次の各号によるものとする。
  - (1) 地球局設備の定期点検等保守委託に要する経費の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。
  - (2) 保守委託契約に定める額を超える額の設備機器の更新に要する経費は、乙の負担とする。 ただし、自然災害等により資本的改造工事を必要とする場合に要する経費は、甲乙協議の上 決定するものとする。
  - (3) 地球局設備の設計上又は耐用年数の経過による陳腐化又は再免許に際し、総務大臣の指示により変更工事を必要とする場合等の資本的改造工事に要する経費は、甲乙協議の上、決定するものとする。
  - (4) 地球局設備に付帯して、乙が交換機その他の付帯設備を設置しようとするときは、乙は、 あらかじめ甲に協議するものとし、当該付帯設備の設置及び維持管理に要する経費は、乙の 負担とする。
  - (5) 乙の都合により地球局設備の変更工事をしようとするときは、あらかじめ甲に協議するものとし、当該変更工事に要する経費は、乙の負担とする。
- 2 無線局免許申請及び各種検査に要する手数料は、乙の負担とする。

(疑義の解決)

第7条 この協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第8条 前各号に定めるもののほか、この協定の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の協定締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年4月21日

 甲
 山口県

 山口県知事
 二
 井
 関

 成

乙 周 南 市 周南市長職務執行者 吉 村 德 昌

※ 同協定を周南市消防本部衛星通信設備の管理運営に関して締結している。

## [2-20] 山口県防災行政連絡所の管理運営に関する申し合せ書

山口県(以下「甲」という。)と周南市(以下「乙」という。)とは、甲の設置する山口県防災 行政連絡所(以下「連絡所」という。)の管理および運営について、次のとおり申し合せをした。 (趣 旨)

第1条 この申し合せは、災害対策にかかる事務および一般行政事務に関し、緊密な連絡を図る ため、甲が乙の施設に設置する連絡所の管理および運営に関して必要な事項を定めるものとす る。

(乙の施設の貸与)

第2条 乙は、連絡所の施設設備として、乙の庁舎施設(支所を含む)およびその付属設備その他の工作物を甲に無償で貸与するものとする。

(無線局の設置)

第3条 甲は、連絡所に山口県防災行政無線の無線局(以下「無線局」という。)を設置し、当該無線局に無線送受信機、選択被呼装置、空中線柱、空中線、き電線、予備電源およびこれらを接続する電らん(以下総称して「無線設備」という。)を置くものとする。

(連絡所の職員)

- 第4条 連絡所の職員は、乙の長および乙の長が当該職員のうちから推薦した者について、山口県知事が甲の非常勤の職に併任するものとする。
- 2 甲は、連絡所の職員に対して報酬を支給しないものとする。
- 3 連絡所の職員の費用弁償は、一切乙の負担とする。
- 4 連絡所の職員の服務については、乙の関係規程の規定を適用する。ただし、甲が別に定める 山口県防災行政無線の取扱等に関する規程(以下「無線取扱規程」という。)に規定するもの については、当該規程の定めるところによるものとする。

(無線局の利用)

第5条 甲は乙に対して、無線局を無償で利用させるものとする。ただし、乙は無線局を利用するにあたっては、電波法(昭和25年法律第131号)および無線取扱規程の定めるところにより運用する者とする。

(連絡所の経費の負担)

- 第6条 連絡所の管理及び運営に要する経費の負担については、次のとおりとする。
  - (1) 乙の善良な管理のもとに生じた無線設備の故障復旧に要する経費は、昭和42年度までは甲の負担とし、昭和43年度以降については、昭和42年度中に甲乙協議の上、決定するものとする。
  - (2) 乙が善良な管理義務を怠ったため生じた無線設備の故障復旧に要する経費は、乙の負担とする。
  - (3) 無線設備の設計上または落雷等自然現象による重大なる故障、耐用年数経過による陳腐化または再免許に際し、総務大臣の指示により変更工事を必要とする場合等の資本的改造工事に要する経費については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
- 2 無線設備に附帯して、乙が交換機その他の附帯設備を施設しようとするときは、乙はあらかじめ甲に協議するものとし、当該附帯設備の調弁および維持管理に要する費用は、乙の負担とする。
- 3 無線設備の変更工事をする場合において、甲の都合により変更する場合は甲が、乙の都合により変更する場合は乙がそれぞれ当該工事に要する経費を負担するものとする。
- 4 無線局免許申請および各種検査に要する手数料の負担は、次のとおりとする。
  - (1) 電波法第6条の規定による無線局免許申請および同法第10条の落成検査の手数料は

甲の負担とする。

- (2) 電波法第13条第1項ただし書の再免許の申請手数料については、甲の負担とする。
- (3) 電波法第18条の規定による変更工事の検査手数料は、甲の都合により変更工事をした場合は甲が、乙の都合により変更工事をしたときは乙が、それぞれ負担するものとする。
- (4) 電波法第73条の規定による定期検査の手数料は、甲の負担とする。

(連絡所の増設または廃止)

- 第8条 乙が事務の緊密な連絡を図るため、山口県防災行政無線通信系に加入する無線局を設置しようとするときは、甲、乙協議のうえ連絡所を設けるものとする。
- 2 前項の規定により設置した連絡所の管理運営等については、この申し合せによるものとする。
- 3 無線局を廃止するときは、当該連絡所も廃止するものとする。この場合における無線設備の 帰属等については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協定外の事項等)

第9条 この申し合せについて疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、解決するものとする。 第10条 前各条に定めるもののほか、この申し合せの履行について必要な事項は、甲乙協議の

うえ、決定するものとする。

以上のとおり申し合せした証として、この証書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その 1通を所持する。

平成15年4月21日

甲 山 口 県 山口県知事 二 井 関 成

乙 周 南 市 周南市長職務執行者 吉 村 徳 昌

※ 周南市消防本部に設置した山口県防災行政連絡所の管理、運営についても申し合せをしている。

## [2-21] 災害時等における放送要請に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)とエフエム周南株式会社(以下「乙」という。)は、周南市内において発生した災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条1項に定める災害(以下「災害」という。)が発生、又は発生のおそれがある場合における放送要請に関する手続について、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、法第57条及び災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第22条の規定に基づき、甲が、乙に対し災害の情報に関する放送を行うことを求めるときに必要な手続を定めるものとする。

#### (用語の定義)

- 第2条 この協定において、「災害放送」とは、予報若しくは警報又は通知に係る伝達を達成するため、 甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時の放送をい う。
- 2 「緊急割込放送」とは、甲の要請に基づき乙が必要と認めたときに、甲が、緊急割込放送装置を 利用し放送中の番組に割り込んで行う緊急放送をいう。

#### (放送の要請)

第3条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信 のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

#### (放送の要請に係る手続)

- 第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。
  - (1) 放送内容
  - (2) 希望する放送日時
  - (3) その他必要な事項
- 2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない 限り、災害放送を行うものとする。
- 3 乙は、災害放送の依頼が要請書によるときは、その趣旨を変えずに放送するものとし、その情報 発信源が甲である旨の放送をするものとする。

#### (放送の実施)

- 第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。
- 2 甲は、乙の放送局の職員が不在の場合にあって、災害発生状況や避難情報の発表などの周知のため、緊急的に放送することが必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、事前に協議し定めた運用細則に従い、緊急割込放送装置による放送を行うものとする。甲は、緊急割込放送を行ったときは、その内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。緊急割込放送の実施に伴う社会的影響については甲の責任とする。
- 3 前項の規定以外に、乙の放送局の職員が在勤の場合でも、全国瞬時警報システム (J-ALERT) の 受信情報については、別に定める運用細則に従い、緊急割込放送装置による放送を行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 災害放送の要請に関する事務の確実かつ円滑な処理を図るため、甲においては、 周南市防災危機管理担当課長 を、乙においては エフエム周南株式会社 局長 をそれぞれ連絡責任 者とする。

(臨時災害放送局の設置)

第7条 大規模災害が発生し、甲として臨時災害放送局の開設が必要と判断し、当該放送局免許を取得した場合は、甲は当該放送局の維持管理を乙に業務委託するものとする。

(費用の負担)

第8条 災害放送及び訓練放送の実施により生じた費用は甲の負担とする。ただし、大規模災害等の 発生により、乙による長期間の対応又は24時間体制を構築する必要が生じた場合は、両者で協議 し合意した金額とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が、 その都度協議してこれを定めるものとする。

(協定の期間)

- 第10条 この協定の効力は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
- 2 協定期間の満了1箇月前までに、甲又は乙から何らかの異議申し立てもない場合は、協定期間は、 さらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

(前協定の効力)

第11条 本協定をもって、平成15年10月1日に締結している「災害時等における放送要請に関する協定書」は効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

#### 平成29年4月1日

- 甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長 木村 健一郎
- 乙 山口県周南市大字久米3918番地エフエム周南株式会社代表取締役 藤田 徹

## [2-22] 災害発生時における周南市内郵便局と周南市の協力に関する協定

周南市内郵便局(別添)(以下「甲」という。)と山口県周南市(以下「乙」という。)は、周南市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

#### (定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条 第1号に定める被害をいう。

#### (協力要請)

- 第2条 甲及び乙は、周南市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に 協力を要請することができる。
  - (1) 甲が所有する車両を災害対応車両等として提供(業務に支障のない場合に限る。ただし、 郵便配達用車両は除く。)
  - (2) 甲が収集した被災者の避難先及び避難者リスト又は被災状況の情報を、乙が災害時の安否 確認等に活用するために、乙に対し提供
  - (3) 乙が収集した被災者の避難先及び避難者リスト又は被災状況の情報を、甲が被災者への郵便物を配達するために、甲に対し提供
  - (4) 甲は、必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
  - (5) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
  - (6) 日本郵便株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

#### (協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

## (経費の負担)

- 第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他 に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。
- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、 決定するものとする。

#### (災害対策本部への出席)

第5条 甲は、乙に災害対策本部が設置された場合、本部会議等に出席することができる。

#### (災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものと する。 (防災訓練への参加)

第7条 甲は、乙若しくは周南市内各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

#### (連絡責任者)

- 第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
  - 甲 日本郵便株式会社 徳山郵便局長
  - 乙 周南市防災危機管理主管課長

#### (協定の継承)

第10条 甲と周南市内郵便局が平成15年4月21日に締結した「災害時における周南市内郵便局、 周南市間の相互協力に関する覚書」及び平成24年3月11日に締結した「災害発生時における 周南市内郵便局と周南市の協力に関する協定」は、本協定に継承する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間 満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間満了 の日の翌日から起算して1年間、本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 周南市内郵便局 代表者 日本郵便株式会社 徳 山 郵 便 局 長 寺 本 昇

乙 周南市岐山通1丁目1番地 周南市代表者 周南市長 木村健一郎

## 周南市内郵便局

## (別添1)

郵便番号	住 所	電話番号	e メールアドレス
745-8799	御幸通1丁目3	0834-21-3982	3001KD55007001.wb@-jp-network.jp
746-0038	福川 3 丁目 13-25	0834-62-2600	3001KD55009001.rh@-jp-network.jp
745-0199	須々万 486-10	0834-88-0200	3001KD55046001.ts@-jp-network.jp
745-0399	鹿野上 3191-3	0834-68-2000	3001KD55047001.ha@-jp-network.jp
745-0662	高水原1丁目3-25	0833-91-0440	3001KD55051001.qt@-jp-network.jp
745-0401	須万 2520	0834-86-2200	3001KD55080001.du@-jp-network.jp
746-0103	峠 186	0834-67-2300	3001KD55093001.eb@-jp-network.jp
746-8799	富田1丁目2-23	0834-62-3302	3001KD55121001.th@-jp-network.jp
745-0805	櫛ケ浜 458-3	0834-25-0370	3001KD55122001.cg@-jp-network.jp
745-1131	戸田西阿高 2607-1	0834-83-2000	3001KD55137001.rh@-jp-network.jp
745-0241	大向 1672-7	0834-88-1500	3001KD55178001.sg@-jp-network.jp
745-0512	中須南 2639-1	0834-89-0300	3001KD55189001.tswb@-jp-network.jp
745-0631	安田 639-1	0833-91-7111	3001KD55198001.jz@-jp-network.jp
745-0501	八代 828-10	0833-91-0919	3001KD55202001.vs@-jp-network.jp
746-0082	下上 2039-1	0834-62-3605	3001KD55216001.cp@-jp-network.jp
745-0125	長穂 1670-3	0834-88-0400	3001KD55227001.ds@-jp-network.jp
745-0806	桜木1丁目10-13	0834-28-5800	3001KD55239001.ab@-jp-network.jp
745-0057	大津島 407	0834-85-2120	3001KD55249001.zp@-jp-network.jp
745-0872	一番町 4172-5	0834-21-4295	3001KD55266001.vs@-jp-network.jp
745-0052	初音町1丁目24	0834-21-4297	3001KD55278001.bn@-jp-network.jp
745-0844	速玉町 5-29	0834-21-4296	3001KD55292001.vs@-jp-network.jp
746-0012	政所1丁目4-8	0834-62-3602	3001KD55298001.wb@-jp-network.jp
745-1132	湯野 4239-7	0834-83-2550	3001KD55305001.zh@-jp-network.jp
745-0035	有楽町 54	0834-21-4298	3001KD55327001.uv@-jp-network.jp
746-0034	富田 2941	0834-62-2550	3001KD55344001.wq@-jp-network.jp
745-0066	岡田町 1-5	0834-21-4289	3001KD55348001.bh@-jp-network.jp
745-0823	周陽2丁目7-17	0834-28-1457	3001KD55351001.1a@-jp-network.jp
745-0851	秋月3丁目1-28	0834-28-1900	3001KD55354001.kh@-jp-network.jp
746-0022	野村3丁目6-23	0834-62-0166	3001KD55358001.es@-jp-network.jp
745-0876	中金剛山 6775-14	0834-31-3588	3001KD55365001.wq@-jp-network.jp
745-0817	上遠石町 8-1	0834-31-0118	3001KD55371001.vs@-jp-network.jp
	745-8799 746-0038 745-0199 745-0399 745-0662 745-0401 746-0103 746-8799 745-0805 745-1131 745-0241 745-0512 745-0631 746-0082 745-0125 745-0806 745-0872 745-0872 745-0872 745-0872 745-0844 746-0012 745-1132 745-0035 746-0034 745-0066 745-0823 745-0823 745-0851 746-0022 745-0876	745-8799 御幸通1丁目3 746-0038 福川3丁目13-25 745-0199 須々万486-10 745-0399 鹿野上3191-3 745-0662 高水原1丁目3-25 745-0401 須万2520 746-0103 峠186 746-8799 富田1丁目2-23 745-0805 櫛ケ浜458-3 745-1131 戸田西阿高2607-1 745-0241 大向1672-7 745-0512 中須南2639-1 745-0631 安田639-1 745-0631 安田639-1 745-0632 下上2039-1 745-0125 長穂1670-3 745-0806 桜木1丁目10-13 745-0806 桜木1丁目10-13 745-0872 一番町4172-5 745-0872 一番町4172-5 745-0844 速玉町5-29 746-0012 政所1丁目4-8 745-1132 湯野4239-7 745-0035 有楽町54 745-0066 岡田町1-5 745-0823 周陽2丁目7-17 745-0851 秋月3丁目1-28 746-0022 野村3丁目6-23 745-0876 中金剛山6775-14	745-8799 御幸通1丁目3 0834-21-3982 746-0038 福川3丁目13-25 0834-62-2600 745-0199 須々万486-10 0834-88-0200 745-0399 廃野上3191-3 0834-68-2000 745-0662 高水原1丁目3-25 0833-91-0440 745-0401 須万2520 0834-86-2200 746-0103 峠186 0834-62-3302 745-0805 櫛ケ浜458-3 0834-25-0370 745-031 戸田西阿高2607-1 0834-83-2000 745-0512 中須南2639-1 0834-89-0300 745-0512 中須南2639-1 0834-89-0300 745-0631 安田639-1 0834-89-0300 745-0631 安田639-1 0834-89-0300 745-010  大九888-10 0833-91-7111 745-0501 八代828-10 0833-91-0919 746-0082 下上2039-1 0834-88-0400 745-0806 桜木1丁目10-13 0834-88-0400 745-0806 桜木1丁目10-13 0834-88-0400 745-0872 一番町4172-5 0834-21-4295 745-0872 一番町4172-5 0834-21-4297 745-0844 速玉町5-29 0834-21-4296 746-0012 政所1丁目4-8 0834-62-3602 745-1132 湯野4239-7 0834-83-2550 745-0035 有楽町54 0834-21-4298 746-0034 富田2941 0834-62-2550 745-0866 附田町1-5 0834-21-4289 745-0851 秋月3丁目1-28 0834-62-0166 745-0876 中金剛山6775-14 0834-31-3588

## [2-23] 周南市熊毛総合支所管内における郵便局、周南市間の相互協力に関する覚書

周南市熊毛総合支所管内郵便局(以下「甲」という。)と周南市(以下「乙」という。)は、福祉、防犯、防災等の観点から、平素から友愛精神に基づいて相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

(用語の定義)

第1条 この覚書において、「周南市熊毛総合支所管内郵便局」とは、周南市熊毛総合支所管内(以下「熊毛地域」という。)の熊毛郵便局、三丘郵便局、八代郵便局及び八代地区を受け持つ中須郵便局をいう。

(協力体制)

- 第2条 甲及び乙は、平素から相互の業務に支障のない限りにおいて次の各項への協力体制を充実 させておくこととする。
  - (1) 子どもの安全・高齢者の福祉対策、特に独居老人への暮らしのサポート
  - (2) 熊毛地域内の各種情報、特に突発的な交通の障害発生情報の収集及び交換
  - (3) 火災発生時における初期消火活動の実施
  - (4) その他本件の遂行上必要と考えられる事項

(福祉活動の実施)

- 第3条 甲及び乙は、周南市社会福祉協議会熊毛支部、光警察署等の協力を得て、熊毛地域の子どもの安全を守り、独居老人の暮らしをサポートする目的で次の各号のことを実施することとし、 内容は別途協議する。
  - (1) 「ふれあい郵便・福祉はがき」の活用はがきを活用した独居老人と周南市熊毛総合支所 との連絡網を確立する。
  - (2) 健康ひまわり制度の実施郵便局が毎日行っている外務活動を通じて、子どもたちの安全 の確保に注意し、独居老人の健康情報等を周南市熊毛総合支所に連絡する。

(交通障害情報等の交換)

- 第4条 甲及び乙は、光警察署の周南市内各駐在所等の協力を得て、熊毛地域における次の交通障害情報について相互に情報を交換し、市民の安全と双方の業務の円滑な遂行に資することとし、 方法は別途協議する。
  - (1) 郵便局の局外活動における情報の収集による周南市熊毛総合支所等への連絡
  - (2) 事前に予定された道路工事等の情報の郵便局への連絡
  - (3) 突発的な交通障害発生に伴う相互連絡
  - (4) その他必要な情報の交換

(初期消火活動の実施)

第5条 甲に配備の機動車に消火器を備えつけることにより、局外活動中に発生した火災の初期消火活動に資することとする。

(協議)

第6条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面3通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通 を保有する。

## 平成15年4月21日

甲 熊毛、三丘、八代、中須郵便局 代表者 熊毛郵便局長 松 岡 英 逸 郎

中須郵便局長 松 村 千 昭

 乙
 周
 南
 市

 市
 市
 市
 市
 市
 十
 市
 日

# [2-24] 郵便局の機動車への消火器積載における鹿野郵便局と周南市 との相互協力に関する覚書

鹿野郵便局(以下「甲」という。)と周南市(以下「乙」という。)は、過疎化・高齢化が進む周南市鹿野総合支所管内(以下「鹿野地域」という。)において、地域住民の安全と安心に資するため、相互に協力し、郵便局の機動車へ消火器を積載することについて、次のとおり覚書を締結する。

(活動内容)

第1条 甲は、郵便局の機動車(バイク、自動車)の機動性を活かし、常務途中において万一の火災に遭遇した際、機動車に備え付けの消火器により初期の消火活動に貢献する。 (活動範囲)

第2条 活動範囲は、鹿野郵便局の受け持ち配達区域内とする。

(経費の負担)

第3条 第1条の活動内容に伴う経費の負担は、両者が協議し決定する。

(その他)

第4条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、その都度両者 協議のうえ決定する。

この覚書の締結を証するため、本書面2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1 通を保管するものとする。

平成15年4月21日

- 甲 周南市大字鹿野上3191番地の3 鹿野郵便局長 青 木 仁
- 乙 周南市岐山通1丁目1番地 周南市長職務執行者 吉 村 德 昌

※ 同覚書を須金郵便局、向道郵便局、中須郵便局、須々万郵便局徳地町串郵便局 と締結している。

# 〔2-25〕大規模発生時の施設の使用に関する協力確認について

出光興産株式会社徳山製油所(以下「甲」という。)と周南市(以下「乙」という。)は、大規模災害発生時における協力に関し、次のとおり確認する。

#### (目的)

第1条 この確認は、2006年6月26日に発生した県道粭島櫛ケ浜停車場線崩落災害時に市 道西浦線が唯一の車両通行道路となったことから、自然災害時により県道粭島櫛ケ浜停車 場線または同県道及び市道西浦線が通行不能となった場合における災害対策活動、救急活 動、救助活動、火災防御活動等(以下「災害対策活動等」という。)を円滑に進めるため、 乙が甲の施設(以下「対象施設」という。)を使用するときの必要な事項を定めるものと する。

#### (用語の定義)

- 第2条 この確認において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条 第1号に定める被害をいう。
- 2 緊急自動車とは、周南市消防用自動車管理規定(平成 15 年 4 月 21 日消本規定第 15 号) 第 4 条(1)に定める自動車及び市災害対策本部が緊急を要するために出動を命じた市所有 の公用車をいう。

#### (対象施設)

第3条 第1条で定める目的達成のために甲が乙に対して協力する対象施設は、緊急用道路 としての甲の大浦地区内の甲の指定する道路とする。

#### (対象施設の使用)

- 第4条 乙の対象施設の使用は、乙が行う災害対策活動等における緊急自動車の通行確保を 目的とする。
- 2 乙は、災害対策活動等において対象施設の使用を必要とする場合、甲に対し事前に通知を行い、甲の同意を要するものとする。
- 3 乙は、対象施設以外の施設へは立入ることはできないものとする。
- 4 対象施設の使用については、乙は災害対策活動等を円滑に進める責務を有していること から、甲は業務に支障のない範囲で積極的に誠意をもって乙に協力するものとする。
- 5 乙の対象施設の使用は、無償とする。

#### (連絡責任者)

- 第5条 甲及び乙は、この確認に基づく連絡責任者及び当該責任者へ連絡が取れない場合の 連絡網(「連絡責任者」と併せて、以下「連絡責任者等」という。)を事前に定め、双方と も相手方に報告するものとする。
- 2 連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

#### {原状回復義務}

第6条 乙は、対象施設の使用を終了するときは、速やかに甲に報告する。

- 2 乙が対象施設を使用したとき、対象施設に破損箇所があれば、甲乙立会いの上確認し、乙は破損箇所の修理を速やかに行い、甲の業務に支障を来たさないようにする。ただし、対象施設の破損または破損箇所の修理によって甲の業務に著しい損害を発生させる場合には、甲乙別途協議の上、解決する。
- 3 前項の経費は、乙が負担するものとする。

#### (疑義の解決)

第7条 この確認に定めのない事項及びこの確認に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上 決定するものとする。

以上のとおり確認事項を交換した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、 各自1通を保有する。

2007年6月15日

甲 山口県周南市新宮町1番1号 出光興産株式会社徳山製油所 執行役員所長 中 島 茂 樹

乙 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市長 島 津 幸 男

# [2-26] 防災活動への協力に関する協定書

#### 防災活動への協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)とマックスパリュ西日本株式会社(以下「乙」という。)とは、次 のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害発生時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関し、 必要な事項を定める。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、市内で地震、風水害、その他の災害が発生した場合、乙に対し、次の事項に関して 協力を要請することができる。
- (1)災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、被災者に対し、乙の 保有する物資等を供給すること。
- (2) 乙の店舗(別表1)の駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。

(要請手続)

第3条 前条に掲げる要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

(要請事項の指置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

(物資等の範囲)

- 第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資 とする。
- (1) 別表2に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物質

(物資等の運搬、引渡し)

- 第6条 物資等の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。 ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行う。
- 2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書により確認のうえ、物資等の引渡を受ける。

(費用の請求及び支払い)

- 第7条 乙が物資等の供給に要した費用は、甲が負担する。
- 2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

#### (支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及 び情報連絡体制の整備に努める。

(平常時の防災活動への協力)

- 第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、 可能な限り協力する。
- (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防火訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

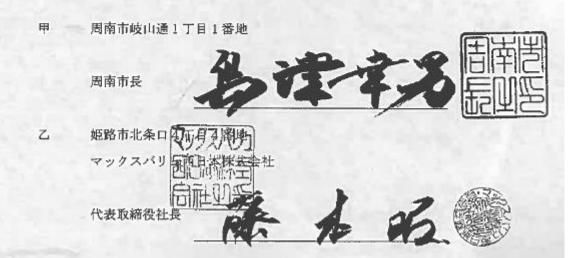
第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては周南市総務課長、乙においてはマックス バリュ西日本株式会社総務部長とする。

(協議)

- 第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議のうえ決定する。 (有効期間)
- 第12条 この協定は、2007年8月23日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協 定の終了を通知しない限り、その効力を有する。
- 2 乙の店舗(別表1)が閉店した場合又は第5条に掲げる物資等を取り扱わなくなった時は、この協定は効力を失う。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2007年8月23日



# [2-27] 災害時における救援物資提供に関する覚書

周南市 (以下甲という)とキリンピパレッジ株式会社(以下乙という)とは、 甲が乙に行った平成21年7月1日付「行政財産目的外使用許可(以下使用許可という)」 に基づき乙所有の自動販売機(以下乙自販機という)の災害時における取り扱いにつき、 次のとおり覚書を締結する。

#### 第1条(目的)

本覚書は、災害時における乙自販機を利用した救援物資の提供について、必要な事項 を定める。

#### 第2条 (定義)

本覚書において「災害時」とは、周南市において、地震・噴火・津波・台風等の災害 が発生し、水道、電気等のライフラインが絶たれ、甲が災害対策本部を設置した場合を いう。

#### 第3条 (専用鍵の貸与等)

- 1. 乙は、甲に対し乙自版機の専用鍵(以下専用鍵という)を貸与する。
- 甲は、専用鍵の貸与を受けるに当たり、専用鍵の管理者を乙に通知するものとし、普良なる管理者の注意義務をもってこれを管理する。
- 3. 甲は、甲が専用鍵を毀損、紛失等することにより乙自販機内の商品が毀損、紛失等した場合、直ちに乙に通知するとともに専用難及び当該商品の代金を負担する。
- 4. 甲は、前項の他、乙自販機に損傷又は故障その他の異常を認めた場合は、直ちにその 旨を乙に通知する。

#### 第4条 (商品の提供)

- 1. 第2条の災害が発生した場合、甲は、乙に対して救援物資の提供の要請を書面により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請を行うことができるものとし、後日速やかに書面を提出する。
- 2. 甲は、乙の承諾を得たうえで、専用鍵を使用して乙自販機内に在庫する商品を災害 教援物資として無償提供を受けることができる。ただし、緊急を要する場合で、乙に 連絡がとれないなど特別の事情があるときは、事前の承諾を要しないものとする。こ の場合、甲は、後日速やかに書面で乙に報告するものとする。
- 3. 乙は、甲からの要請により災害救援物資として、自販機商品以外を災害本部に無償 提供する事とする。但し、無償提供する災害救援物資の商品及び数量については、 甲乙協議の上決定するものとする。

### 第5条 (譲渡等の禁止)

- 1. 甲は、乙自販機を第三者に譲渡、貸与し、又は担保に供してはならない。
- 2. 甲は、本党書及び本党書から生じる全部又は一部の権利義務を第三者に譲渡し、又は 担保に供してはならない。

#### 第6条(有効期間)

- 1. 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から乙自販機が撤去されるまでとする。
  - 2. 理由の如何を問わず、本覚書が終了した場合、甲は、専用鍵を乙に直ちに返却する。

## 第7条 (解除)

甲は、乙が本覚書もしくは使用許可の各条項に違反したとき又は使用許可の解除条項に該当したときには、何らの通知催告を要せずして、直ちに本覚書を解除することができるほか、自らが被った損害の賠償を求めることができる。

### 第8条(協議)

本党書に定めのない事項又は本党書の解釈に疑義を生じた条項については、甲及び 乙は、誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成21年7月1日

甲: 周南市坡山通门丁目1番地 周南市長 島 津 幸 男

4:

778-002 広島市中区銀山町3番1号 ひろしまハイビル21 機 キリンピパレッジ株式会をリ 中四国地区本事長 小 島 祐 幸福

## [2-28] 防災活動への協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と株式会社フジ(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害発生時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に 関し、必要な事項を定める。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、市内で地震、風水害、その他災害が発生した場合、乙に対し、次の事項に関し、必要な事項を定める。

  - (2) 乙の店舗(別表1)の駐車場を、被災者に対し、避難場所として供給すること。 (要請手続)
- 第3条 前条に掲げる要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、 緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

(物資等の範囲)

- 第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるものうち、乙が保有又は調達可能な 物資とする。
  - (1) 別表2に掲げる物資
  - (2) その他、甲が指定する物資

(物資等の運搬引渡し)

- 第6条 物資等の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行う。
- 2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書により確認のうえ、物資等の引渡 を受ける。

(費用の請求及び支払い)

- 第7条 乙が物資等の供給に要した費用は、甲が負担する。
- 2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援 体制及び情報連絡体制の整備に努める。

(平常時の防災活動への協力)

- 第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力する。
  - (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
  - (2) 甲が実施する防災啓発事業
  - (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては周南市防災危機管理主管課長、乙においては、株式会社フジ新南陽店店長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議のうえ決 定する。

(有効期間)

- 第12条 この協定は、2013年6月10日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。
- 2 乙の店舗(別表1)が閉店した場合又は第5条に掲げる物資等を取り扱わなくなった時は、この協定は効力を失う。

この協定を締結した証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

2013年6月10日

甲 周南市岐山通1丁目1番地 周南市長 木 村 健一郎

乙 松山市宮西一丁目2番1号株式会社 フジ代表取締役社長 尾 崎 英 雄

## 別表1 (第2条及び第12条関係)

## 1. 本社住所

〒790-8567 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号 電話番号 089-926-7111 (代表) FAX 番号 089-925-6981

# 2. 周南市内店舗

店舗名	住所	電話番号	FAX 番号
フジ新南陽店	〒746-0012	0834-63-8111	0834-63-8195
	周南市政所二丁目2番1号		
フジ桜馬場店	〒745-0011	0834-34-0111	0834-34-0911
	周南市桜馬場通三丁目 16 番地		

別記様式(第3条関係)

年 月 日

フジ新南陽店店長様

周 市 長 南

)

災害発生に伴う物資等の協力要請について

防災活動への協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1. 災害の状況及び理由
  - ①地震による被災
  - ②台風による被災
  - ③大雨等による被災
  - ④その他の災害による被災(
- 2. 要請する事項
- (1)物資等の供給

品名	数量	引渡場所	備考

(2) 避難場所としての駐車場の提供

有 無

> 周南市災害対策本部 担当 防災危機管理課 担当者

印

## 別表2 (第5条関係)

災害時の主な必要物資一覧表

種類	必要な物資
食糧関係	おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰(イージーオープン)、精米、即席麺、ソーセージ、レトルト食品、漬物、梅干、砂糖、塩、味噌、醤油、調味料、マヨネーズ、卵、肉類、菓子類、野菜、果物、お茶
食器関係	箸、スプーン、フォーク、使い捨て食器類
生活用品関係	ティッシュ類、ラップ、タオル、石鹸(洗濯用石鹸含む。)、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、紙おむつ(幼児用、大人用)、トイレットペーパー、乾電池、軍手、ガムテープ、ゴミ袋、卓上コンロ、ガスボンベ、ライター(使い捨てライター等)、マスク、蚊取り線香(夏季)、使い捨てカイロ(冬季)

- (1) 応急食料等は、概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は、上記のほか、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## [2-29] 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と徳山地区タクシー協会(以下「乙」という。)は、 災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における防災活動への協力に関し、必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この協定において「災害時」とは、地震、津波、豪雨、洪水、暴風、豪雪その他異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、事故等の非常の状態が発生し、又は発生の恐れがある場合をいう。

#### (協力の要請)

- 第3条 甲は、市内での災害時には、乙に対し、次の事項に関して、協力を要請することができる。
  - (1) 甲の情報収集体制を支援するため、乙に所属する無線局及びその会員の無線通信体系(タクシー無線)により非常通信等を行うことにより、被害の状況を把握し、甲に連絡すること。

## (要請手続き)

第4条 前条の規定による要請は、原則として別紙様式により文書で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

#### (要請事項の措置)

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、業務に支障がない範囲において、 当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連 絡する。

## (連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては周南市防災危機管理主管課長、 乙においては、徳山タクシー協会事務長とする。

#### (協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の 上決定する。 (協定の期間)

第8条 この協定は、平成25年9月24日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定を締結した証として本書 2 通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 25 年 9 月 24 日

- 甲 周南市岐山通1丁目1番地 周南市長 木 村 健一郎
- 乙 周南市児玉町2丁目7番地徳山地区タクシー協会会 長 清 水 延 隆

別記様式(第3条関係)

平成 年 月 日

徳山地区タクシー協会会長様

周南市長

)

災害発生に伴うタクシー無線の災害情報通信の協力要請について

防災活動の協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1 災害の状況及び理由
  - ① 地震による被災
  - ② 台風による被災
  - ③ 大雨等による被災
  - ④ その他の災害による被災(
- 2 要請する事項
- (1) 地域情報の収集(該当箇所に○を記入)

被災地域	徳山市街地	徳山西部	徳山北部	新南陽南部	全域
収集対象(1)	道路	橋梁	崖崩れ	浸水	
収集対象(2)	傷病者	孤立者			

## (2) 地域情報の伝達

担当 周南市災害対策本部 防災危機管理課 担当者 印

# [2-30] 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と株式会社伊籐園(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、 又は発生するおそれがあり、甲が周南市災害対策本部を設置したとき(以下「災害時」という。) における救援物資の提供協力に関し、必要な事項を定める。

### (協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時に乙に対し、次の事項に関して、協力を要請することができる。
  - (1) 甲が周南市の区域内の被災者に提供するために必要な飲料水等(以下「救援物資」という。) を、可能な範囲で優先的に提供すること。
  - (2) 甲が管理する施設内に設置した、乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等を無償提供すること。なお、甲が管理する施設内に、乙所有の自動販売機を設置する時は、可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置すること。
  - (3) 前2号の飲料水等の提供に当たって必要な役務を提供すること。

#### (要請の手続)

- 第3条 前条第1号及び第3号の規定による要請は、原則として別記第1号様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による甲からの協力の要請に基づき、救援物資を提供したときは、別記第2号様式により甲に報告するものとする。
- 3 前条第2号前段に規定する災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等の無償提供については、甲から 乙に対する協力の要請は要しないものとし、当該無償提供された後、速やかに甲から乙に口頭によ り報告するものとする。

## (要請事項の措置)

第4条 乙は、甲からの前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、速やかに 適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

## (物資等の運搬引渡し)

- 第5条 救援物資の引渡し場所は甲が指定する場所に搬送するものとし、引渡場所までの運搬は、原 則として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行う。
- 2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する別記第2号様式により確認の上、提供物資の引渡を 受ける。

(経費の負担)

- 第6条 乙が救援物資の提供に要した費用は、甲が負担する。
- 2 救援物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

(協定の適用)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有 効期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申し出がないときは、この 協定を1年間更新するものとみなし、更新後の協定内容は、従前の協定内容と同様とする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 25 年 1 1 月 1 1 日

- 甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市長 木 村 健 一 郎
- 乙 東京都渋谷区本町三丁目 47-10 株式会社 伊籐園 代表取締役社長 本 庄 大 介

平成 年 月 日

株式会社 伊籐園 様

周 南 市 長

## 救援物資提供要請書

災害時における救援物資の提供協力に関する協定第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要請番号	要請番号第〇〇号
要請日	平成 年 月 日( )
要 請 内 容	
× 11 11	
種類及び数量	
搬入希望日	平成 年 月 日
搬入希望場所(施設名)	周南市 ( )
要 請 担 当 者	所属 部 課
氏名・電話番号	氏名  電話番号
備考	

周 南 市 長 様

株式会社 伊 籐 園

## 救援物資提供報告書

災害時における救援物資の提供協力に関する協定第 5 条の規定により、下記のとおり飲料水の提供をしたので報告します。

記

要請番号	要請番	号 第(	○ ○ 号	
提供日	平成年	月	目	
提供内容				
種類及び数量				
R /- #1 1	<b>37.4 47.</b>	<del>.</del>	н	
履行期日	平成 年	月	日	
履行の場所 (施設名)	周南市	)		
提供担当者	所属		部	課
氏名・電話番号	氏名		電話番号	
備考				

# [2-31] 周南市と株式会社丸久との地域活性化包括連携協定

周南市(以下「甲」という。)と株式会社丸久(以下「乙」という。)は、地域の活性化に向けて幅広い分野において協議の取組みを実施するため、以下の通り包括的な連携に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携のもと、甲が進める地域活性化に関する施策に対して協働で取り組むことにより、一層の市民サービスの向上を図ることを目的

## (連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する、
  - (1) 地産・地消の推進及び農林水産物・加工品等の開発・販売に関すること
  - (2) 市政情報の発信に関すること
  - (3) 健康増進及び食育に関すること
  - (4) 子ども及び青少年育成に関すること
  - (5) 高齢者及び障害者の支援に関すること
  - (6) 地域や暮らしの安心・安全及び災害対策に関すること
  - (7) 環境問題の対策に関すること
  - (8) 観光の振興に関すること
  - (9) 特産品(地場産品)の振興に関すること
  - (10) その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

## (具体的な実施事項及び実施方法)

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に促進するため、定期的に協議 を行うものとし、具体的な実施事項及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決め る。

### (提携期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1カ月前までに甲または乙のいずれかからも解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

## (協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議 の上、変更を行うものとする。

### (守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定による取組みの実施にあたって知り得た秘密を、甲又は 乙の承諾なしに他に漏らしてはならない。 (疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた 場合は、甲乙協議の上、解決の方法を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年11月12日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周 南 市 長 木 村 健一郎

乙 山口県防府市大字江泊1936番地 株式会社 丸 久 代表取締役社長 田 中 康 男

# [2-32] 災害時における支援協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と山口県行政書士会(以下「乙」という。)とは,次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、周南市内に地震、風水害等の自然災害及びその他の大規模災害等が発生した場合(以下「災害時等」という。)に、甲の要請に基づき乙が実施する支援可能な行政書士業務(以下「本業務」という。)に関し、必要な事項を定める。

## (本業務の内容)

第2条 本業務の内容は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びにこれら を行うために必要と認められる相談業務とする。

## (支援の要請)

- 第3条 甲は、災害時等において本業務の実施を必要とするときは、乙に対し別記様式により支援を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに本業務を実施するための措置を行い、甲の要請する場所に会員を派遣するものとする。

## (要請による連絡調整)

第4条 甲及び乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障がないように、常に連絡調整 に努めるものとする。

## (費用負担)

- 第5条 第3条第2項の規定による派遣に要する費用は、乙の負担とする。
- 2 前項に規定するもののほか、本業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、許認可の申請等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、被災者(本業務を依頼した者)の負担とする。

## (損害への対応)

第6条 この協定に基づく本業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の負担とする。

### (協定の期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月までに甲又は乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

## (疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を 保有する。

平成25年12月16日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長 木 村 健 一 郎

乙 山口県山口市駅前通り2丁目4番17号 山口県行政書士会 会 長 杉 山 久 美 子

# [2-33] 防災活動及び緊急避難場所の協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と株式会社イズミ(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合(以下「災害時」という。)における防災活動及び平常時における防災活動への協力並びに緊急避難場所指定に関し、必要な事項を定める。

## (協力の要請)

- 第2条 甲は、市内で災害時には、乙に対し、次の事項に関して、協力を要請することができる。
  - (1) 災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めたときは、被災者に対し、乙の保有する物資を供給すること。
  - (2) 乙の店舗(別表1)の駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。
  - (3) 乙の店舗(別表1)の駐車場のうち、ゆめタウン新南陽店の4階以上の駐車場を、高潮及び津波災害時の緊急避難場所として提供すること。

## (要請手続)

- 第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。 (要請事項の措置)
- 第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、 当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連 絡する。

## (物資等の範囲)

- 第5条 第2条第1号に規定する物資(以下「供給物資」という。)は、次の各号に 掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。
  - (1) 別表2に掲げる物資
  - (2) その他甲が指定する物資

## (物資等の運搬引渡し)

- 第6条 供給物資の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則 として乙が行う。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行 う。
- 2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書により確認の上、供給物資 の引渡を受ける。

## (費用の請求及び支払い)

- 第7条 乙が供給物資の供給に要した費用は、甲が負担する。
- 2 供給物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努める。

(緊急避難場所の提供)

第9条 甲は、高潮及び津波災害が発生し、又は発生の恐れがある場合、乙に対し別表3により、緊急避難場所としての提供を求めることができる。

(平常時の防災活動への協力)

- 第10条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる 事項について、可能な限り協力する。
  - (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業又は防災訓練
  - (2) 甲が実施する防災啓発事業
  - (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては周南市防災危機管理主管課長、乙においては、株式会社イズミゆめタウン新南陽店長とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

- 第13条 この協定は、平成26年3月 日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。
- 2 乙の店舗(別表1)が閉店した場合又は供給物資を取り扱わなくなった場合は、 この協定は効力を失う。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 26 年 3 月 14 日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市長 木 村 健 一 郎

乙 広島県広島市東区二葉の里3丁目3番1号 株式会社 イズミ 代表取締役社長 山 西 泰 明

# 〔2-34〕特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

### (用語の定義)

- 第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用 する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生し ていることをいう。
- 2 本協定に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機 接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可 能とするものをいう。

### (通信機器の管理)

第3条 甲は、本協定にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所 に保管の上、管理することとする。

## (屋内設備の管理及び破損)

- 第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備(電話機、及び端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する屋内配線(モジュラージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。
- 2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲 は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、 原則、甲が負担するものとする。

### (特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、 設置場所・回線数等の必要な情報は、別紙1「避難所特設公衆電話一覧表」に定めて、甲乙互いに保管 するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別紙2 「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知することとする。

## (特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかに その旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に 対し報告することに努めるものとする。

#### (定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、 別紙3「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

#### (故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、 速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

#### (特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

### (特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者 の誘導に努めるものとする。

## (特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

### (設置場所の公開)

第12条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

### (目的外利用の禁止)

- 第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずる ものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費 用等は、甲が負担するものとする。

### (協議事項)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のう え定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成24年8月1日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市

周南市長 木 村 健 一 郎 印

乙 山口県山口市熊野町4-5 西日本電信電話株式会社

山口支店長 泉 谷 正 印

# [2-35] 災害に係る情報発信等に関する協定

周南市およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

## 第1条(本協定の目的)

本協定は、周南市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、周南市が周南市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ周南市の行政機能の低下を軽減させるため、周南市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

## 第2条(本協定における取組み)

- 1. 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。
  - (1) ヤフーが、周南市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、周南市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 周南市が、周南市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 周南市が、周南市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 周南市が、災害発生時の周南市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 周南市が、周南市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 周南市が、周南市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2. 前項各号の取組みの具体的な内容および方法については、災害の状況等を考慮に入れ、周南市およびヤフーの両者の協議により決定するものとする。
- 3. 周南市およびヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 4. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、周南市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

#### 第3条(費用)

前条に基づく周南市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条(情報の周知)

ヤフーは、周南市から提供を受ける情報について、周南市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を

達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲

載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために

二次利用をしてはならないものとする。

第5条(本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、周南市およびヤフーは、その時期、方法および内

容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条(本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動

的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条(協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、周南市およびヤフーは、誠

実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、周南市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2012年9月11日

周南市:周南市長 木 村 健一郎

ヤフー:東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

# [2-36] 災害時における情報の収集伝達に関する応援協定書

周南アマチュア防災無線ネットワーク(以下「甲」という。)と周南市(以下「乙」という。)とは、乙が災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)に基づき実施する災害時における災害に関する情報の収集及び伝達(以下「情報の収集伝達」という。)に関し、次のとおり協定を締結した。

### (目的)

第1条 この協定は、周南市において大規模災害(法第2条第1項に規定する災害をいう。以下同じ。) が発生し、周南市災害対策本部条例(平成15年4月21日周南市条例第16号)に基づき災害対策本部 が設置された場合に、甲が乙に協力して、情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

### (情報の収集伝達の性格)

第2条 この協定による甲が行う情報の収集伝達は、ボランティア精神に基づき行うものとする。

## (情報の収集伝達の実施)

第3条 この協定による情報の収集伝達は、甲の構成員(以下「構成員」という。)が行うものとする。 2 甲は、この協定による情報の収集伝達を行う構成員にかかる名簿を毎年定期に作成し、乙に提出する ものとする。

## (協力の要請)

第4条 乙は、災害時に公衆通信網その他通常の方法手段による通信連絡が困難又は不可能な場合において、情報の収集伝達上必要があると認めるときは、甲に対し、情報の収集伝達について必要な事項を明らかにして、協力を要請することができるものとする。

## (災害情報の提供)

第5条 甲は、必要と認められる災害情報については、前条の規定による協力要請を待たずに構成員が乙 に提供することができるものとする。

## (情報連絡系統)

第6条 この協定による甲及び乙との情報連絡系統は、別紙のとおりとする。

### (情報の収集伝達の共同訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、災害時における情報の収集伝達を迅速かつ的確に行うため、共同の訓練を適宜行う ものとする。

### (臨機の措置)

第8条 乙は、甲がこの協定による情報の収集伝達を行うためアマチュア無線局を開設する場合には、施設の提供その他臨機の措置を執るものとする。

#### (疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年8月12日

甲 山口県周南市代々木通2丁目14番地 周南アマチュア防災無線ネットワーク

会 長 土 井 敏 生 印

乙 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市

周南市長 木村健一郎印

# 別紙(第6条関係)

# 情報連絡系統

固定電話及び携帯電話、FAX、E-mailによる。

(甲)

名	称	周南アマチュア防災無線ネットワーク				
住	所	山口県周南市代々木通2丁目14番地				
連系	各先	会 長 土 井 敏 生  TEL:0834-21-6820  FAX:0834-22-5013  携 带:090-2291-8216  E-mail:doionkyo@ccsnwr.nw.jp  事務局長 金 坂 順 一 郎  TEL:0834-63-7732  携 带:080-6333-7732  E-mail:Jo4bjf@jarl.com				

(乙)

名 称	周南市
住 所	山口県周南市岐山通1丁目1番地
連絡先	周南市防災危機管理課  TEL:0834-22-8208  FAX:0834-22-8806  携 带:090-3375-5066  E-mail:bousaikiki@city.shunan.lg.jp  周南市本庁舎守衛室(勤務時間外)  TEL:0834-22-8332  FAX:0834-22-8239

# [2-37] 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体(以下「加盟団体」という。)が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

- 第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。
- (1) 災害への対応に必要な武士の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

- 第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。
- (1) 被災の状況
- (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所 及び経路等
- (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動 内容、派遣場所及び経路等
- (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項
- 2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
- 3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、 被災団体及び代表幹事団体に通知する。
- 4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。
- 5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つ以上ある場合は、代表幹事団体とそれ

ぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。

- 6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。
- 7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により 応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資材等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係 資料の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速や かに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

- 第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。
- 2 善幸に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

- 第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、 前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。
- 2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。
- 3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

- 第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。
- (1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属する ブロック幹事への通知
- (2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整
- (3) ブロック幹事が行う活動の支援
- (4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ
- (5) 新たに加入する団体及び離脱する団体の受付
- 2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。
- 3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。
- (1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

- (2) 第4条第4項に定める応援の要請
- (3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知
- 4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成 23 年 7 月 12 日

室	蘭	市	長	青	山		呵	釧	路	市	長	蛯	名	大	也
苫	小 牧	市	長	長岩	計倉	博	文	伊	達	市	長	菊	谷	秀	吉
石	狩	市	長	田	岡	克	介	北	斗	市	長	高	谷	寿	峰
青	森	市	長	鹿	内		博	八	戸	市	長	小	林		眞
秋	田	市	長	穂	積		志	男	鹿	市	長	渡	部	幸	男
久	慈	市	長	山	内	隆	文	酒	田	市	長	冏	部	寿	_
仙	台	市	長	奥	Щ	恵美	子	塩	竈	市	長	佐	藤		昭
多	賀城	市	長	菊	池	健炎	て良区	北	茨 木	;市	長	豊	田		稔
千	葉	市	長	熊	谷	俊	人	市	Ш	市	長	大久	、保		博
船	橋	市	長	藤	代	考	七	市	原	市	長	佐久	、間	隆	義
袖	ケ浦	市	長	出	口		清	横	浜	市	長	林		文	子
横	須賀	市	長	吉	田	雄	人	新	潟	市	長	篠	田		昭
富	山	市	長	森		雅	志	金	沢	市	長	山	野	之	義
半	田	市	長	榊	原	純	夫	碧	南	市	長	穪宜	【田	政	信
東	海	市	長	須々	木	淳	雄	知	多	市	長	加	藤		功
匹	日市	市市	長	田	中	俊	行	堺	市	ĵ	長	竹	Щ	修	身
泉	大 溝	市	長	神	谷		昇	松	原	市	長	澤	井	宏	文
高	石	市	長	阪	口	伸	六	海	南	市	長	神	出	政	巳
有	田	市	長	望	月	吉	男	倉	敷	市	長	伊	藤	香	織

野 市 長 黒 田 普 坂 出 市 長 宏 玉 綾 松 山市長 野 志 克 仁 大 竹 市 長 入山 欣 郎 友 昭 宇部市長 下 関市長 中 尾 久保田 后 子 周 南市長 木 村 健一郎 防府市長 松浦 正 人 岩 国 市 長 福 田 良彦 山陽小野田市長 白 井 博 文 木 町 長 北九州市長 健 治 和 古 木 哲 夫 北 橋 中 間 市 長 俊 男 唐 津 市 長 俊 之 松 下 坂 井 大 分 市 長 釘 宮 盤 八代市長 福島 和 敏 鹿児島市長 うるま市長 島袋 森 博幸 俊夫

## 別表 (第3条関係)

指定ブロック

ブロック	都 道 府 県	市町
①	北海道、青森県、秋田県岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市石狩市、北斗市、青森市、八戸市、秋田市男鹿市、久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市多賀城市
2	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨城市、千葉市、市川市、船橋市 市原市、袖ケ浦市、横浜市、横須賀市
3	新潟県、富山県、石川県 愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市 東海市、知多市、四日市市
4	大阪府、和歌山県 岡山県、香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市 有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
(5)	広島県、山口県、福岡県 佐賀県、大分県、熊本県 鹿児島県、沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市 岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市 中間市、唐津市、大分市、八代市 鹿児島市、うるま市

# [2-38] 災害時における道の駅施設使用に関する協定書

国土交通省中国整備局山口河川国道事務所長 西野 賢治(以下「甲」という。)と周南市長 木村健一郎(以下「乙」という。)は、一般国道2号周南市大字戸田2713番地内の道の駅「ソレーネ周南」(以下「道の駅」という。)周辺地域の大規模災害発生時及びその恐れのある場合における道路利用者及び地域住民(以下「避難者」という。)の安全を確保するため、緊急避難施設(以下「避難場所」という。)としての使用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が防災機能を提供する施設の範囲を明確にし、避難者に対して、避難場所としての適切な機能を提供することを目的とする。

(使用施設等)

第2条 豪雨、地震等の災害発生により、乙が道の駅を避難場所とする場合、甲は次に掲げる甲の所有する施設を避難者に提供する。

【甲の所有する施設】トイレ施設、駐車場施設、非常用電源設備、道路情報提供装置

(防災活動への協力)

- 第3条 甲は、乙の平常時における防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な 限り協力するものとする。
  - (1) 乙が実施する防災啓発事業
  - (2) 乙が実施する防災訓練

(使用料等)

第4条 避難者の避難行動により生じる上下水道、電気使用量は、『「道の駅」ソレーネ周南の維持管理 に関する覚書(平成26年5月16日締結)』に従い、甲乙それぞれが負担するものとする。

(協議)

第5条 本協定の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に特別の定めのない事項については、甲乙 協議の上、これを定めるものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から道の駅の供用廃止、又は登録が抹消される日までとする。

以上の合意を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年5月16日

甲 国土交通省中国整備局 山口河川国道事務所長 西 野 賢 治

乙 周南市長 木 村 健一郎

# [2-39] 周南市消防本部地域における医療救護活動に関する協定

周南市消防本部(以下「甲」という。)と、綜合病院社会保険徳山中央病院(以下「乙」という。)は、甲の管轄する地域における医療救護活動について、次のとおり協定を締結した。

### (目的)

第1条 この協定は、周南市消防本部管轄地域において災害や事故等による救急事案が発生した場合、甲が乙の協力を得て、救命に資するための必要な事項を定めることを目的とする。

## (派遣要請)

第 2 条 甲の管轄する地域において救急事案が発生した場合において、傷病者を搬送することが生命に危険を生じさせるおそれのあるとき、又は甲の救急隊が傷病者の搬送の可否を判断することが困難であるときは、甲は乙に対して医師の派遣を要請することができる。 2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合において、要請に応じることができない特段の事情がある場合を除き、医師を派遣するものとする。

## (医療と消防の連携)

第 3 条 この協定に基づく医療・救急活動において、甲・乙の両者は常に密接な連携を係るものとする。

### (事故等の処置)

第 4 条 この協定に基づく活動中に発生した事故等の処置については、甲・乙それぞれに おいて処理することを原則とする。

## (細 目)

第5条 この協定書に定める事項ほほか必要な事項は、別に定める。

### (協 議)

第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、 その都度甲・乙協議して決定するものとする。 (適 用)

第7条 この協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力は継続するものとする。

以下のとおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、 それぞれ1部ずつ保管することとする。

平成 22 年 10 月 1 日

甲 周南市消防本部 消防長 山本 恭正

乙 綜合病院社会保険徳山中央病院 病院長 林田 重昭

# [2-40] 災害時における施設の使用に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と和泉産業株式会社(以下「乙」という。)とは、次のと おり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、周南市大字戸田字四郎谷地区 につながる市道四郎谷線が通行不能となった場合に、乙が周南市大字戸田に所有する「周 南バイオマスセンター」の施設(以下「施設」という。)を使用するために必要な事項を 定めるものとする。

### (使用の要請)

- 第2条 甲は、災害時において、乙に対し次の各号に掲げる事項に関して要請することができる。
- (1)地域住民の生活道及び緊急車両等の通路の確保のため、有馬農道から国道2号につながる施設内の通路を迂回路として使用すること
- (2) 施設の一部を地域住民の緊急避難場所として使用すること
- 2 前項第1号の使用期間は、市道四郎谷線が復旧するまでの間とする。

### (要請手続き)

第3条 前条の規定による要請は、別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急 を要する場合は口頭により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### (使用等の実施)

第4条 乙は、甲から第2条に規定する要請を受けた場合は、可能な範囲において、当該 要請事項について適切な措置をとるとともに、その措置事項を口頭または文書により甲に 連絡する。

## (費用の負担等)

- 第5条 甲は、乙が前条の措置をとるために要した経費を負担するものとする。ただし、 第2条第1項第1号に関する措置については、無償とする。
- 2 前項の経費の額は、甲乙協議の上で決定する。

### (原状回復義務)

- 第6条 甲は、施設の使用を終了するときは、口頭または文書により、速やかに乙に報告する。
- 2 甲が施設を使用したとき、施設に破損箇所があれば、甲乙立会いの上確認し、甲の責めに帰すべき破損箇所が確認された場合、甲は速やかに修理を行い、乙の業務に支障を来たさないようにする。
- 3 前項の経費は、甲が負担するものとする。

## (有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかによる終了の意思がない限り、その効力を継続するものとする。

## (協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度、 甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

## 2018年11月13日

- 甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長 木 村 健 一 郎
- 乙 山口県周南市本町2丁目25番地 和泉産業株式会社 代表取締役社長 和 泉 貴 信

# [2-41] 防災活動への協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と王子コンテナー株式会社(以下「乙」という。)とは、次のと おり協定を締結する。

(総則)

第 1 条 この協定は、災害発生時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関し、 必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内で地震、風水害、その他の災害が発生した場合、災害時における物資等の確保 を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して保有する物資等の提供について協力を要請 することができる。

(要請手続)

第3条 前条に掲げる要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

(物資等の範囲)

- 第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。
- (1) 段ボールシート、段ボール製簡易ベッド、段ボールケース等の段ボール製品
- (2) その他、甲が指定する物資で、乙が取り扱う製品

(物資等の運搬引渡し)

- 第6条 物資等の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。 ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行う。
- 2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書により確認のうえ、物資等の引渡を受ける。

(費用の請求及び支払い)

- 第7条 乙が物資等の供給に要した費用は、甲が負担する。
- 2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及

び情報連絡体制の整備に努める。

(平常時の防災活動への協力)

- 第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、 可能な限り協力する。
- (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第 10 条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては周南市防災危機管理主管課長、乙においては、王子コンテナー株式会社防府工場営業部長とする。

(協議)

- 第 11 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた時は、その都度、甲乙協議のうえ決定する。 (有効期間)
- 第12条 この協定の有効期限は締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出が無い時は、当該有効期限満了日の翌日から起算して 1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。
- 2 前項の解消の申し出は、有効期限満了日の1ヶ月前までに相手方へ申し出るものとする
- 3 乙の防府工場(別表1)が閉鎖した場合、又は第5条に掲げる物資等を取り扱わなくなった時は、この協定は効力を失う。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年2月6日

甲 周南市岐山通1丁目1番地

周南市

周南市長 木 村 健 一 郎

乙防府市大字江泊 2470 番地の 1王子コンテナー株式会社防府工場工場長川 崎 重 則

## 別表1 (第12条関係)

## 1. 本社住所

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-12-8 王子 HD1 号館

電話番号 03-5550-3027

FAX 番号 03-5550-2978

## 2. 工場住所

工場名	住所	電話番号	FAX 番号
王子コンテナー (株)	〒747-0014	0835-38-2555	0835-21-6527
防府工場	防府市大字江泊 2470-1		

別記様式	(第3	条関係

年 月 日

王子コンテナー (株) 防府工場長 様

周 南 市 長

)

災害発生に伴う物資等の協力要請について

防災活動への協力に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 1. 災害の状況及び理由
  - ①地震による被災
  - ②台風による被災
  - ③大雨等による被災
  - ④その他の災害による被災(

2. 要請する物資等

品名	数量	引渡場所	備考

担当 周南市災害対策本部

防災危機管理課

担当者 印

# 〔2-42〕防災活動への協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と生活協同組合コープやまぐち(以下「乙」という。)とは、次のとおり 協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、周南市において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。)における救援物資の提供及び平時の防災活動への協力に関し、必要な事項を 定めるものとする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時において、乙に対し次の事項に関しての要請することができる。
  - (1) 災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、被災者に対し、乙の保有する物資等を供給すること。
  - (2) 乙の店舗(別表1)の駐車場を、被災者に対し、避難場所として提供すること。

(協力要請の手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出する。

(協力)

- 第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、救援物資の提供に協力 するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。 (救援物資の範囲)
- 第5条 甲が乙に要請する救援物資は、次に掲げる物資のうち、乙が保有し、又は調達可能なものとする。
  - (1) 別表2に掲げる物資
  - (2) その他甲が指定する物資

(物資等の運搬引渡し)

- 第6条 救援物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。
- 2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書により確認のうえ、救援物資の引渡しを受ける。 (経費の負担)
- 第7条 この協定に基づき、乙が提供した救援物資及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及び各支部との広域応援体制及び情報連絡体制 の整備に努める。

(平常時の防災活動への協力)

- 第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対して、次の各号に掲げる事項について、可能な 限り協力し、緊急時に備えるものとする。
  - (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
  - (2) 甲が実施する防災啓発事業
  - (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては周南市防災危機管理主管課長、乙においては生活 協同組合コープやまぐち管理部チーフマネージャーとする。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、 以後もまた同様とする。
- 2 乙の店舗(別表1)が閉店した場合又は第5条に掲げる物資等を取り扱わなくなった時は、この協定は 効力を失う。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月23日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地

周南市

周南市長 木村健一郎

乙 山口県山口市小郡上郷 901-21

生活協同組合コープやまぐち

理事長 岡崎悟

# [2-43] 災害時における障害物除去等の協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と中国レッカー事業協同組合山口県支部(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、周南市内で地震、風水害等の自然災害その他の大規模災害等が発生した場合(以下「災害時等」という。)に、甲の要請に基づき乙が実施する道路通行等の障害となる車両その他の障害物の除去業務(以下「車両等除去業務」という。)に関し、必要な事項を定める。

(業務の内容)

- 第2条 車両等除去業務の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 道路通行確保のための障害物の除去
  - (2) 人命救助のための障害物の除去
  - (3) その他災害対応の活動上必要な障害物の除去

(支援の要請)

- 第3条 甲は、災害時等において、車両等除去業務の実施を必要とするときは、乙に対し、次の事項を記載 した文書により支援を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で支援を要請し、 その後、速やかに文書を送付するものとする。
  - (1) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
  - (2) 協力を必要とする場所
  - (3) 障害となっている車両等(以下「障害車両等」という。)の種類及び台数
  - (4) 現場指揮官の所属、職名及び氏名
  - (5) その他必要な事項

(業務の実施)

- 第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、乙の組合加入者が所有する 車両、装備等の範囲で車両等除去業務に協力するものとする。この場合において、障害車両等の移動は、 前条第4号の現場指揮官の立会いのもと行うものとする。
- 2 乙は、車両等除去業務を開始するときは、開始時間、責任者、出動員氏名及び車両数を甲に通知するものとする。

(要請による連絡調整)

- 第5条 甲及び乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障がないように、常に連絡調整に努めるものとする。 (費用負担)
- 第6条 第4条の車両等除去業務に要する費用は、甲の負担とする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、乙の組合加入者との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努める。

(平常時の防災活動への協力)

- 第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限 り協力する。
- (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては周南市防災危機管理主管課長、乙においては中国レッカー事業協同組合山口県支部長とする。

(損害への対応)

第 10 条 この協定に基づく車両等除去業務の実施において、乙若しくは乙の組合員に損害が生じた場合又は組合員が他人若しくは車両等に損害を与えた場合は、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の負担とする。

(個人情報の保護)

第 11 条 乙は、この協定に基づく車両等除去業務の実施において、個人情報を取り扱う場合は、個人情報 の保護に努めなければならない。

(協定の期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了 1 か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、1 年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月18日

甲 周南市

周南市長 木 村 健 一 郎

乙 山口県周南市大字富田2681番地の3中国レッカー事業協同組合山口県支部支部長 森 重 守

# [2-44] 周南市、ヤマト運輸株式会社山口主管支店及び 一般社団法人周南ツーリズム協議会の地域活性化包括連携協定

周南市、ヤマト運輸株式会社山口主管支店及び一般社団法人周南ツーリズム協議会(以下、総称して「三者」という)は、周南市における地域活性化に向けて幅広い分野において協働の取組みを実施するため、 以下の通り包括的な連携に関する協定(以下「本協定」という)を締結する。

## (目 的)

第1条 本協定は、三者が相互に連携の上、地域活性化に関する施策に対して協働で取り組むことにより、 一層の市民サービスの向上を図ることを目的とする。

#### (連携事項)

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携し協力する。

- (1) 地産・地消の推進及び農林水産物・加工品等の流通・販売・振興に関すること
- (2) 地域や暮らしの安心・安全及び災害対策に関すること
- (3) 子どもや青少年育成に関すること
- (4) 高齢者や障害者の支援に関すること
- (5) 環境問題の対策に関すること
- (6) 健康増進及び食育に関すること
- (7) 市政情報の発信や観光の振興に関すること
- (8) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

## (具体的な実施事項及び実施方法)

第3条 三者は、前条各号に定める事項を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項及び実施方法は、三者協議のうえ、別途取り決める。

#### (提携機関)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1カ月前までに三者のいずれからも解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

#### (協定の見直し)

第5条 三者のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものと する。

## (守秘義務)

第6条 三者は、本協定による取組の実施にあたって知り得た相手方の秘密を、当該相手方の承諾なしに、 第三者に漏らしてはならない。

## (疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、三者協議の上、 解決の方途を定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、三者それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 26 年 11 月 17 日

山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長木村健一郎

山口県山口市鋳銭司字鋳銭司団地北447番地の45 ヤマト運輸株式会社 山口主管支店長 中 山 貴 宏

山口県周南市大字戸田2713番地 一般社団法人 周南ツーリズム協議会 代 表 理 事 藤 井 良 治

## 地域活性化包括連携協定の締結により取り組む事項

- 1 地産・地消の推進及び農林水産物・加工品等の流通・販売・振興に関すること
- (1)「周南市地産地消促進計画」に沿った地産地消推進及び周南ブランドの拡充等に共に取り組みます。
- (2) 周南市産の農林水産物や加工品等各種地域産品を幅広く積極的に販売するとともに、6次産業化への取組みに協力します。
- (3) 県内外の店舗において、市内の食品加工商品の販売コーナー(お土産コーナー等)の設置に協力します。
- (4) 中山間地域などの農産物や加工品について、道の駅での流通販売の手法を構築します。
- (5) 宅配サービスやカタログ販売・ネットスーパー等を活用し、中山間地域の買い物支援活動を推進します。

#### 2 地域や暮らしの安心・安全及び災害対策に関すること

- (1) 災害時の一時避難場所として、店舗駐車場等を提供するとともに、帰宅困難者に対してトイレ及び 道路・災害情報を提供します。
- (2) 災害時の支援物資の輸送に協力します。
- (3) 災害時のボランティア支援への取組みに協力します。
- (4) 市が実施する防災訓練への参加など、平常時の防災活動に協力します。
- (5) トラック等による集配から自転車・台車等を活用した集配に移行し交通危険度を軽減します。
- (6) 市内の保育所・幼稚園・認定こども園・小学校低学年を対象に「交通安全教室」を開催します。
- (7) 犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進します。
- (8) 暴力団排除活動を推進します。
- (9) 安心・安全に関する各種イベントやキャンペーン活動に協働で取り組みます。

## 3 子どもや青少年育成に関すること

- (1) 市内の小学生を対象に「職場見学」の受け入れを行います。
- (2) 市内の中学生・高校生を対象に「職場体験学習」の受け入れを行います。
- (3) 市内店舗において、周南市「赤ちゃんの駅」の登録を推進するとともに、店舗内に赤ちゃんルーム や授乳施設を設置するなど、育児支援を行います。
- (4) 市内店舗における「こども110番の家」の登録推進や集配車による見守りなど、地域の子どもの 安心・安全に関する活動に協力します。
- (5) 宅配サービスやカタログ販売・ネットスーパー等を活用し、妊娠中や子育て家庭の買い物支援を推進します。
- (6) 子育て支援に関する情報提供に協力します。
- (7) 青少年育成や子育て支援に関するイベントや、親子で気軽に楽しめるオーケストラのコンサート 開催などに協力します。

## 4 高齢者や障害者の支援に関すること

- (1) 停車しやすい駐車場及び優先駐車場を設置します。
- (2) 車椅子の貸出等高齢者や障害者に配慮したサービスを実施します。
- (3) 宅配サービスやカタログ販売・ネットスーパー等を活用し、高齢者や障害者の買い物支援活動を推進します。
- (4) 宅配サービスを活用し、高齢者の見守り活用を支援します。
- (5) クロネコメール便配達業務の委託など、障害者就労の支援を行います。
- (6)総合支援学校や障害者就業・生活支援センター「ワークス周南」等が行う職場体験実習の受け入れ に協力します。

## 5 環境問題の対策に関すること

- (1) マイバスケット、マイバッグ持参によるレジ袋削減を推進します。
- (2) 食品ロス削減の取組みを推進するとともに、食品廃棄物を有効利用します。
- (3) 市内の小学校の中高学年を対象に「環境教室」を開催します。
- (4) 車の駐停車中のアイドリングストップ啓発に取り組むとともに、安全・エコナビゲーションシステム (See-T Navi) 導入により、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- (5)受け取り日時や場所指定などの宅配サービス拡充によるノーマイカーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。
- (6) LED 照明の導入や空調温度の設定など、市内店舗の省エネ活動を推進します。

#### 6 健康増進及び食育について

- (1) がん検診受診率向上へ向けた取り組みに協力します。
- (2)健康づくり事業に関する情報提供に協力します。

## 7 市政情報の発信や観光の振興に関すること

- (1) 市内店舗において、広報しゅうなん等各種情報誌の設置を行うとともに、ポスター・チラシの掲示など各種市政情報の発信に取り組みます。
- (2) 県内外の店舗において、観光パンフレット等を設置するとともに、チラシ・ポスター・ホームページ・スマートフォンアプリ等を活用し、観光情報の提供に協力します。
- (3) 周南市版宅急便伝票の活用などで、市の全国的なPRに協力します。
- (4) 県内外の店舗において、観光振興に関する各種イベントの開催やキャンペーン活動、コンベンションシティの取組みに協力します。

#### 8 その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

- (1) 市内からの雇用を促進します。
- (2) 育児休職や育児中の従業員に配慮した各種勤務制度の導入により女性の雇用を促進します。
- (3) 市内店舗において、市民運動やコミュニティ組織、自治会等の活動に関する各種情報誌や啓発用 チラシを設置するなど、市民の積極的な地域づくりの取組みを支援します。
- (4) ふるさと周南応援寄付金(ふるさと納税)の取組みに協力します。

# [2-45] 防災活動の協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と山口県LPガス協会徳山支部、都濃支部、光支部(以下「乙」という。)とは、災害時における物資供給及び平常時における防災活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において災害対策基本法(相和36年法律第223号)第2条 第1号に規定する災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合(以下「災害時等」 という。)における物資の供給及び平常時の防災活動の協力に関し、必要な事項を定め るものとする。

(供給の要請)

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物 資の供給を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 前条に掲げる要請は、調達する物資名、数量、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができないと甲が認める場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の範囲)

- 第4条 甲が乙に対して供給を要請する物資の範囲は、次に掲げる物資のうち、甲が前条 の要請を行った時点において、乙が供給可能な物資とする。
- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(供給の協力)

第5条 乙は第3条の規定により甲から要請をうけたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

(引き渡し等)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める 運送手段により運搬するものとする。

(費用の負担)

- 第7条 本協定に基づき乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等に要した費用は、 甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生の直前における小売価格を基準とし、甲乙協議の上、速やかに決定する。

(費用の支払い)

第8条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(平常時の協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災活動の推進に対し、次の各号に掲げる事項について可能な限り協力を行うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給についての情報交換を必要に応じて行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確且つ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとし、甲においては防災危機管理課長、乙においては徳山支部長とする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた時は、甲乙双方協議の上、決定する。

この協定を締結した証として、本書4通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月1日

甲 周南市 周南市 長 木村健一郎 周南市長 木村健一郎 周南市新宿通5丁目1-1 山口県LPガス協会徳山支部 支 部 長 児 玉 隆 行 周南市大字戸田2874 山口県LPガス協会都濃支部 支 部 長 重 富 憲 治 光市浅江三丁目24番26号 山口県LPガス協会光支部 支 部 長 前 田 恒 宏

# 別表(第4条関係)

# 災害時等における緊急供給可能な物資

種類	物 資 名
ライフライン	LPガス、LPガス供給設備、LPガス燃焼器具

# [2-46] 災害時における支援協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と山口県土地家屋調査士会(以下「乙」という。)とは、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、周南市内に地震、風水害等の自然災害及びその他の大規模災害等が発生 した場合(以下「災害時等」という。)に、甲の要請に基づき乙が実施する支援可能な土地 家屋調査士業務(以下「本業務」という。)に関し、必要な事項を定める。

## (本業務の内容)

- 第2条 甲が乙に支援協力を要請する本業務の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 土地家屋調査士業務に関わる相談業務
  - (2) 甲が実施する土地、建物の被害認定調査
  - (3) 甲が所有、管理する公共施設等の被災状況の調査と応急復旧に必要となる境界に関する情報の伝達と境界杭の復元作業

#### (支援の要請)

- 第3条 甲は、災害時等において支援協力を必要とするときは、乙に対し別記様式により支援 を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに本業務を実施するための措置を行い、 甲の要請する場所に会員を派遣するものとする。

#### (要請による連絡調整)

第4条 甲及び乙は、連絡体制を整え被災者支援に支障がないように、常に連絡調整に努める ものとする。

#### (費用負担)

- 第5条 第3条第2項の規定による派遣に要する費用は、乙の負担とする。
- 2 前項に規定するもののほか、本業務の実施に要する費用は、甲の負担とする。 ただし、申請書等に添付する印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、被災者(本業務を依頼 した者)の負担とする。

(損害への対応)

第6条 この協定に基づく本業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の 責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の負担とする。

(協定の期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間 満了1ケ月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申し出がない場合は、1年間有効期間を 延長し、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ決定 するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月22日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長 木 村 健 一 郎

乙 山口県山口市惣太夫町2番2号 山口県土地家屋調査士会 会 長 杉 山 浩 志 別記様式(第3条関係)

 周 防 第
 号

 平成 年 月 日

# 災害時協力要請書

山口県土地家屋調査士会会長様

周南市長

災害時における支援協力に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり支援を 要請します。

記

要請担当者	職名							
氏 名 · 電 話	氏名				Ē	電話番号		
電話ファクシミ	亚战	任	В	н (		曜日)	時	<i>↔</i>
リ等要請日時	一次	7	Л	н (		昨日/	H-Q1.	<i>)</i> ;
要請内容		相談業	務					
※要請する内容		土地、	建物の	被害認	定訓	問査		
に○印を記載		周南市	が所有	・管理	する	る公共施設等	等の被災状	沈の調査等
	【住	所】						
場所	【施記	没名】						
期間	平成	年	月	日 (		曜日)か	<b>5</b>	
別則	平成	年	月	日 (		曜日)ま	で	
備  考								

# [2-47] 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)は、災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を 締結する。

#### (目的)

- 第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。
  - (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
  - (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

## (定義)

- 第2条 本協定において、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。
  - (1) 「住宅地図」とは、周南市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
  - (2) 「広域図」とは、周南市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
  - (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
  - (4) 「ID等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID及びパスワードを意味するものとする。
  - (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

#### (地図製品等の供給の要請等)

- 第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲 で地図製品等を供給するものとする。
- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」 という。)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等によ り乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

- 第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、 甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を 甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・ 管理状況等を確認することができるものとする。

## (地図製品等の利用等)

- 第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
  - (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
  - (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告 先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前 の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、 甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することが できるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の 許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用 約款に記載の条件に従うものとする。

#### (情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制 を整備し、災害時に備えるものとする。

## (有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有 効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示 がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

#### (協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は 誠意をもって協議し解決に努めるものとする。 以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各 1通を保有する。

平成29年1月11日

甲 周南市 周南市長 木 村 健 一 郎

乙 広島県広島市東区光町1丁目10番19号 日本生命広島光町ビル2階 株式会社ゼンリン 中国エリア統括部 統括部長 宮岡 宏典

# [2-48] 災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と一般社団法人周南カントリー倶楽部(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

#### (総則)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における、乙が管理するゴルフ場施設(以下「施設」という。)の利用に関し、必要な事項を定める。

#### (利用の要請)

- 第2条 甲は、災害時において、乙に対し次の各号に掲げる事項に関して要請することができる。
  - (1) 施設の一部を緊急避難場所として利用すること
  - (2) その他、施設において被災者支援及び災害対応のために実施可能な事項

## (要請手続)

第3条 前条の規定による要請は、別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急 を要する場合は口頭により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

#### (利用等の実施)

第4条 乙は、甲から第2条に規定する要請を受けた場合は、可能な範囲において、当該 要請事項について適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

## (費用の負担等)

- 第5条 甲は、乙が前条の措置をとるために要した経費を負担するものとする。
- 2 前項の経費の額は、甲乙協議の上で決定する。

## (有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1箇月前までに甲乙いずれからも協定の解除、又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後この例による。

## (協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、そのつど 甲乙協議のうえ決定するものとする。 この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年1月25日

甲 周南市 周南市長 木 村 健 一 郎

乙 一般社団法人周南カントリー倶楽部

代表理事 中原 茂明

# [2-49] 大規模災害時における広域応援の実施に関する覚書

山口県、山口県市長会及び山口県町村会は、大規模災害により被災した都道府県及び 市区町村(以下「被災県等」という。)の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のと おり覚書を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この覚書は、山口県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等からの要請に 基づき、県及び県内市町が共同で応援を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

#### (応援の内容)

- 第2条 この覚書により、県及び県内市町が共同で行う応援の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 災害応援に必要な職員の派遣
  - (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
  - (3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
  - (4) その他、特に要請のあった事項

#### (応援の調整)

第3条 県は、被災県等から応援の要請があった場合は、速やかに、応援可能な市町と調整を行った上で、県の応援も含めた応援計画を被災県等に通知するものとする。

#### (情報の収集)

第4条 県は、被災県等との連絡調整を行うため、必要に応じ、職員を被災県等に派遣し、情報収集を行うとともに、応援の実施に必要となる事項を県内市町に連絡するものとする。

#### (他の協定との関係)

第5条 この覚書は、県又は県内市町が別に締結する災害時の応援に係る他の協定等を妨 げるものではない。

## (その他)

第6条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、県及び 県内市町が協議して定めるものとする。 以上のとおり覚書を締結したことを証するため、この覚書を3通作成し、各自が記名押印の上、各1通を所持する。

平成29年11月14日

山口県知事 村岡嗣政

山口県市長会 会長 福 田 良 彦

山口県町村会 会長 山 田 健 一

## [2-50] 災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と山口県産業ドローン協会(以下「乙」という。)とは、 次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合のおける被災現場等での支援活動及び平常時における防災啓発事業等への協力(以下「支援活動等」という。)に関し、乙の会員がドローン(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。)を使用して実施する支援活動について、必要な事項を定める。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、乙に対し、次の事項に関して支援活動等の協力を要請することができる。
  - (1) 災害発生現場の被災状況の把握
  - (2)被災者の捜索
  - (3)物資の運搬
  - (4) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練
  - (5) その他甲が乙と協議の上、決定した事項

#### (要請手続)

(要請事項の措置)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式1により文書で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。

- 第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに当該要請を実施するための措置を行い、甲が指示する場所に会員を派遣する。
- 2 会員は、甲の指揮監督に従い、支援活動等を実施する。
- 3 会員は、支援活動等の実施に当たり、航空法、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号) その他関係法令を順守の上、二次災害の防止に努めるものとする。
- 4 乙は、支援活動等が完了したときは、別紙様式2により遅滞なく甲に報告する。 (費用の負担)
- 第5条 乙の会員が支援活動等の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、甲及び会員が協議の上決定する。

(事故の報告)

第6条 乙は、支援活動等に当たり事故があった時は、別記様式3により速やかに甲に報告するものとする。

(損害の負担)

第7条 支援活動等の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の 発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。 2 乙は、支援活動等の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(補償)

第8条 乙の会員が実施する支援活動等に従事した者(以下、「従事者」という。)が支援活動等において負傷し、罹患し、又は死亡した場合は、当該従事者を使用した会員の責任において、その補償を行うものとする。ただし、当該負傷、罹患又は死亡の原因が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、書面により相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(会員等の編成の報告)

第10条 乙は、この協定の締結後、支援活動等に係る会員の編成及びドローンの数量について、甲に書面により報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上 決定する。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれからによる終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月23日

甲 周南市岐山通り1丁目1番地 周南市長 木 村 健一郎

乙 下松市桜町一丁目6番5号山口県産業ドローン協会会 長 池 田 隆 志

# [2-51] 災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と株式会社ポプラ(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、周南市において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する おそれがある場合(以下「災害時」という。)における生活関連物資(以下「物資等」と いう。)の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時において、乙に対し次の事項に関して要請を行うことができる。
  - (1) 災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、被災者に対し、乙の保有する物資等を供給すること。
  - (2) 災害時において、帰宅困難者等への対応等のため「生活彩家周南市役所店」の営業時間を延長すること。

(協力要請の手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、物 資の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとと もに、その措置事項を甲に連絡する。

(物資等の範囲)

- 第5条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げる物資のうち、乙が保有し、又は調達可能な ものとする。
  - (1) 別表1に掲げる物資
  - (2) その他甲が指定する物資

(物資等の運搬引渡し)

- 第6条 物資等の引渡場所は、甲が指定する場所とし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。
- 2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙の提出する納品書により確認 のうえ、物資等の引渡しを受けるものとする。

(経費の負担)

- 第7条 この協定に基づき、乙が提供した物資等及び乙が行った運搬等に要した費用は、 甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限 り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、書面により相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。 (有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれからによる終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都 度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1通を保有する。

平成30年10月18日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長 木村 健一郎

乙 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1株式会社ポプラ代表取締役社長 目 黒 真 司

別記様式(第3条関係)

年 月 日

株式会社ポプラ 様

周南市長

災害発生に伴う物資の供給等の要請について

災害時における物資の供給等に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況及び理由

年月日に発生した(被災したため。

)に関連する災害により

- 2. 要請する事項
- (1)物資等の供給

品 名	数量	引渡場所	備考

- (2) 生活彩家周南市役所店の営業時間の延長
  - ・ 要請する(延長時間及び期間については別途協議)
  - 要請しない

担当 周南市災害対策本部(例	) 災危機官埋課/
----------------	-----------

担当者

# 別表1 (第5条関係)

# 災害時の主な必要物資一覧表

種類	必要な物資		
食糧関係	おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、お茶、牛乳、粉ミルク、 缶詰(イージーオープン)、精米、即席麺、ソーセージ、レトルト食 品、漬物、梅干、砂糖、塩、味噌、醤油、調味料、マヨネーズ、卵、 肉類、菓子類、野菜、果物		
食器関係	箸、スプーン、フォーク、使い捨て食器類		
生活用品関係	ティッシュ類、ラップ、タオル、石鹸(洗濯用石鹸含む。)、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、生理用品、紙おむつ(幼児用、大人用)、トイレットペーパー、乾電池、軍手、ガムテープ、ゴミ袋、ライター(使い捨てライター等)、マスク、蚊取り線香(夏季)、使い捨てカイロ(冬季)		

- (1) 応急食料等は、概ね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は、上記のほか、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

# [2-52] 災害時における施設の使用に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と社会福祉法人山陽(以下「乙」という。)とは、次のと おり協定を締結する。

#### (総則)

第1条 この協定は、台風、豪雨等による洪水等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、乙が管理するケアハウス三丘(以下「施設」という。)を緊急避難場所として使用することについて、必要な事項を定める。

#### (使用の要請)

- 第2条 甲は、災害時において緊急に周辺住民の避難が必要となった場合、乙に対し施設 を緊急避難場所として使用するよう要請することができる。
- 2 前項の要請は、別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は 口頭により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

## (施設の使用)

- 第3条 原則として、施設のうち駐車場及び2階娯楽室を緊急避難場所として使用するものとし、施設入所者の利用を妨げないこととする。
- 2 乙は、甲から前条に規定する要請を受けた場合は、可能な範囲において、施設の一部 を緊急避難場所として提供するよう努めるものとする。
- 3 乙は、甲の要請を待たずに施設を緊急避難場所として使用する場合は、その旨を甲に 連絡する。

## (使用期間)

第4条 緊急避難場所としての使用期間は、開設から洪水等による被害の恐れがなくなるまでの間とする。

## (経費の負担)

- 第5条 甲は、施設を緊急避難場所として使用したことにより生じた経費について、所要 の実費を負担するものとする。
- 2 前項の経費の額は、甲乙協議の上で決定する。

## (有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかによる終了の意思がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、そのつど 甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を締結した証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2018年12月20日

甲 周南市

周南市長 木村 健一郎

乙 社会福祉法人 山陽

理事長藤井ヒサエ

# [2-53] 災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と株式会社ジュンテンドー(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、周南市において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における生活関連物資(以下「物資等」という。)の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は乙に対し、災害時における物資等の確保を図るため、必要がある と認めるときは、被災者に対し、乙の保有する物資等を供給することについ て要請を行うことができる。

(協力要請の手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(協力)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲に おいて、物資の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに 適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

(物資等の範囲)

- 第5条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げる物資のうち、乙が保有し、又は 調達可能なものとする。
  - (1) 別表に掲げる物資
  - (2) その他甲が指定する物資

(物資等の運搬引渡し)

- 第6条 物資等の引渡場所は、甲が指定する場所とし、引渡場所までの運搬は、 原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた 場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。
- 2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙の提出する納品書 により確認のうえ、物資等の引渡を受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が提供した物資等及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、 甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、 可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担 当者を、書面により相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場 合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は 乙のいずれからによる終了の意思表示がない限り、その効力を継続するもの とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたとき は、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月30日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長 藤 井 律 子

乙 島根県益田市下本郷町206番地5株式会社ジュンテンドー代表取締役社長 飯塚 正

# 災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
作業関連用品	作業シート、標識ロープ、カラーコーン、誘導灯、投光器、ヘルメ
	ット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、
	雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ショベル、
	移植ゴテ、ホースリール、散水ノズル、噴霧器、高圧洗浄機、エン
	ジンポンプ、はしご、脚立等
保存・掃除関連	ポリタンク、ポリバケツ、ポリ袋(ゴミ袋)、ほうき、竹ぼうき、ち
用品	りとり、ぞうきん、デッキブラシ、水モップ等
衛生関連用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、
	紙おむつ、生理用品、洗剤、石鹸、シャンプー(ドライシャンプー
	含)、歯ブラシ、練り歯磨き、スプレー式殺虫剤、蚊取り線香等
飲食・炊事関連	紙食器(コップ、皿、椀等)箸(割り箸等)、スプーン、缶切り、魔
用品	法瓶、鍋、やかん、包丁、ラップ、ホイル等
暖房・灯火用品	発電機、石油ストーブ、扇風機、カセット式ガスコンロ、ガスボン
	べ、木炭、練炭コンロ、練炭、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ローソ
	ク、ライター、マッチ、使い捨てカイロ等
衣類	肌着、運動靴、靴下、防寒着、スリッパ、サンダル等
寝具関連用品	タオル、毛布、枕、敷物等
飲料品	ペットボトル入りミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク等
住宅資材関連	木材・合板各種、壁紙、ふすま紙、障子紙、フローリング材等
その他	簡易トイレ、携帯トイレ、拡声器等

別記様式(第3条関係)

年 月 日

株式会社ジュンテンドー 様

周南市長

災害発生に伴う物資の供給等の要請について

災害時における物資の供給等に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況及び理由

年月日の()に関連する災害により被災したため。

# 2. 要請する事項

# 物資等の供給

品名	数量	引渡場所	備考
			_

<b>+</b> □ 11/		
担当		
	71 7K/T 111	(防災危機管理課)

担当者 印

# [2-54] 災害時における応援協力に関する協定書

周南市上下水道局(以下「甲」という。)と株式会社フソウ中国支社(以下「乙」という。)とは、地震その他の災害(以下「災害時」という。)により甲が維持管理する上下水道施設が被災したときに行う応急復旧業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関して基本事項を定め、災害等により被災した維持管理する上下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した上下水道施設の復旧に関し、 応急復旧業務を要請することができるものとする。この場合、甲の責任者 から乙の責任者に対し応急復旧内容を記載した文書を送付することによ り応急復旧業務要請を行うものとする。

ただし、緊急時の応急復旧業務要請は、文書によらず電話等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに応急復旧業務要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(応急復旧業務)

- 第3条 この協定に基づき、乙が行う応急復旧業務は、次のとおりとする。
  - (1)被災した上下水道施設の応急復旧のために必要な業務
  - (2) その他、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

(費 用)

第4条 この協定に基づき、甲が乙に対し要請した業務に係る費用は、甲の 負担とする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により行った応急復旧業務が終了したときは、速や かに甲に対し、報告をするものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月3 1日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙双方から申出 が無い場合、この協定は1年間延長されるものとし、以降も同様とする。 (その他)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1通を保有する。

平成28年4月1日

甲 周南市速玉町3番15号 周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 渡辺 隆

 $\angle$ 

## 公益社団法人日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人日本水道協会山口県支部(以下「県支部」という。)内における地震、異常渇水等による災害において、速やかに応援を要請する被災都市(以下「応援要請都市」という。)の給水能力を回復できるよう、県支部正会員(以下「各都市」という。)相互間で行う応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 前条に規定する災害が発生し応援要請都市から応援要請があった場合 は、各都市は、応援要請都市の応急給水、応急復旧等(以下「応援活動」と いう。)に全面的に協力するものとする。

(事務局の設置等)

- 第3条 県支部内に、あらかじめ事務局を設置する。
- 2 事務局は、次条第1項の要請があったときは、次の業務を行うものとする。
  - (1) 被災状況の把握に関すること
  - (2) 各都市への応援要請に関すること
  - (3) 応援要請都市との応援内容の確認・調整に関すること
  - (4) その他事務局が応援活動に必要と認める業務に関すること
- 3 県支部長は、県支部長都市が被災し、前項の業務が適切に行えない場合は、県支部規則第6条に規定する幹事の都市に本要綱における県支部長の 事務を代理させることができる。
- 4 県支部長は、応援要請都市が同時に複数発生した場合で、かつ、複数の 応援要請都市に事務局職員を派遣する必要があると判断した場合は、各都 市(応援要請都市を除く。以下第4条において同じ。)に事務局業務を行う 職員の派遣を依頼することができる。

(応援要請の方法等)

- 第4条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 応援要請都市は、県支部長へ応援を要請する。
  - (2) 県支部長は、各都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、中国四国地方支部長へ応援を要請する。
- 2 前項第1号の要請は、応援要請都市が次の事項をできる限り明らかにして、 口頭、電話、無線又はインターネット回線等により行うものとする。
  - (1) 災害の状況及び応援内容
  - (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
  - (3) 必要とする職員(応援要員)の職種別人員
  - (4) 応援の場所及び応援場所への経路
  - (5) 応援の期間
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 3 県支部長は、被災状況等から必要があると認めるときは、第1項第1号の 要請前に各都市に対し、応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請する ことができる。
- 4 応援要請都市は、県支部長又は中国四国地方支部長からの応援要請を受けた都市(以下「応援都市」という。)に対し、後日速やかに応援要請文書を送付するものとする。

## (応援要員の派遣)

- 第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。
- 2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業 用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、 寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。
- 3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

## (応援内容)

第6条 応援都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

# (応援要員の受入体制等)

- 第7条 県支部長は、応援活動を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、 応援要請都市と協議の上、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を 指定する。ただし、宿泊施設について指定することが困難な場合は、応援都 市に対し必要な情報を提供するように努めるものとする。
- 2 各都市は、災害時における応援活動が迅速かつ適切に遂行することができるよう、平常時から受入体制を確立しておくものとする。

## (費用負担)

- 第8条 第6条に規定する応援に要した費用は、法令その他別段の定めがある もの及び応援要員に係る人件費(応援都市が平常時に必要とする費用をい う。)を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。
- 2 前項の負担において、応援都市の職員の派遣に要する旅費及び諸手当は、 応援都市の諸規定に基づき算出される額とする。
- 3 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した 場合における公務災害補償は、応援都市が負担するものとする。ただし、応 援要請都市において応急的に治療する場合の治療費は、応援要請都市が負担 するものとする。
- 4 応援都市の職員が業務上第三者に損害を与えた場合の補償は、その損害が 応援活動の従事中に生じたものについては応援要請都市が負担し、応援要請 都市への往復途中に生じたものについては応援都市が負担するものとする。
- 5 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する費用は、 応援都市の算定基準等に基づき応援要請都市が負担するものとする。

(立替支弁)

- 第9条 前条の応援要請都市が負担すべき費用であっても応援要請都市が当該 費用を支弁する余裕がない場合は、応援都市が一時立替支弁するものとする。
- 2 応援都市は、前項の規定により一時立替支弁をしたときは、関係書類を添付した請求書により、応援要請都市に請求するものとする。

(応急復旧資機材の提供)

- 第10条 第6条第3号に規定する応急復旧資機材の提供のみの応援活動(以下「資機材支援」という。)については、第4条第1項の規定にかかわらず、県支部長への応援要請を省略し各都市相互間で行うことができる。ただし、応援要請都市は、資機材支援を受けた内容について、県支部長へ報告しなければならない。
- 2 応急復旧資機材の運搬は、原則として応援要請都市で行うものとする。
- 3 応急復旧資機材の費用負担については、応援都市の指示に従うものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか資機材支援については、各都市相互間で協議の 上、決定するものとする。

(災害時連絡先及び防災関係物資等の情報提供)

- 第 11 条 各都市は、次の各号に掲げる事項を当該各号に定める様式により毎年 6 月末日までに事務局に報告するものとする。
  - (1) 災害時に事務局との連絡・調整を担当する部課の責任者及び補助者並びに第3条第4項の規定による派遣職員に関する情報 災害時連絡表 (様式第1号)
  - (2) 防災関係物資等の備蓄状況 防災関係物資等の備蓄状況調査表 (様式 第2号)
  - (3) 応急復旧資機材の管理責任者及び備蓄場所に関する情報 応急復旧資 材連絡表(様式第3号)

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、本支

部役員会で協議して定める。

附則

- 1 この要綱は、公益社団法人日本水道協会山口県支部規則実施の日から施行する。
- 2 日本水道協会山口県支部相互応援対策要綱は、日本水道協会山口県支部規 則実施日の前日をもって廃止とする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

#### 年度 公益社団法人日本水道協会山口県支部 災害時連絡表

(年4月1日現在)

会員名		職場の夜間	<b>友間休日連絡先</b> メールアドレス			1 171 1 1 701117	
会	貝名	TEL	FAX	メール			
	所属部署(課)	役職	フリガナ	自	宅	携帯番号	災害時連絡
	///两叩省(床/	12/194	氏 名	TEL	FAX	D4111 EL 7	優先順位
連絡担当責任者 (総務担当課長)							
総務担当係長							
防災担当者							
水道技術管理者							
現地事務局 派遣要員							
備考							

<sup>※</sup>現地事務局派遣要員は、要綱第3条第4項の規定による派遣職員を記入すること。

#### 防災関係物資等の備蓄状況調査表

( 年度末現在)

			会員名	
項目	内 容	保 有 数 量	初期応援可能数量	備考
	給 水 車 ( m³)		台台	加圧(有・無)
-1-	給 水 車 ( m³)		台	加圧(有・無)
車 両	トラック		台	
	クレーン車	***************************************	台	
	そ の 他		台 台	
	仮 設 水 槽 ( m³)	***************************************	基基	
	仮 設 水 槽 ( m³)		基基	
給	給水タンク (1,500 0 ~ )	***************************************	基基	***************************************
水	給水タンク (1,000ℓ~1,499ℓ)		基基	
容 器	給水タンク( ~ 999 ℓ)	***************************************	基基	
	ポリ容器( 50~300)	***************************************	個 個	
	ポ リ 袋		個 個	
	そ の 他		個 個	
	応 急 給 水 装 置	***************************************	基	
機	ろ 過 機		台	
7茨	発 電 機		台	
	投 光 機		個 個	
材	鉄 管 切 断 機		台	
	電動ネジ切機		台	
	そ の 他		台	水中ポンプ等
	直 管( m)	***************************************		
管細	直 管( <u>mm</u> )	次面調査表	こ記入	
類	直 管( mm)	***************************************		
	継		. 1	
缶 詰	水の缶詰	***************************************	缶	
莳	食糧		缶 缶	1
その他				

※ポリ容器の50未満のものは算入しない。また、ポリ容器の300を超えるものは、給水タンク(~9990) として算入すること。

※その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入すること。

項目	内	容		保 有 数 量	初期応援可能数量	備考
	直 管(		mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
管	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
類	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
	直 管(	•	mm)	m	m	
		(	mm)	個	個	
継	***************************************	(	mm)	個	個	***************************************
手		(	mm)	個	個	
類	000000000000000000000000000000000000000		mm)	個	個	***************************************
類		(	mm)	個	個	
		(	mm)	個	個	
継手	類計	,		個	個	
	NACCONCOCHOCONOCCHOCONOCCHOCONOCCHOCONOCCH	(	mm)	個	個	
補		(	mm)	個	個	
修 材		(	mm)	個	個	
料	***************************************	(	mm)	個	個	***************************************
		(	mm)	個	個	
		(	mm)	個 個	個	
		(	mm) mm)		個	
^		(		個	個	
弁 類		(	mm) mm)	個	個	
		(	mm)	個	個個	
				個	個	
	<u> </u>	(	mm)	10	10	

※管類については管種(K形、HIVP等)及び口径ごとに保有数量を記入すること。

※記入欄が不足する場合には、適宜行数を増やすか別紙として詳細を添付すること。

#### 年度 公益社団法人日本水道協会山口県支部 応急復旧資機材連絡表

( 年4月1日現在)

		á	会員名						
1	資材	幾材管理責任者 (	防災物資等備蓄品として	て該当がない場合の選	出は不要です。)	_			
		フリガナ			所属先 (電話)	夜間休日	∃連絡先	Cate where	
	該当	材料別	氏 名	所属部署 (課)	役職	所属先 (メールアドレス)	優先第1位	優先第2位	備考
1		直管、異形管							
2		継手類							
3		補修材料							
4		弁類							
5		その他機材※							
		<b>め</b> の所管がある場合							·
2		その他機材については、 幾材備蓄場所	様式第2号に記載の機材						
	名称		住所		連絡先	備蓄材料			
1	1								
2	2								
3									

3 資機材費用負担希望

□ 現物同等品返却

□ 材料費請求

※ 負担方法については、応援要請都市及び応援都市相互間で協議の上、決定する。

#### 災害時の水道緊急相互応援の推進に関する基本協定書

周南市及び下松市(以下「両市」という。)は地震、火災又は異常渇水、その他の災害による水道施設の損傷等の緊急事態における両市間に必要な水道緊急相互応援の推進に関する基本協定を次のように締結する。

(目的)

第1条 両市が緊密な連携と協力の基に災害緊急時における上水道の安定供給 を推進するため、相互応援体制の確立を図ることを目的とする。

(相互応援の内容)

- 第2条 両市が行う相互応援活動は、次のとおりとする。
- (1) 応援給水作業
- (2) 応援復旧作業
- (3) 応急復旧用資材機材の供出
- (4) その他、必要な応援活動
- 2 前項第1号に規定する応急給水作業を円滑かつ効果的に推進するため、両市水道事業の間で水道緊急連絡管接続事業を計画実施する。
- 3 前項の水道緊急連絡管接続事業は、両市が協議のうえ計画実施するものとする。ただし管網の未設備等の理由により接続が困難な連絡管については、出来るだけ早く整備を行うものとする。

(相互応援の円滑化)

- 第3条 両市は、災害緊急時における相互応援を円滑に実施するため、連絡構成図を作成し、応援の要請その他の連絡等に備えるものとする。
- 2 応援を受ける市は、現場責任者を定め、応援活動の円滑化を図るものとする。
- 3 応援を行う市は、前項の現場責任者と密接な連携のもとに、応援活動を円滑に推進するものとする。

(応援要請)

第4条 災害緊急時において、応援を受けようとする市は、別紙(様式1)により応援を要請するものとする。ただし緊急を要する時はこのかぎりではない。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項に規定する応援に要した費用は、法令その他特別に定めがあるものを除き、応援を受けた市が負担するものとする。

(細目協定の締結)

第6条 この基本協定の実施にあたり、必要な細部事項については、両市間において、細目協定を締結するものとする。

(協議)

第7条 この基本協定の内容に疑義又は変更の必要が生じた場合は、両市が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この基本協定は平成15年 9月 2日から施行する。

この基本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、双方が記名押印の上、 各自1通保有する。

平成15年 9月 1日

水道事業者 周南市

周南市水道事業管理者 宮川

水道事業者 下松市

下松市水道事業管理者 山本和



#### 災害時の水道緊急相互応援の推進に関する細目協定書

周南市(以下「甲」という。)と下松市(以下「乙」という。)は平成4年8月31日付けで締結した、災害時の水道緊急相互応援の推進に関する細目協定(以下「細目協定」という。)第8条の規定に基づき細目協定の1部を変更し、次のとおり締結する。

(用語の定義)

第1条 この協定における「連絡管」とは甲の水道施設と乙の水道施設を接続するための施設をいう。

(接続位置)

- 第2条 連絡管の接続位置は次の個所とする。
- (1)甲 周南市大字栗屋759番地
  - 乙 下松市大字末武中998-3番地
- (2) 甲 周南市大字久米718-3番地

乙 下松市大字末武中字引地

(施工区分)

第3条 連絡管工事は甲が施工するものとする。

(費用負担)

第4条 甲が施工した費用の1/2は乙が負担するものとする。

(負担金の支払)

第5条 乙は工事完成検査合格後、甲の請求に基づき前条の費用を支払うものとする。

(給水費用)

第6条 基本協定第5条による費用の算出方法については、給水する側の給水 原価に給水量を乗じて算出するものとする。この場合、給水原価は前年度の 給水原価とする。

(維持管理)

第7条 連絡管接続部分の維持管理については、甲が行うものとする。

- 2 前項の場合において、修理に要した費用については、甲乙それぞれの責任 に帰すべき理由の場合を除き、甲乙それぞれ1/2ずつ負担するものとする。
- 3 連絡管接続点までの維持管理については、甲乙間において、独自で維持管理を行うものとする。
- 4 毎年防災の日に、甲乙間で緊急時の訓練を行い、前項の管内の停滞流水を放出するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定の履行にあたり疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない 事項については、甲乙協議のうえ解決する。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から有効とし、甲乙の協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、双方が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成15年 10月 1日

甲 水道事業者 周南市

周南市水道事業管理者 宮川政

乙 水道事業者 下松市

下松市水道事業管理者 山本和



2-56-2

#### 災害時における水道施設復旧援助に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と周南市管工事協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時の水道施設復旧援助に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (趣 旨)

第1条 この協定は、水道事業・簡易水道事業(大向、須万市、須々万長穂、米光)の給水区域内において災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、甲と乙とが互いに協力し、災害時の円滑かつ迅速な水道施設の復旧を図るため、応急復旧の援助協力に関する事項について定めるものとする。

#### (用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1号に定める被害をいう。

#### (援助要請)

第3条 甲は乙に対し、災害が発生、又は発生する恐れのある場合は、別に技術者の待機を、文書をもって 要請することができる。ただし、緊急を要する場合、口頭や電話等をもって要請を行うことができるもの とする。

#### (復旧支援の協力)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、復旧支援に対する協力等積極的に努めるものとする。ただし、災害により、甲乙相互間の連絡が困難な場合、乙は甲の要請を受けることなく、給水装置及び水道施設等の復旧作業を自主的に行うこととする。

#### (費.用)

第5条 待機した技術者および復旧支援作業に要した費用については、事後速やかに実費精算し甲が費用負担するものとする。

#### (有効期間)

第6条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、期間満了日の30日前までに甲又は乙から変更及 び廃止の申し出がない場合は、引き続き1年間有効とし、その後も同様とする。

#### (協議)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 6月10日

甲 周南市

周南市上下水道事業管

上下水道局長 磯 部



周南市速玉町4番8号 周南市管工事協同組合 理事長高 橋 弘 明



# 災害時における水道施設復旧援助に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と新南陽管工事協同組合(以下「乙」という。)とは、 災害時の水道施設復旧援助に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (海河)

第 1 条 この協定は、水道事業・簡易水道事業(大向、須万市、本浦、須々万長穂、 米光)の給水区域内において災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、 甲とことが互いに協力し、災害時の円滑かつ迅速な水道施設の復旧を図るため、応 急復旧の援助協力に関する事項について定めるものとする。

# (用語の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法 (昭和36年法律第233号) 第2条第1号に定める被害をいう。

# (援助要請)

第3条 甲は乙に対し、災害が発生、又は発生する恐れがある場合は、別に技術者の 待機を文書をもって要請することができる。ただし緊急を要する場合は、口頭又は 電話をもって要請を行うことができるものとする。

# (復旧支援の協力)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、復旧支援に対する協力等積極的に努めるものとする。ただし、災害により甲乙相互間の連絡が困難な場合、乙は甲の要請を受けることなく、給水装置及び水道施設等の復旧作業を自主的に行うこととする。

### (黄用)

第5条 待機した技術者および復旧支援作業に要した費用については、事後速やかに 実費精算し甲が費用負担するものとする。

## (有効期間)

第6条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、期間満了日の30日前までに甲又は乙から変更及び廃止の申し出がない場合は、引き続き1年間有効とし、その後も同様とする。

#### 協議)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上この協定締結の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 23 年 4 月 1 日

甲 周南市

周南市上下水道事業管理者

[7





#### 災害時等における緊急対応に関する基本協定

周南市(以下「甲」という。)と、株式会社酉島製作所広島支店(以下「乙」という。) とは災害時等における緊急対応の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、甲の管理地域内において災害等が発生し、送水ポンプ等運転に係る 重大な不具合が発生、若しくは発生のおそれがある場合の緊急対応に関し、これ に必要な組織及び建設機械並びに資材、労力等(以下「建設資機材等」という。) の確保及びその動員の方法を定め、緊急対応及び被害の拡大防止と早期復旧を実 施することを目的とする。

(緊急対応の内容)

- 第2条 甲は、管理地域内における機械設備のうち乙が製作した送水ポンプ設備等に重大 な不具合が発生、若しくは発生のおそれがあると認めたときには、被害の状況に 応じて乙に出動を要請することができるものとする。
  - ① 緊急対応に必要な建設資機材等は、可能な範囲で乙が用意する。
  - ② 乙は、前項の要請があったときは、設備の状況を把握し、甲の指示により当該設備の緊急対応を行うものとする。

(緊急対応の対象施設)

第3条 緊急対応の対象施設は別紙に示す施設とする。

今後、新たに設置等あった場合は、対象施設へ追加するものとし、更新等行った場合は、既設のものを廃止し、新設のものを追加するものとする。

(緊急対応の実施)

第4条 乙は、第1条に基づく出動要請があった場合は、速やかに出動し、緊急対応を 実施するものとする。

乙の現場責任者は、出動後遅滞なく作業時間及び処置内容を甲に書面により報告するものとし、発見された不良箇所については、甲と協議の上、修理等を行う。なお、緊急対応時に要した費用については、甲、乙協議の上、定めるものとする。



(出動の要請)

第5条 甲は乙に対し、第3条の対象施設の不具合状況に応じ、緊急対応を書面又は電話等の方法により要請することができるものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から令和2年3月31日までとする。 但し、期間満了の30日前までに甲又は乙の一方から本協定を終了させる意思表示をしないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議 して定めるものとする。

(雑 則)

第8条 この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保持する。

令和 元年 9月 1日

甲 住所 周南市岐山通1丁目1番地

氏名 周南市

周南市上下水道事業管理者

上下水道局長 渡辺 隆

乙 住所 広島市東区光明 3番20号

氏名 株式会社西島製作

店長 神田 一昭憲

#### 災害時における復旧支援協力に関する協定

山口県周南市(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。)とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設(以下「協定下水道施設」という。)が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法【昭和33年法律第79号】第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等 により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力の要請)

- 第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設(公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設)の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。
  - (1) 被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務(巡視、点検、調査、 清掃、修繕)
  - (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
  - 2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は山口県周南市上下水道局下水道 工務課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部山口県 部会とする。
  - 3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものと する。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、 この場合は事後において書面を提出するものとする。
  - 4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・資材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

- 第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。 (報告)
- 第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書 面をもって報告を行うものとする。
  - 2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、 提供可能な車両等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

- 第5条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。
  - 2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
  - 3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提

供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

- 第6条 乙は、甲から支援要請があったときは、支援出動する乙の会員に対し甲から提供 を受けた電子データを開示することができる。
  - 2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な 報告等以外に使用してはならない。
  - 3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新 されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

- 第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議 の上決定するものとする。
  - 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方 への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月1日

甲 周南市 周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 渡 辺 隆

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会 長 長谷川 健 司

#### [2-61] 山口県市町情報システム共同利用災害基本協定書

山口県市町情報システム共同利用推進会議構成団体(以下「構成団体」という。) は「災害発生時の対応」について協議を行い、次のとおり合意した。

#### (目的)

第 1 条 本協定は構成団体が災害発生時に相互に支援協力し、事業継続を可能 とするため、相互協力の包括的な枠組みに関して必要な事項を定めるものと する。

#### (支援の種類)

- 第2条 支援の種類は次のとおりとする。
  - (1) 被災市町以外の市町の基幹システム端末による、被災市町の基幹システム 稼働支援
  - (2) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項の支援

#### (支援の要請)

第3条 支援の要請は、応急対策の内容、日時、場所、その他の必要事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話、電子メール等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

#### (支援の実施)

第4条 支援は、支援を提供する市町が実施可能と判断した範囲内で行うものとする。

#### (支援の経費)

- 第 5 条 支援に要した構成団体の経費の負担は、原則として支援を受けた市町 の負担とする。
- 2 前項の構成団体の経費は、支援の終了後に協議のうえ、定めるものとする。

#### (協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、合意の日から令和10年3月31日までとする。

#### (補則)

第7条 この協定に関し必要な事項については、構成団体が協議のうえ、別に 定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、構成団体が相互に誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。
- 3 各構成団体が株式会社日立ソリューションズ西日本と締結した「基幹業務系システム共同利用サービス契約書」の別紙 1「サービス仕様書」に記載する「災害発生時の対応」については、株式会社日立ソリューションズ西日本と別途協議する。

この協定を締結した証として本書 5 通を作成し、各構成団体が記名押印のう え各自 1 通を保有する。

令和2年6月1日

周南市

周南市長 藤井 律子

下松市

下松市長 国 井 益 雄

光市

光市長 市 川 熙

柳井市

柳井市長 井原健太郎

阿武町

阿武町長 花田 憲彦

#### 【2-62】瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会(以下「海ネット」という。)を構成する会員のうち、この協定を締結した会員(以下「海ネット共助会員」という。)が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

#### (応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

#### (地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、
	大阪府忠岡町、大阪府岬町
	兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県芦屋市、
	兵庫県南あわじ市、兵庫県淡路市、兵庫県播磨町
	和歌山県和歌山市、和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、
	和歌山県由良町
	岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県備前市、岡山県浅口市、
	岡山県瀬戸内市
	広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、
	広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、
	広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県海田町、広島県坂町
	山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、
	山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県周南市、
	山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町
	香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、
	香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、
	香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町
	愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、
	愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、
	愛媛県四国中央市、愛媛県西予市、愛媛県上島町、愛媛県松前町、
	愛媛県伊方町、愛媛県愛南町、山口県下関市、
	大分県中津市、大分県姫島村、大分県津久見市、大分県佐伯市

#### (地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

- 2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。
- 3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

#### (応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により 所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話 又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出す るものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項
- 2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域 ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被 災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合は この限りではない。
- 3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

#### (応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

- 2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、 当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条 に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。
- 3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

#### (応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う 海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合につ いては、この限りではない。

- 2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、 応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

#### (協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。
- 2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
  - (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
  - (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
  - (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
  - (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

#### (海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定 運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものと みなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

#### (他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時 の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

#### (通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

#### (協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

#### (協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

#### 附則

- この協定は、平成24年3月29日から施行する。
- この協定は、平成24年10月29日から施行する。
- この協定は、平成25年3月27日から施行する。
- この協定は、平成25年5月22日から施行する。
- この協定は、平成25年10月25日から施行する。

- この協定は、平成25年12月27日から施行する。
- この協定は、平成26年3月28日から施行する。
- この協定は、平成26年5月29日から施行する。
- この協定は、平成26年12月17日から施行する。
- この協定は、平成29年7月21日から施行する。
- この協定は、平成29年8月14日から施行する。
- この協定は、平成30年9月10日から施行する。
- この協定は、令和元年5月23日から施行する。
- この協定は、令和元年10月25日から施行する。
- この協定は、令和2年3月13日から施行する。

#### 海ネット共助会員

大阪府 堺市長	永藤	英機
大阪府 岸和田市長	永野	耕平
大阪府 貝塚市長	藤原	龍男
大阪府 高石市長	阪口	伸六
大阪府 忠岡町長	和田	吉衛
大阪府 岬町長	田代	堯
兵庫県 姫路市長	清元	秀泰
兵庫県 明石市長	泉	房穂
兵庫県 洲本市長	竹内	通弘
兵庫県 芦屋市長	伊藤	舞
兵庫県 南あわじ市長	守本	憲弘
兵庫県 淡路市長	門	康彦
兵庫県 播磨町長	清水	ひろ子
和歌山県 和歌山市長	尾花	正啓
和歌山県 海南市長	神出	政巳
和歌山県 湯浅町長	上山	章善
和歌山県 由良町長	畑中	雅央
岡山県 玉野市長	思思	晋
岡山県 笠岡市長	小林	嘉文
岡山県 備前市長	田原	隆雄
岡山県 浅口市長	栗山	康彦
岡山県 瀬戸内市長	武久	顕也
広島県 広島市長	松井	一實
広島県 呉市長	新原	芳明
広島県 竹原市長	今榮	敏彦
広島県 三原市長	天満	祥典
広島県 尾道市長	平谷	祐宏
広島県 福山市長	枝廣	直幹

広島県	大竹市長	入山	欣郎
広島県	東広島市長	高垣	広徳
広島県	廿日市市長	松本	太郎
広島県	江田島市長	明岳	周作
広島県	海田町長	西田	祐三
広島県	坂町長	吉田	隆行
山口県	下関市長	前田 晋	香太郎
山口県	宇部市長	久保田	后子
山口県	山口市長	渡辺	純忠
山口県	防府市長	池田	豊
山口県	岩国市長	福田	良彦
山口県	光市長	市川	熙
山口県	柳井市長	井原 倭	性太郎
山口県	周南市長	藤井	律子
山口県	山陽小野田市長	藤田	剛二
山口県	周防大島町長	椎木	巧
山口県	上関町長	柏原	重海
徳島県	小松島市長	濱田	保徳
徳島県	松茂町長	吉田	直人
香川県	高松市長	大西	秀人
香川県	丸亀市長	梶	正治
香川県	坂出市長	綾	宏
香川県	観音寺市長	白川	晴司
香川県	さぬき市長	大山	茂樹
香川県	東かがわ市長	上村	一郎
香川県	三豊市長	山下	昭史
香川県	土庄町長	三枝	邦彦
香川県	小豆島町長	松本	篤
香川県	直島町長	小林	眞一

香川県	宇多津町長	谷川	俊博
香川県	多度津町長	丸尾	幸雄
愛媛県	松山市長	野志	克仁
愛媛県	今治市長	菅	良二
愛媛県	宇和島市長	岡原	文彰
愛媛県	八幡浜市長	大城	一郎
愛媛県	新居浜市長	石川	勝行
愛媛県	西条市長	玉井	敏久
愛媛県	大洲市長	二宮	隆久
愛媛県	伊予市長	武智	邦典
愛媛県	四国中央市長	篠原	実
愛媛県	西予市長	管家	一夫
愛媛県	上島町長	宮脇	馨
愛媛県	松前町長	岡本	靖
愛媛県	伊方町長	高門	清彦
愛媛県	愛南町長	清水	雅文
大分県	中津市長	奥塚	正典
大分県	姫島村長	藤本	昭夫
大分県	津久見市長	川野	幸男
大分県	佐伯市長	田中	利明

#### 【2-63】災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、周南市において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における生活関連物資(以下「物資等」という。)の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

- 第2条 甲は、市内での災害時には、乙に対し、次の事項に関して、協力を要請することができる。
  - (1) 災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、 被災者に対し、乙の保有する物資を供給すること。
  - (2) 乙の店舗(別表1)の駐車場を、被災者に対し、避難場所として供給すること。

#### (協力要請の手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

#### (協力)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲に おいて、物資の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに 適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

#### (物資等の範囲)

- 第5条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げる物資のうち、乙が保有し、又は 調達可能なものとする。
  - (1) 別表2に掲げる物資
  - (2) その他甲が指定する物資

#### (物資等の運搬引渡し)

- 第6条 物資等の引渡場所は、甲が指定する場所とし、引渡場所までの運搬は、 原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた 場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。
- 2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙の提出する納品書 により確認のうえ、物資等の引渡を受けるものとする。

(経費の負担)

- 第7条 この協定に基づき、乙が提供した物資等及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、 可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担 当者を、書面により相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場 合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は 乙のいずれからによる終了の意思表示がない限り、その効力を継続するもの とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月22日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長 藤 井 律 子

#### 別表1 (第2条関係)

#### 1 周南市内店舗

店舗名	住所	電話番号	FAX 番号
コメリハー	₹745-0631	0833-92-1015	0833-92-1016
ド&グリー	周南市安田387		
ン熊毛店			
	〒-	0834	0834
	周南市		
	〒-	0834	0834
	周南市		
	〒-	0834	0834
	周南市		
	〒-	0834	0834
	周南市		
	〒-	0834	0834
	周南市		
	〒-	0834	0834
	周南市		
	〒-	0834	0834
	周南市		
	〒-	0834	0834
	周南市		
	〒-	0834	0834
	周南市		
	〒-	0834	0834
	周南市		
	〒-	0834	0834
	周南市		

#### 別表2 (第5条関係)

#### 災害時における供給可能な物資の範囲

大分類	主な物資名称
作業関連用品	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、
	長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコッ
	プ、ホースリール、投光器、
保存・掃除関連	ポリ袋、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、生活用水用ポリ
用品	タンク
衛生関連用品	ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て)
飲食・炊事関連	使い捨て食器、箸(割り箸等)、ホイル、ラップ
用品	
暖房・灯火用品	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、懐中電灯、乾電池、カセッ
	ト式ガスコンロ、カセットボンベ、簡易ライター、使い捨てカイロ
寝具関連用品	毛布、タオル
飲料品	飲料水(ペットボトル)
その他	緊急ミニトイレ

年 月 日

NPO 法人コメリ災害対策センター 様

周南市長

災害発生に伴う物資の供給等の要請について

災害時における物資の供給等に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 災害の状況及び理由

年月日の()に関連する災害により被災したため。

- 2. 要請する事項
  - (1)物資等の供給

品名	数量	引渡場所	備考

(2) 避難場所としての駐車場の提供

有 無

担当 周南市災害対策本部(防災危機管理課)

担当者 印

#### 【2-64】 災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と株式会社ナフコ(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生 の恐れがある場合(以下「災害時」という。)における生活関連物資(以下「物資等」 という。)の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

- 第2条 甲は、市内での災害時には、乙に対し、次の事項に関して、協力を要請することができる。
  - (1) 災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、被災者に対し、乙の保有する物資を供給すること。
  - (2)乙の店舗(別表1)の駐車場を、被災者に対し、避難場所として供給すること。(協力要請の手続)
- 第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式①により文書で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、 その後、速やかに文書を提出する。

#### (要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、 物資の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとる とともに、その措置事項を甲に連絡する。

#### (物資等の範囲)

- 第5条 甲が乙に要請する物資は、次の各号に掲げる物資のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。
  - (1) 別表2に掲げる物資
  - (2) その他甲が指定する物資

#### (物資等の運搬引渡し)

- 第6条 供給物資の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。
- 2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙の提出する納品書により確認のうえ、物資等の引渡を受けるものとする。

#### (経費の負担)

- 第7条 この協定に基づき、乙が提供した物資等及び乙が行った運搬等に要した費用は、 甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

- 第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、 書面により相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。 (担当者名簿の作成)
- 第10条 甲および乙は、協定締結日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別記様式②)を作成し、相互に交換するものとする。
- 2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。 (有効期間)
- 第11条 この協定は、令和3年3月25日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。 (協議)
- 第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月25日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市

周南市長 藤 井



乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

株式会社ナフコ

代表取締役

石田卓E

律

子

#### 【2-65】災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と玖西環境衛生組合(以下「乙」という。)と周南市し尿収集許可業者(以下「許可業者」という。)である中国特殊株式会社、株式会社公栄、株式会社藤井興業、有限会社クリーンライフなかむら、有限会社トキワ衛生社及び有限会社クリーン鹿野(以下「丙」と総称する。)は、周南市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)におけるし尿等の収集運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、し尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この協定において、「し尿等」とは、し尿及び浄化槽汚泥その他の汚水をいう。
- 2 この協定において「協定業務」とは、次に掲げる収集運搬をいう。
  - (1) 災害により被害を受けた家屋に設置された便槽内のし尿等の収集運搬
- (2) 前号に掲げるもののほか、甲が特に必要があると認めたし尿等の収集運搬 (協定業務の要請等)
- 第3条 甲は、災害時において必要があると判断したときは、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める依頼及び要請を行うものとする。
  - (1) 徳山・新南陽・鹿野地域 丙に対し協定業務を要請する。
  - (2) 熊毛地域

乙に対し協定業務を要請することを依頼する。 それを受けて、乙は、丙に対し協定業務を要請する。

2 前項の要請については、被災地域を許可区域とする許可業者に対して行うものとする。 ただし、災害の状況等により甲が必要と認めるときは、許可区域外の丙に対して協定業 務を要請することができる。

#### (要請等の手続)

- 第4条 前条に規定する甲の乙又は丙に対する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した 文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後速やか に文書による通知をするものとする。
  - (1) 要請の内容
  - (2) 実施場所
  - (3) その他必要な事項

(協定業務の実施)

第5条 丙は、甲又は乙から要請があったときは、必要な人員及び車両を調達し、甲又は 乙の指示に基づき、優先的に協定業務に当たるものとする。

- 2 丙は、甲又は乙からの要請を受け協定業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項 を記載した上で、甲又は乙に報告するものとする。
  - (1) 実施場所
  - (2) 収集を行った世帯の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、所在地、 名称及び代表者氏名)
  - (3) 作業年月日
  - (4) 収集量及び料金
  - (5) その他必要な事項

(費用負担)

- 第6条 協定業務の実施に要する費用は、甲又は乙の負担とする。
- 2 前項の費用は、前条第2項の報告書等に基づき、災害発生直前におけるし尿等の収集 運搬に係る適正価格(特別料金は含まない。)を基準とし、次の各号に定める当事者間 の協議の上、決定するものとする。
  - (1) 第3条第1項第1号に係るもの 甲及び丙のうち協定業務を実施したもの
- (2) 第3条第1項第2号に係るもの 乙及び丙のうち協定業務を実施したもの (費用の支払)
- 第7条 協定業務に係る費用の支払については、丙の請求により、次の各号に掲げる区分に応じ、甲又は乙が支払うものとする。
  - (1) 第3条第1項第1号に係るもの 甲及び丙のうち協定業務を実施したもの
  - (2) 第3条第1項第2号に係るもの 乙及び丙のうち協定業務を実施したもの (情報交換)
- 第8条 甲は、第3条の要請が必要と認めた場合、乙及び丙に対して、速やかに市内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。
- 2 丙は、第3条の要請を受けたときは、前項の情報に基づき、協定業務の実施体制等について、甲又は乙に情報を提供するものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、協定業務が円滑に行われるよう、情報の共有に努めるものとする。
- 4 甲、乙又は丙は、常に相互の連絡体制等について確認を行い、災害時に備えるものと する。

(損害補償及び損害賠償)

- 第9条 協定業務に従事した者が、当該協定業務のために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償は、丙の責任において行うものとする。
- 2 丙は、甲又は乙の責めに帰すことができない事由により、協定業務の実施に伴って第 三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、甲乙丙協議 して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書8通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を 保有する。

令和 2年 3月31日



乙 玖西環境衛生組合

管理者

福田

丙 周南市大字外米3078番地の1 中国特殊株式会社 代表取締役 吉本 英子



周南市宮の前二丁目2番12号

株式会社藤井興業

代表取締役 平岡 仙吉

周南市丸山町10番13号 有限会社グリーンライフなかもと 代表取締役一中村

岩国市玖珂町549番地の3 有限会社トキワ衛生社

代表取締役 久保 一郎

周南市大字鹿野上3223番地1

代表取締役工士田

有限会社クリーシ鹿野

#### 【2-66】 災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書

周南市(以下「甲」という。)と中国電力ネットワーク株式会社周南ネットワークセンター(以下「乙」という。)は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり覚書を交換する。

#### (連絡)

- 第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。
  - (1) 停電発生時刻
  - (2) 停電発生地域
  - (3) 停電発生戸数
  - (4) 停電復旧見込み
  - (5) 停電原因
  - (6) 停電復旧時刻

#### (連絡体制)

第2条 甲および乙は、相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ、それぞれ正・副の連絡責任者を 定めるものとする。

#### (協力)

- 第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請事項に対して、適宜、協力するものとする。
  - (1) 広報車による住民への周知
  - (2) 防災無線, 有線放送, 自治会等を活用した住民への周知(台風等災害発生前の広報を含む)
  - (3) 公民館等における掲示物等の設置場所の提供
  - (4) 避難所に避難している住民への周知
  - (5) 住民からの問い合わせへの対応
  - (6) 道路等の被災・復旧状況の乙への情報提供

#### (連携)

- 第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議のうえ、対応するものとする。
  - (1) 土砂崩れおよび倒木等により被災した道路の復旧または仮設道路の設置
  - (2) 除雪対応状況の情報提供
  - (3) 停電復旧に必要な箇所の優先的な除雪
  - (4) 離島への停電復旧資機材の臨時輸送等への協力
  - (5) 停電復旧に必要な土地の貸与
  - (6) 停電復旧の支障となる、がれき、車両およびその他物件の優先撤去
  - (7) 停電復旧対応者の宿泊・休憩場所の提供

- 2. 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議のうえ、対応するものとする。
- (1) 災害復旧活動に必要な土地の貸与
- (2) 災害復旧の中枢となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

#### (要員派遣)

第5条 大規模災害発生時に、甲から要請された場合または乙が必要と判断した場合は、乙は甲に 災害対応要員を派遣するものとする。

派遣要員の職務は、停電状況および復旧状況等の甲への情報提供および第3条ならびに第4条第1項に定める甲からの情報収集とする。

#### (防災訓練)

第6条 甲および乙は,災害発生時の対応を円滑に行うため、相手方から、相手方が実施する防災 訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

#### (取扱いの変更)

第7条 本覚書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれから もその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議 し、これを変更するものとする。

#### (運用)

第8条 本覚書に定める取扱いの実施細目は、別紙のとおりとする。

#### (その他)

第9条 本覚書に定めた事項について疑義が生じたとき、または本覚書に定めのない事項については、甲および乙が協議のうえ解決するものとする。

令和2(2020)年4月 | 日

甲 周南市岐山通1-1周 南 市 長 藤 井 律



乙 周南市大字久米字東神女3196-1 中国電力ネットワーク株式会社 周南ネットワークセンター所長 柴 田



#### 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施細目

#### (連絡体制の確立)

1. 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲および乙は、相互連絡体制を整える。

#### (連絡体制の解除)

2 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲および乙は、相互連絡体制を解除する。

#### (連絡方法)

3. 甲および乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。 なお、直通電話不通時には携帯電話により連絡をとりあうものとする。

#### (連絡時期および連絡内容)

4. 乙は、停電発生時には、本覚書第1条に定める事項を、別途定める停電情報連絡票により、 原則として毎正時および必要の都度、甲に連絡するものとする。

#### (経費の負担)

5. 甲および乙が本覚書に定めた事項を履行するにあたり必要となる費用は、甲および乙がそれ ぞれが負担するものとする。

#### (土地の貸与)

6. 本覚書第4条第1項第5号および同条第2項第1号に定める土地の貸与は無償とし、借主は、 当該土地の使用について相手方の指示に従うものとする。

#### (協力および連携)

7. 本覚書に定めた協力および連携の実施については、甲または乙がそれぞれの業務に支障ない範囲で行うものとする。

以上

#### 【2-67】 災害情報等の放送に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と株式会社シティーケーブル周南(以下「乙」という。) は、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における情報(以下「災害情報等」という。)の提供及び放送に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (災害情報等の提供)

第2条 甲は、市内での災害時には、乙に対し、災害情報等を提供するものとする。

#### (災害情報等の放送)

- 第3条 乙が放送する災害情報等は、次に掲げるものとする。
  - (1) 気象庁を情報源とする気象情報を自動表示
    - ア 地震情報(震源・震度等)
    - イ 津波関連情報
    - ウ 気象警報(特別警報・警報・注意報等)
  - (2)消防庁を情報源とするJアラート(国民保護情報)の自動表示
  - (3) 甲が発報するLアラート(避難情報)の自動表示
  - (4) 甲を情報源として乙が随時放送
    - ア 周南市地域防災計画に定める災害時の情報
    - イ 市民生活に重大な影響を及ぼすと思われる情報
  - (5) 甲が設置する河川監視カメラ映像の配信

#### (市議会中継時の災害情報等)

第4条 市議会の中継及び録画放送が災害情報等と重複した場合、災害警戒レベルを鑑み甲乙協議の上、災害放送等実施の可否を検討する。

#### (放送料)

第5条 災害情報等の放送に係る放送料は無料とする。

#### (連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、連絡先並びに連絡責任者を定め、書面により相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

#### (有効期間)

第7条 この協定は、令和3年7月1日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、 各自1通を保有する。

#### 令和3年7月1日

甲 周南市岐山通1丁目1番地 周南市長 藤 井



乙 周南市銀南街49番地 株式会社シティーケーブル 間 代表取締役 橋 本 マ



#### 【2-68】 災害時における施設の利用に関する協定書

周南市(以下、「甲」という。)と株式会社トクヤマ(以下、「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害が発生し、 又は発生の恐れがある場合(以下、「災害時」という。)における、乙が所有 する施設の利用に関し、必要な事項を定める。

#### (利用の要請)

- 第2条 甲は、災害時において、乙に対して次の各号に掲げる事項に関して 要請することができる。
  - (1) 乙が所有する「徳曹会館」および「トクヤマ文化体育館」の一部を緊急 避難場所として利用すること。
  - (2) 乙のグループ会社の施設の一部(トイレ施設等)を被災者支援のために利用すること。

#### (要請手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出することができるものとする。

#### (利用の実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定に基づく要請を受けた場合は、可能な範囲において当該要請事項に対して適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

#### (費用の負担等)

第5条 甲は、乙が前条の措置をとるために要した経費を負担するものとする。 2 前項の経費の額は、甲乙協議の上で決定する。

#### (連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、双方とも相手方に報告するものとする。

2 連絡責任者に変更があった場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

- 第7条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力する。
  - (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業又は防災訓練
  - (2) 甲が実施する防災啓発事業
  - (3) 甲が実施する防災訓練への参加

#### (有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれかによる終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

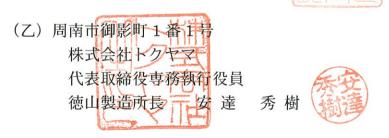
#### (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生ずる事項が発生したときは、 その都度甲乙協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1 通を保有する。

令和3年3月29日

(甲) 周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長 藤井 律子



#### 【2-69】 公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会(以下、「日本水道協会」という。)中国四国地方支部(以下、「地方支部」という。)の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

#### (相互応援体制)

- 第2条 地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急 給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった 場合も、同様とする。
- 2 地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

#### (応援要請の方法)

- 第3条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 応援を要請しようとする被災都市(以下「応援要請都市」という。)は、県支部長都市へ応援を要請する。
  - (2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。
  - (3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市 に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。
- 2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線 等により県支部長都市へ行う。
  - (1) 災害の状況
  - (2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
  - (3) 必要とする職員の職種別人員

- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 3 応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市(以下 「応援都市」という。)に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

#### (事務局の設置)

- 第4条 地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。
  - (1) 地方支部応援事務局
    - ア 被災状況の把握及び応援要否の確認
    - イ 県をまたがる場合の応援派遣についての調整
  - (2) 県支部応援事務局
    - ア 被災状況の把握及び応援要否の確認
    - イ 応援派遣についての調整

#### (応援要員の派遣)

- 第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。
- 2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、 衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメ ラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。
- 3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

#### (応援内容)

- 第6条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。
  - 応急給水活動
  - (2) 応急復旧活動

- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

#### (応援要員の受入体制の整備)

- 第7条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行 するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。
- 2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部 長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

#### (費用負担)

- 第8条 第6条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。
- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から 控除するものとする。
- 3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要 請都市が支弁するものとする。
- 4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における 災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合 の治療費は、応援要請都市の負担とする。
- 5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の 従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたも のについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。
- 6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請 都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

#### (立替支弁)

- 第9条 応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。
  - (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
  - (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
  - (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

#### (防災関係物資等の情報交換)

- 第10条 防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年6月末日までに行うものと する。
  - (1) 第4条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表(様式1)による。
  - (2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式2) による。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市 及び県支部長都市が協議して定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施の日から施行する。
- 2 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱は、公益社団法人日本水道協会中国 四国地方支部規則実施日の前日をもって廃止する。

#### 災 害 時 連 絡 表

○○○支部事務局

補 職 名	氏 名	電話
		勤務先電話
連絡担当責任者		FAX
総務担当課長		自宅電話
		携帯電話
		勤務先電話
総務担当係長		自宅電話
		携帯電話
		勤務先電話
防災担当者		自宅電話
		携帯電話
備考		

#### 様式2 (第10条関係)

#### 防災関係物資等の備蓄状況調査表

(平成 年度末現在)

○○県支部

項		目		保有数量	初期応援可能数	備考
車	·		給 水 車 ( m³)	台	台	
			給 水 車 ( m³)	台	行	
		両	トラック	台	台	
			ク レ ー ン 車	台	台	
			そ の 他			
給 🦩	水 容 器		仮設水槽 ( m³)	基	基	
			仮設水槽 ( m³)	基	基	
			給水タンク(1,5000~ )	基	基	
		給水タンク(1,000 ~1,4990)	基	基		
		白白	給水タンク( ~9990)	基	基	
			ポリ容器 ( 5~300)	個	個	
			ポリ容器 ( ~200)	個	個	ポリ袋
			そ の 他			
機			応 急 給 水 装 置	基	基	
	材		ろ 過 機	台	台	
		発 電 機	台	台		
		材	投 光 機	個	個	
			鉄 管 切 断 機	台	台	
			電動ネジ切機	台	台	
		そ の 他				
管	類	直 管( mm)	m	m		
		直 管( mm)	m	m		
		,,,	直 管( mm)	m	m	
		継      類	個	個		
缶	吉	水 の 缶 詰	缶	缶		
		食糧	缶	缶		
そ	Ø	他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

# 【2-70】 災害時における施設の利用に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と独立行政法人国立高等専門学校機構 徳山工業高等専門学校(以下「Z」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

### (日的)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害が発生し、 又は発生の恐れがある場合(以下「災害時」という。)における、乙が所有 する施設の利用に関し、必要な事項を定める。

## (利用の要請)

第2条 甲は、災害時において、乙に対して「グラウンド」及び「学校施設」の一部を緊急避難場所または防災活動を行うヘリコプターの場外離着陸場(以下「防災ヘリポート」という。)として利用することを要請することができる。

## (要請手続)

- 第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出することができるものとする。
- 2 甲は、緊急避難場所または防災へリポート(以下「緊急避難場所等」という。)の開設に緊急を要するときは、前項の規定に関わらず、施設を緊急避難場所等として開設することができる。この場合、甲は、乙に対し速やかに開設した旨を通知するものとする。
- 3 乙は、甲が緊急避難場所等を開設する前に住民が避難してきたことを現認した場合は、甲へその旨通知するものとする。甲は、乙から通知を受けた場合は、速やかに職員を派遣するものとする。

## (利用の実施)

- 第4条 乙は、甲から第2条の規定に基づく要請を受けた場合は、可能な範囲において当該要請事項に対して適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。
- 2 乙は、防災ヘリポートの使用にあたっては、防災ヘリポート及びその周辺の陸上の安全確保を行うものとする。

# (費用の負担等)

- 第5条 防災ヘリポートとしての使用料については、無償とする。
- 2 甲は、乙が前条の措置をとるために要した経費を負担するものとする。
  - 3 前項の経費の額は、甲乙協議の上で決定する。

# (原状回復義務)

第6条 甲は、乙の管理する施設における緊急避難場所等を閉鎖するときは、 乙に報告するとともに施設を原状に復するものとする。

# (連絡責任者)

- 第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、双方とも相手方に報告するものとする。
- 2 連絡責任者に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

## (有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれか による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

## (協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生ずる事項が発生したときは、 その都度甲乙協議の上決定するものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1 通を保有する。

# 令和4年3月16日

(甲) 周南市岐山通1丁目1番地

周南市

周南市長 藤井

(乙) 周南市学園台3538

※ Manual Nation Nation

#### 災害時における水道施設復旧援助に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と周南市上下水道事業協同組合(以下「乙」という。)とは、 災害時の水道施設復旧援助に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、周南市水道事業の給水区域内において災害が発生、又は発生する恐れがある場合において、甲と乙とが互いに協力し、災害時の円滑かつ迅速な水道施設の復旧を図るため、応急復旧の援助協力に関する事項について定めるものとする。

#### (用語の定義)

- 第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める被害をいう。 (援助要請)
- 第3条 甲は乙に対し、災害が発生、又は発生する恐れのある場合は、別に技術者の待機を、 文書をもって要請することができる。ただし、緊急を要する場合、口頭又は電話等をもって 要請を行うことができるものとする。

#### (復旧支援の協力)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、復旧支援に対する協力等積極 的に努めるものとする。ただし、災害により、甲乙相互間の連絡が困難な場合、乙は甲の要 請を受けることなく、給水装置及び水道施設等の復旧作業を自主的に行うこととする。

#### (費 用)

第5条 待機した技術者および復旧支援作業に要した費用については、事後速やかに実費精算 し甲が費用負担するものとする。

#### (有効期間)

第6条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、期間満了日の30日前までに甲又は 乙の一方から変更及び廃止の申し出がない場合は、引き続き1年間有効とし、その後も同様 とする。

#### (協議)

第7条 この協定の実施に関して必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有するものとする。

令和 4年 5月 1日

甲 周南市

周南市上下水道事業管理者 上下水道局長 井 筒



乙 周南市上下水道事業協同組合 理事長 中 村 和 久

#### 【2-72】 水素エネルギー等関連施策の推進に係る連携協定書

周南市(以下「甲」という。)、山口県トヨタ販売店(山口トヨタ自動車株式会社、山口 トヨペット株式会社、トヨタカローラ山口株式会社及びネッツトヨタ山口株式会社)(以下 「乙」という。)及びトヨタモビリティパーツ株式会社山口支社(以下「丙」という。)は、 相互連携を図ることで、水素社会の実現に向けた取組及び次世代自動車の普及促進、水素 エネルギー等関連施策の推進を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携することによって、市域における水素エ ネルギー等の利活用や次世代自動車の普及促進を図り、環境に配慮した新たなエネルギ 一都市の構築に貢献することを目的とする。

#### (連携事項)

- 第2条 甲、乙及び丙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項につ いて連携して取り組むものとする。
  - (1) 水素社会の実現に向けた普及啓発活動の取組に関する事項
  - (2) 燃料電池自動車 (FCEV) 等を活用した防災活動及び災害発生時の協力に関す る事項
  - (3) 燃料電池自動車 (FCEV) 等次世代自動車の普及促進に関する事項
  - (4) その他本協定の目的に沿う事項

#### (協定の見直し)

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の 上、必要な変更を行うものとする。

#### (期間)

第4条 本協定の有効期間は締結日から1年間とする。ただし、協定の有効期間の満了の 日の1か月前までに甲、乙又は丙のいずれも何ら意思表示をしないときは、本協定はそ の有効期間の満了の日の翌日から1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

#### (解約)

第5条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月 前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

#### (疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、 甲乙丙協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙丙それぞれ署名のうえ、各

自1通を保有する。

令和4年6月15日

甲:周南市

周南市長



乙:山口県山口市小郡下郷945番地2

川口トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長



山口県山口市維新公園三丁目12番25号

山口トヨペット株式会社



山口県周南市新地1丁目6番1号

トヨタカローラ山口株式会社

代表取締役社長



中野文夫

山口県周南市大字栗屋806番地の3

ネッツトヨタ山口株式会社

代表取締役社長

佐藤紘二

丙:山口県山口市小郡上郷流通センター西10901番地19 トヨタモビリティパーツ株式会社 山口支社

支社長

#### 【2-73】災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と光東株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生 の恐れがある場合(以下「災害時」という。)における応急対策資機材(以下「資機材」 という。)の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内での災害時において乙に対し、乙が所有するレンタル資機材の供給 について、協力を要請することができる。

(協力要請の手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式1により文書で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、 その後、速やかに文書を提出する。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、 資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をと るとともに、その措置事項を甲に連絡する。

(資機材の範囲)

- 第5条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。
  - (1) 別表1に掲げる資機材
  - (2) その他甲が指定する資機材

(資機材の運搬引渡し)

- 第6条 供給資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。
- 2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡を受ける ものとする。

(経費の負担)

- 第7条 この協定に基づき、乙が提供した資機材及び乙が行った運搬等に要した費用は、 甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、甲乙協議 の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、 相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和4年8月4日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年8月4日

甲 周南市

周南市長 藤井 律子

乙 山口県光市浅江5丁目27番18号 光東株式会社

代表取締役 東 日出夫

#### 災害時における電動車両等の支援に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)、山口三菱自動車販売株式会社(以下「乙」という。)及び三菱自動車工業株式会社(以下「丙」という。)とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において災害(異常かつ激甚な非常災害をい う。以下同じ。)の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応 急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事 項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有 用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものと する。

#### (電動車両等の種類)

第2条 乙及び丙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッド EV
- (2)電気自動車
- (3)前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器(貸与の要請)
- 第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等(第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。)の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。
- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、丙に対し、電動車両等の貸与について要請書(様式1号)により要請するものとする。
- 3 丙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支 障を来たさない範囲で、乙又は丙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸 与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に 関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等

の確保に努めるものとする。

#### (電動車両等の引渡し等)

- 第4条 丙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。
- 2 丙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに 口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出す るものとする。

#### (貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

#### (電動車両等の返却)

第6条 丙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

#### (費用負担)

- 第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

#### (補償)

- 第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。
- (1)甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2)自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。 (保険について)
- 第9条 丙は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び 任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、 速やかに丙へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとす る。
- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生

した場合は、原則甲が負担するものとする。

#### (費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求 があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

#### (使用上の留意事項)

- 第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。
- (1) 丙が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2)原則として、周南市内で使用する。
- (3)故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、丙に速やかに連絡する。

#### (電動車両等の管理)

第12条 甲は、貸与期間中、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

#### (連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

#### (電動車両等の情報提供)

- 第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。
- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況 に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに丙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

#### (平時の取組)

- 第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。 (不可抗力免責)
- 第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力に よる命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・ 設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定

の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該 当事者は責任を負わないものとする。

#### (協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲 乙丙協議の上、定めるものとする。

#### (有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、 各1通を保有するものとする。

#### 令和5年6月13日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長 藤井 律子日中出

乙 山口県防府市高倉2丁目3番10号 山口三菱自動車販売株式会社 取締役社長 竹村 荘 一 郎

丙 東京都港区芝浦三丁里 番 2 1 号 三菱自動車 正業株式会社 代表執行役 加藤 隆雄

#### 防災活動への協力に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と周南料飲組合、周南西料飲組合(以下「乙」という。)とは、災害時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関し、必要な事項を定める。

(協力の要請)

- 第2条 甲は乙に対し、次の事項に関して、協力を要請することができる。
  - (1) 甲が開設した避難所等における炊き出しの実施
  - (2) 避難所開設が困難な地域における炊き出しの実施
  - (3) 避難所等における支援者等が行う炊き出し等の支援
  - (4) 乙が調達可能な食材及び物資の供給とそれらの配送
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方がこの協定による協力として行うことを 適当と認めたもの

(協力要請の手続き)

- 第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式1により文書で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出する。 (要請事項の実施)
- 第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。 (報告)
- 第5条 乙は、第3条の規定による要請により、炊き出し等の業務を行った場合は、別 記様式2により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがな い場合には、口頭によるものとし、その後、速やかに文書により報告するものとする。
- 2 甲及び乙は、第3条及び同条第1項の規定により、要請又は報告した内容に変更が 生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

- 第6条 この協定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、 決定するものとする。
- 3 乙が実施する炊き出し等の支援業務に要した経費については、乙から甲に直接請求するものとする。
- 4 甲は、乙から同条第2項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し、速やかに支払いを行うものとする。

(支援体制の整備)

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、応援体制及び情報連絡体制の整備に努める。

(平常時の防災活動への協力)

- 第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項 について、可能な限り協力する。
- (1) 甲及び乙が共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(事故等)

- 第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後、速やかに文書を提出する。 (損害の負担)
- 第10条 物資の受け入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。 (連絡責任者)
- 第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては周南市防災危機管理主管課長、乙においては周南料飲組合、周南西料飲組合の両組合長とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

(滴用)

第13条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定を締結した証として本書3通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年6月26日

甲 周 南 市 周 南 市 長 藤 井 律 ラ



乙 周南市都町1-1 周南料飲組合

組合長 山 中 健太!



周南市清水2-10-10 周南西料飲組合

組合長 安達 浩



#### 災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

周南市(以下「甲」という。)と大栄環境株式会社(以下「乙」という。)は、地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態において、甲および甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 本協定書は、周南市内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、 不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

#### (定義)

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

#### (協力要請)

- 第3条 甲は、次の各号の事業(以下「災害廃棄物等の処理」という。)について、乙に協力を要請できるものとする。
  - (1) 災害廃棄物等の撤去、積込作業
  - (2) 災害廃棄物等の収集運搬
  - (3) 災害廃棄物等の処分
  - (4) 災害廃棄物処理計画等の策定および策定支援
  - (5) 前各号に伴う必要な事業

#### (災害廃棄物等の処理の実施)

- 第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、 甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。
  - 2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲る事項に留意するものとする。
  - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
  - (2) 再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (連絡協議会)

- 第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡 協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。
  - (1) 想定される災害および不測の事態について
  - (2) 協力要請の手続き、手順について
  - (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容(種類)及び数量について
  - (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について

- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

#### (個別契約書の締結)

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

#### (費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用 については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

#### (他被災市町村(都道府県)への応援)

第8条 甲が、被災した他の市町村(都道府県)に対して災害廃棄物等の処理についての 応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じ て、可能な限り協力するものとする。

#### (甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件 を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

#### (暴力団等排除に係る解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することが できる。
  - (1) 乙の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に次に掲げる者がいると認められるとき。
    - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をい う。以下同じ。)
    - イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景と して暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)
  - (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。) が実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等 が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は 個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営 若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は 便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認めら れるとき。

- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを 知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じて も、その責めを負わないものとする。

#### (有効期間)

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申 し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(規定のない事項の取扱い)

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙 協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 5年 7月26日

甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

大栄環境株式会社

代表取締役 金子 文雄



周南市(以下「甲」という。)と環境保全株式会社(以下「乙」という。)は、 地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における 災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締 結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。
- (1)協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 同囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 自1通を保有する。

令和6年3月12日

甲 周南市 周南市





乙 周南市大字呼坂919-1 環境保全株式会社 代表取締役へ**も 氷えこ** 



周南市(以下「甲」という。)と有限会社 クリーン鹿野(以下「乙」という。) は、地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
  - 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。
  - (1)協力の要請内容
  - (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年3月12日

周南市長 存 中 洋

乙 周南市大字鹿野上3223番地1 有限会社 クリーン鹿野 代表取締役 上田 165

周南市(以下「甲」という。)と株式会社 公栄(以下「乙」という。)は、地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知 するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速 やかに文書により通知するものとする。
- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 自1通を保有する。

令和6年3月12日

用周南市 周南市長 本 十 / 本



乙 周南市大字徳山 1017 番地の 16 株式会社 公栄 代表取締役 ムマー

周南市(以下「甲」という。)と周南清掃有限会社(以下「乙」という。)は、 地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における 災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締 結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。
- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 自1通を保有する。

令和6年3月12日

乙 周南市大字原463-10 周南清掃有限会社 代表取締役 入義 子 子 之

周南市(以下「甲」という。)と周南総合リサイクル株式会社(以下「乙」と いう。)は、地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の 事態における災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のと おり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以 下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活 ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で 発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、 甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知 するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速 やかに文書により通知するものとする。
- (1)協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資 機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するも のとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することと する。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復 旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制に ついて甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費 用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直 前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項につ いては、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 自1通を保有する。

令和6年3月12日

甲周南市



乙 周南市大字久米1 1341 番地の 周南総合リサイクル株式 代表取締役



周南市(以下「甲」という。)と有限会社 新南陽総業(以下「乙」という。)は、地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。
- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 自1通を保有する。

令和6年3月12日

周南市長 春 升 津





周南市(以下「甲」という。)と株式会社 銭谷ブルトーザー(以下「乙」という。)は、地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。
- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 自1通を保有する。

令和6年3月12日



周南市(以下「甲」という。)と株式会社 ただおザウルス(以下「乙」という。) は、地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。
- (1)協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 自1通を保有する。

令和6年3月12日

甲周南市 周南市長 月子 升 彡



乙 周南市浜田一丁目 6番 5 号 株式会社 ただおザウルス 代表取締役 **多昭 隆幸** 

周南市(以下「甲」という。)と株式会社 トクビル(以下「乙」という。)は、 地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における 災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締 結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。
- (1)協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年3月12日

甲 周南市 周南市+ 蒋升 /



乙 周南市大字栗屋50番地の11

株式会社 トクビル 代表取締役 シア・シローション



周南市(以下「甲」という。)と有限会社 南陽清掃(以下「乙」という。)は、 地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における 災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締 結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。
- (1)協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年3月12日

用 周南市 周南市長 月子 子 / 1



乙 周南市古泉一丁目11番8号 有限会社 南陽清掃 代表取締役 **八野宮 工**信

周南市(以下「甲」という。)と山口県東部森林組合(以下「乙」という。)は、 地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における 災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締 結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以 下「災害」という。) が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活 ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で 発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、 甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・道搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知 するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に凍 やかに文書により通知するものとする。
- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資 機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するも のとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することと する。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復 旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制に ついて甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費 用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直 前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項につ いては、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 自1 通を保有する。

令和6年3月12日



乙 岩国市周東町下久原 1038 番地 1 山口県東部森林組合 代表理事組合長





周南市(以下「甲」という。)と株式会社 吉本興業(以下「乙」という。)は、 地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における 災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締 結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。
- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 自1通を保有する。

令和6年3月12日

乙 周南市大字久米3044番地の2 株式会社 吉本興業 代表取締役 エ

周南市(以下「甲」という。)と有限会社 呼鶴タクシー(以下「乙」という。)は、地震等災害(地震、風水害、その他特殊な災害をいう)及び不測の事態における災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (趣旨)

第1条 この協定は、市内において地震、津波その他風水害等大規模な災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、当該災害により家庭から発生した生活ごみ(以下「災害廃棄物」という。)の撤去、収集・運搬・処分等及び避難所で発生した廃棄物の収集・運搬等(以下「災害廃棄物処理等」という。)に関し、甲が乙に協力を要請するに当たっての必要な事項を定めるものとする。

#### (協力の要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合、乙に対し、周南市地域防災計画及び周南市 災害廃棄物処理基本計画に基づく業務の実施について、次に掲げる協力を要請 するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去、積込作業
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬・処分
- (3) 甲が指定する避難所等の廃棄物の収集・運搬
- (4) 前各号に伴う必要な事業
- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次に掲げる事項を文書により通知 するものとする。ただし、文書により難い場合には、口頭により通知し、後に速 やかに文書により通知するものとする。
- (1) 協力の要請内容
- (2) その他必要な事項

#### (災害廃棄物処理等の実施)

第3条 乙は甲から前条第1項の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材を確保する等、甲が実施する災害廃棄物処理等に可能な範囲で協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物処理等を実施する際は、次に掲げる事項に留意することとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

#### (情報の共有等)

第4条 甲は、災害廃棄物処理等に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧の状況等必要な情報を提供するものとし、乙はその情報に基づき、協力体制について甲に報告するものとする。

#### (実施の報告)

第5条 乙は、実施する災害廃棄物処理等が終了したときは、次に掲げる事項を 文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項

#### (費用の負担)

第6条 第2条第1項の要請により乙が実施した災害廃棄物処理等に要した費用の負担については、原則として甲が負担するものとし、その額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定書の有効期限)

第7条 この協定は、協定締結日から効力を有することとし、甲又は乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

#### (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 自1通を保有する。

令和6年3月12日

周南市長 月季 升 《津 医山蓝

乙 周南市大字安田1847番地の3

有限会社 呼鶴タクシ 代表取締役 ズ ね

#### 災害時における包括的消防支援協定書

周南市(以下「甲」という。)と株式会社トクヤマ(以下「乙」という。)、トクヤマ海陸運送株式会社(以下「丙」という。)、共栄石油株式会社(以下「丁」という。)及び西部徳山生コンクリート株式会社(以下「戊」という。)は、災害時の消防活動で必要とされる包括的な支援に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域において火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、乙 丙丁戊が行う消防用水の供給、消防車両への給油、離島への資機材搬送等の 包括的支援活動(以下「支援活動」という。)について、適切かつ円滑な運営 を期するため必要な事項を定める。

#### (支援要請)

- 第2条 甲は、災害時において、支援活動が必要な事態が発生した場合は、乙 丙丁戊に対して消防活動の支援要請を行うことができる。
- 2 乙丙丁戊は、要請があったときは、可能な範囲において指定された場所に 出動し甲の支援を行うものとする。

#### (報告)

- 第3条 乙丙丁戊は、支援活動を開始したときは、甲に対して活動を開始した日時、場所、内容等を報告するものとする。
- 2 乙丙丁戊は、その活動が完了した時は、前項に準じて甲に対して報告する ものとする。

#### (費用負担)

- 第4条 支援活動で要した費用は、甲が負担する。
- 2 その他疑義が生じた場合は、甲と乙丙丁戊が協議するものとする。

#### (免責)

第5条 支援活動により、第三者に損害が生じたときは、乙丙丁戌が行う支援活動について甲は一切の責任を負い、乙丙丁戌を免責することに甲は同意する。支援活動に伴い乙丙丁戌が第三者から賠償請求等された場合、甲が乙丙丁戌への金銭的補償を含めて一切の責任を負うものとする。

ただし、乙丙丁戊の支援活動した者の故意若しくは重大な過失による場合 又は損害現場への往復途上における交通事故により発生した損害は、乙丙丁 戊がその損害に要する経費を負担する。

#### (損害の補償)

第6条 乙丙丁戌の支援活動した者が、負傷、疾病又は死亡した場合の補償は 労働者災害補償保険法の対象となるものを除き、周南市消防団員等公務災害 補償条例により補償する。

#### (危険回避)

第7条 乙丙丁戊は、甲の指示する支援活動及び指定された場所への移動又は 輸送時に危険が生じると判断した場合は、支援活動を中断又は中止し、その 危険を回避することができる。

#### (訓練の実施)

第8条 支援活動を円滑に実施するため、甲と乙丙丁戊は協議して訓練を実施するものとする。

なお、訓練は情報伝達訓練を原則とする。

#### (支援要請責任者)

- 第9条 この協定に関する支援要請責任者は、甲においては周南市長、乙丙丁 戊においては株式会社トクヤマ徳山製造所長とする。
- 2 甲と乙丙丁戊は、周南市消防長及び株式会社トクヤマ徳山製造所長が指定 した関係事業所長等へ権限を委任することができるものとする。

#### (協議)

第10条 この協定に疑義が生じた事項については、甲と乙丙丁戊で協議するものとする。また、この協定に関して必要な事項は別に定める。

#### (有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙丙丁戊が 文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

#### (内容の変更)

第12条 この協定の内容は、甲と乙丙丁戊の協議により、随時変更することができる。

この協定を証するため、本協定書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印の上、各自その1通を保有する。

#### 令和6年4月17日

- 甲 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市 周南市長 藤 井 律 子
- 二 山口県周南市御影町1番1号株式会社トクヤマ徳山製造所常務執行役員徳山製造所長奥 野 康
- 丙 山口県周南市築港町2番18号 トクヤマ海陸運送株式会社 代表取締役 安 中 利 彦
- 丁 山口県周南市入船町7番26号 共栄石油株式会社 代表取締役 安 中 利 彦
- 戊 山口県周南市御影町1番1号 西部徳山生コンクリート株式会社 代表取締役社長 山 手 孝 昭

#### 災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

周南市(以下「甲」という。)と株式会社キロク(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、周南市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生 の恐れがある場合(以下「災害時」という。)における応急対策資機材(以下「資機材」 という。)の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、市内での災害時には、乙に対し、次の事項に関して協力を要請することができる。
- (1) 災害時における物資の確保を図るため、乙が保有する資機材を供給すること。
- (2) 乙が保有する福祉用具等の資機材を供給するにあたり、必要に応じて福祉的観点から避難所運営における助言等を行うこと。

(協力要請の手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式1により文書で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、 その後、速やかに文書を提出する。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、 資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をと るとともに、その措置事項を甲に連絡する。

(資機材の範囲)

- 第5条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。
  - (1) 別表1に掲げる資機材
  - (2) その他甲が指定する資機材

(資機材の運搬引渡し)

- 第6条 供給資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。
- 2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡を受けるものとする。

(経費の負担)

- 第7条 この協定に基づき、乙が提供した資機材及び乙が行った運搬・助言等に要した 費用は、甲が負担する。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。 (有効期間)

第10条 この協定は、令和6年4月19日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月19日

甲 周南市周南市長 藤 井



二 山口県下関市秋根北町8-株式会社キロク 代表取締役 森 脇 大

